

行政刷新会議（第11回）

議 事 次 第

平成 22 年 9 月 30 日（木）
17 : 00 ~ 18 : 30
官 邸 4 階 大 会 議 室

1. 開 会
2. 国丸ごと仕分け（行政事業レビュー）について
3. 事業仕分け第3弾について
4. 独立行政法人等及び政府系の公益法人についての事業仕分けの評価結果を踏まえた見直しの検討状況について
5. 規制・制度改革に関する分科会の今後の進め方について
6. 公共サービス改革の進め方について
7. 閉 会

- 資料 1 平成 22 年度における「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）の取組と今後の課題について
- 資料 2-1 事業仕分け第3弾について（案）
- 資料 2-2 ワーキンググループの設置について（案）
- 資料 2-3 評価者名簿（国会議員）（案）
- 資料 2-4 事業仕分け第3弾の評価対象の選定の考え方（案）
- 資料 2-5 民間評価者の選定の考え方（案）
- 資料 2-6 事業仕分け第3弾の当面の進め方について（イメージ）
- 資料 3-1 「事業仕分け第2弾（前半）」の評価結果を踏まえた各府省の見直し等の状況について（独立行政法人）
- 資料 3-2 各独立行政法人の予算要求の状況
- 資料 3-3 「事業仕分け第2弾（後半）」の評価結果を踏まえた各府省の見直し等の状況について（政府系公益法人）
- 資料 4-1 「規制・制度改革に関する分科会」の今後の進め方

資料 4-2 「規制・制度改革に関する分科会の設置について」及び「ワーキンググループ (WG) の設置について」の一部変更について (案)

資料 5-1 公共サービス改革の進め方について

資料 5-2 公共サービス改革分科会の設置について (案)

参考資料 1 行政刷新会議議員名簿

参考資料 2 公開プロセス対象事業の点検結果の平成 23 年度概算要求への反映状況

行政刷新会議（第11回）

<座席表>

平成 22 年 9 月 30 日（木）
17 : 00 ~ 18 : 30
官 邸 4 階 大 会 議 室

出入口

寺田

補佐
官理

加藤 議員
(事務局長)

草野 議員

茂木 議員

吉川 議員

財務大臣

内閣官房長官

内閣総理大臣
(議長)

行政刷新担当大臣
(副議長)

国家戦略担当大臣

総務大臣

園
大臣
政内閣
務閣
官府

平野
副内閣
大臣府

資料1

平成22年9月30日

行政刷新担当大臣

蓮 舫

平成22年における「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）の
取組と今後の課題について

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー。以下「レビュー」という。）は、第6回行政刷新会議（3月11日）における決定に基づき開始され、ここまで、行政刷新会議の適切な関与の下で、各府省の取組が行われてきたところである。

レビューは、各府省が一斉に自らの所管事業を点検するという過去に例がない取組であることから、来年から本格実施することとし、本年は試行的な取組として実施してきた。

今般、各府省における今年の点検作業が終了し、その結果の平成23年度予算概算要求への反映状況の公表も行われ、一連の取組に区切りを迎えたところである。このため、行政刷新会議として今年度の取組全体を振り返り、来年からのレビューの本格実施に向けた課題を整理することとしたい。

これを別添「平成22年における『国丸ごと仕分け』（行政事業レビュー）の取組と今後の課題（案）」としてとりまとめたので、本日の本会議においてご審議の上、ご決定いただければ幸いである。

(別添)

平成22年における
「国丸ごと仕分け」(行政事業レビュー)の取組と
今後の課題

(案)

平成22年9月30日
行政刷新会議

[目次]

1	はじめに	1
2	平成22年の取組の概要	2
(1)	取組の流れ	2
(2)	実施体制	3
(3)	事業実態の把握（行政事業レビューシートを作成）	3
(4)	外部の視点を活用した点検	4
(5)	点検結果の平成23年度予算概算要求への反映	5
3	公開プロセス終了時点でのレビューに対する各府省及び外部有識者の評価	6
(1)	レビューの取組に対するチーム等の所見	6
(2)	外部有識者へのアンケート結果	9
4	レビューの結果とその平成23年度予算概算要求への反映状況に関する論点	15
5	来年以降の本格実施に向けて取り組むべき課題	16
(1)	レビューシートについて	16
(2)	公開プロセスについて	17
(3)	公開プロセスの対象外の事業の点検について	19
(4)	複数部局等にまたがる政策に関する事業のレビューについて	19
(5)	政策評価との関係について	20
(6)	再仕分けとの連動について	20
(7)	レビューの手法の新規事業への応用について	21
(8)	情報公開の在り方について	21
6	おわりに	23

【参考資料】

各府省の行政事業レビュー点検結果の平成23年度概算要求への反映状況（集計表）

1 はじめに

(1) 国が企画立案する事業について、国民の税金が無駄なく効果的に使われているかを検証して問題点を炙り出し、早急に見直しを行っていくためには、各府省が所管する事業の執行実態を把握することが極めて重要である。しかしながら、昨年の事業仕分けの結果、全体的に各府省の把握は十分でないことが明らかになった。

実態把握が不十分なままで事業の検証が十分に行われることはない。このような状態で予算要求が行われるならば、非効率で効果の低い事業が温存されることになる。

(2) 我が国の逼迫した厳しい財政状況は、このような非効率・低効果の事業の温存を許さない。昨年11月に行われた事業仕分けにおいても、このような事業を見直すための厳しい議論が行われたが、第5回行政刷新会議（平成22年1月12日）において指摘があったように、予算要求の段階から十分な検討・見直しが行われていない場合、予算査定段階での削減努力には限界がある。

(3) 以上のような問題意識に立脚して、行政刷新会議は、その適切な関与の下で、

- ① 各府省自らが、自律的に、
- ② 予算要求前の段階において、
- ③ 原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われているか（使途）といった実態を把握し、国民に明らかにした上で、
- ④ 事業仕分けの手法も用いながら事業の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる

取組である行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を本年から開始した。

この取組は、事業仕分けの内生化・定常化を図り、国の事業全体を仕分けることとなることから、「国丸ごと仕分け」とも言うべきものである。

また、各府省が自律的に行うこの取組を毎年徹底して繰り返すことにより、コストの削減や政策効果の高い事業の立案に向けた霞ヶ関の意識改革、すなわち「仕分けマインド」の定着につながることも期待される。

(4) レビューのように各府省が一斉に自らの所管事業を点検する取組は過去に例がないものであることから、本年を試行とし、来年から本格実施することとしている。本報告は、来年からの本格実施に向け、平成22年における今年のことまでの取組を振り返りながら、レビューの実効性を確保していくための課題と対応方向を整理したものである。

2 平成22年の取組の概要

(1) 取組の流れ

平成22年のレビューは、概ね以下の日程により実施された。

3月 **第6回行政刷新会議**（11日）

〔・レビューの実施を決定〕

各府省において予算監視・効率化チームを設置（～4月上旬）

→行動計画の策定作業を開始するなどレビューの作業に着手

4月 **第7回行政刷新会議**（8日）

〔・各府省の行動計画の報告、公開プロセスの基本的なルール了承〕

第8回行政刷新会議（20日）

〔・行政刷新会議が選定する外部有識者の選定基準了承〕

5月 **第9回行政刷新会議**（18日）

〔・各府省のレビューの取組状況の報告
・公開プロセス対象事業の了承、外部有識者決定〕

各府省における公開プロセスの実施（26日～6月15日）

6月 **第10回行政刷新会議**（15日）

〔・公開プロセスの結果報告（6月8日時点）
・レビューの取組状況（各府省所見）の報告〕

各府省におけるレビューの中間取りまとめ（下旬）

〔・これまでの取組の中間的総括
・公開プロセスの結果を踏まえた横断的な見直しの視点の提示〕

7月 **行政事業レビューシートの公表**（月上旬（一部中旬））

各府省における事業の最終的な点検作業（～8月下旬）

8月 **行政事業レビューシート（最終版）の公表**（下旬～9月上旬）

平成23年度予算概算要求への反映状況の公表（下旬～9月上旬（一部下旬））

9月 第11回行政刷新会議（30日）

〔平成22年の取組と今後の課題の整理〕

（2）実施体制

レビューは、各府省の予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）を中心に行われた。これは、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）及び「予算監視・効率化チームに関する指針」（平成22年3月31日内閣官房国家戦略室）に基づき各府省に置かれたものである。チームは副大臣をトップとし、外部有識者の参加も得ながら、各府省の大臣官房長、会計課長等をメンバーとして構成されるのが基本である。

（3）事業実態の把握（行政事業レビューシートの作成）

① 各府省が事業の実態を十分に把握し、国民に対してわかりやすく示すため、行政刷新会議事務局（以下「事務局」という。）から提示した様式に従い、各府省において行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）が作成された。

② レビューシートには、

ア 事業所管部局が、事業の概要や予算・執行額のほか、事業実態を十分把握することを前提に、自己点検の内容（支出先・用途の把握水準・状況、（当該事業の）見直しの余地）、資金の流れ、費目・用途などを記載するとともに、

イ さらに、チームが、事業所管部局の自己点検の内容等を精査した上で、事業執行において見直すべき点や概算要求へ反映すべき内容等について所見を記載することとした。

このような手順を経ることで、府省内で事業に対して二重のチェックを実施した上で、最終的に当該事業の概算要求額を決定するようにした。

③ レビューシートの作成に当たっては、各府省において、今回の点検の対象となる事業単位の整理を行った。事業単位の整理は事業の執行実態の把握を前提に行うものであることから、把握できる直近の年度（本年であれば21年度）の事業について行った。この結果、人件費や庁費などの事務的経費、国債費、地方交付税交付金などを除き、最終的に合計5,383通のレビューシートが各府省において作成・公表された。

(4) 外部の視点を活用した点検

国の事業を客観的にチェックするため、公開プロセス、レビューシートの公表等を通じて、外部の視点を取り入れた事業の点検を実施した。これにより、これまで各府省内部で行われてきた予算要求の検討プロセスの透明性が画期的に高まった。

① 公開プロセスの実施

ア 5月26日から6月15日にかけて、各府省において、合計169の事業について外部有識者による点検が公開の場で行われた（公開プロセス）。外部有識者は、対象事業について府省側の説明者と質疑を行い、その内容を踏まえて、「廃止」、「抜本的改善」、「一部改善」などの評価を評価シートに記入した。外部有識者の評価の集計の後、とりまとめ役として参加している当該府省の副大臣や大臣政務官（例外的に大臣官房長等）が最終的な評価結果のとりまとめを行った。

イ 公開プロセスの対象事業については、レビュー対象事業のうち、次の基準を考慮して各府省が選定した。（なお、公開プロセスの対象として相応しくないと判断された一部の事業については、事務局からの指摘で差し替えが行われた。）

- i) 事業の規模が大きく、または政策の優先度の高いもの
- ii) 長期的、継続的に取り組んでいる事業などで、執行方法や制度等に関して、改善の余地があるもの
- iii) 事業の執行に関して、過去に内外から問題等が指摘されているもの
- iv) その他、公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

ウ 外部有識者については、そのおよそ半数を各府省のチームに参加する者とし、残りの半数及び議論のコーディネーターとなる者を行政刷新会議が指名する者とするにより、議論の外部性の確保に努めた。

エ 評価結果182（※）のうち、「廃止」が46、何らかの「改善」を求められたものが136となり、「現状通り」は0であった。

※ いくつかの事業でメニュー毎に細分化して評価を行ったため、事業数（169）を超える数となった。

② 横断的な点検の実施

各府省のチームにおいて、公開プロセスの中で明らかとなった見直しの視点も活用しながら、公開プロセスの対象とならなかった他の事業の横断的な点検を実施し

た（おおむね7月～8月）。

③ 行政事業レビューシートの公表

ア レビューシートについては、各府省において、

- ・ 事業所管部局が自己点検欄まで記入した段階で一度公表し、国民からの意見募集を行った上で（おおむね6～7月）、
- ・ チームの所見及び翌年度要求額を記入したものを最終版として概算要求に際して公表した（8月下旬～9月上旬）。

イ このような手順を経ることにより、国民の視点も活用しながら事業の点検を行うことに努めた。

(5) 点検結果の平成23年度予算概算要求への反映

① レビューの点検結果を着実に来年度予算の概算要求に反映し、その結果を公表すべきとの行政刷新会議からの要請を踏まえ、各府省では概算要求に際して、行政事業レビューシートの最終版と「行政事業レビュー点検結果の平成23年度概算要求への反映状況について」を公表した。（8月下旬～9月上旬（一部下旬））

② この資料等を基に事務局において集計したところ、点検対象となった平成21年度の事業5,383（レビューシート数の合計）のうち、「廃止」が471、「改善」が2,210であり、「廃止」・「改善」による平成23年度予算概算要求への反映額は約1.3兆円に上る。（※）

※1 「廃止」は、レビューの点検の結果、23年度概算要求において廃止されたものである。（レビューの点検以前に21年度末までに廃止されたものは含めていない。）

2 「改善」は、「廃止」以外でレビューの点検の結果、何らかの見直しが行われたものである。（各府省が「廃止」と結論付けていても、実際の廃止が数年後（段階的廃止）になるものについては、ここでは「改善」として整理している。また、執行面等の改善であったため、23年度概算要求の金額に反映がなされていないものを除いている。）

③ 行政刷新会議は、今後、各府省における点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等について引き続きチェックを行い、更に見直しの余地があると考えられる事業については、事業仕分け第3弾（再仕分け）の対象とする。

3 公開プロセス終了時点でのレビューに対する各府省及び外部有識者の評価

今年の実施の成果や問題点を客観的に把握し、来年以降のレビューの充実につなげていくため、公開プロセスを終えた時点において、事務局から、各府省のチーム又はチーム事務局の役割を担う会計課等にレビューの実施に関する所見を求めるとともに、行政刷新会議からの指名により各府省の公開プロセスに参加していただいた外部有識者にレビューに関するアンケートを行った。

(1) レビューの実施に関するチーム等の所見（所見の提出時期：6月上中旬）

- ① レビューの実施主体である各府省からは、取組の意義を積極的・肯定的に評価する見解が以下のように数多く寄せられた。

【実態把握に関するもの】

- ・フロー図等により、これまで各担当者が把握していた資金の流れや使途が一目で把握できるようになった。
- ・可視化により、これまで必ずしも留意していなかった諸点について、認識が深まるとともに、その適正性等を判断する上で重要な材料となった。
- ・資金の流れ、費目・使途の実態把握により、契約方法の妥当性、目的達成のための手段としての適切性等の問題点がより明確化される。
- ・レビューシートを作成することによって、調達方法（競争入札・随意契約）の実態が明らかにされ、今後、事業の見直しをする際の参考になった。
- ・担当部局の把握水準が案件、部局、支出先の情報開示状況等によってまちまちであることが明らかになり、把握水準の改善を指摘されるケースも散見された。このことにより、担当部局が予算の支出先や使途等の把握に今まで以上に意を用いるようになり、更には効果的・効率的な予算執行に向けた不断の見直しを行うことが期待される。

【公開プロセスに関するもの】

- ・従来はあまり外部の視点で検証されていなかった行政内部の業務について、外部の視点で検証する良い機会となった。
- ・それぞれの事業の在り方や予算の執行に関して、評価者の国民目線に立った率直な意見・提言を受けたことにより、今後の事業運営の在り方等を再検証するとともに、改善点等を洗い出すために有意義であった。
- ・予算執行の在り方、執行後の事業の効果等についても、説明責任が求められ、

- 国民の視線にさらされることを、すべての職員が改めて認識する契機となった。
- ・どのような方策を講じれば、より安価で効率的な予算が可能となるのか、国民目線に立った執行を強く認識することができた。
 - ・公開プロセスの場において案件の説明を行うことにより、担当部局における担当案件についての把握水準が格段に向上している。

【公開プロセスの対象とならなかった事業の見直しに関するもの】

- ・公開プロセスの対象とならなかった事業についても、チームにおいて、各局課室による実態把握についてのヒアリングを実施し、見直しを行う。
- ・「独立行政法人が行う事業の横断的な見直しについて」等を踏まえ、独立行政法人・公益法人向け支出について、レビューにおいて検証することとしている。

【概算要求等への反映】

- ・庁内の予算要求ヒアリングにおいて、レビューの実施結果を踏まえて説明を行うよう指示するなど、レビュー結果の概算要求への反映を徹底して行う。
- ・公開プロセスで得られた各事業の見直しの視点については、公開プロセス対象事業に限らず全事業的に応用。
- ・公開プロセスにおける評価結果及び自己点検による見直しの結果について、本年度の執行にも可能な限り反映させることとしたい。
- ・レビューシートを概算要求用資料としてそのまま活用することにより、レビュー結果を確実に予算に反映する。
- ・事業の概算要求を検討する段階から、その事業を行った場合に期待される効果やその把握方法についても併せて検討する必要がある。

【職員の意識改革】

- ・今般の取組を内生化・定常化すべく、概算要求を行うまでの一つのプロセスとして関係部署に広く理解を求めてまいりたい。
- ・今回の取組は、予算執行・予算要求に携わる者の意識改革を促すものであり、今後もこの意識改革が更に職員に浸透するよう努めたい。

【その他】

- ・行政事業レビュー結果の政策評価への反映など、政策評価との連携を強化することとしている。
- ・政策のPDCAサイクルのアクション機能の強化に資するものと認識している。

- ② 一方で、レビューの充実に向けて、レビューシートの改善や公開プロセスの準備、職員の意識改革などに関し、次のような意見も寄せられたところである。

【レビューシートの改善】

- ・行政事業レビューにより検証すべき点として「政策自体の必要性」や「政策実現手法の有効性・効率性」も排除しないのであれば、レビューシートに事業仕分けと同様に「成果目標」や「成果実績」についても記載してはどうか。
- ・使途・支出先の把握に加え、各事業の目標達成度合いについても十分把握していく必要がある。
- ・シート中に、当該事業の政策全体の中での位置付け等についても明記できれば、議論の出発点を共有できるのではないか。
- ・レビューを実施する事業に含まれる個別の事業について、サブシートを作成し、事業内容の把握、自己点検等をより詳細に行った。

【公開プロセスの準備】

- ・事前の勉強会については、日程がタイトとなり、必ずしも十分な時間をとることができなかった。当省としては、外部有識者の事前勉強会は、当該事業の理解を深める意味でも、極めて重要と考えており、この点について、早期に外部有識者を選定するなど、改善してまいりたい。

【職員の意識の向上】

- ・自律的な改革のプロセスを定着させるためには、職員の認識や意欲の喚起を更に求めていく必要があると考えられる。

【その他】

- ・本年度のレビューは、試行として実施したところであり、手さぐりの状況で作業を行わざるを得ず、レビューの実施に伴う事務作業が過大となったこと等も踏まえ、来年度以降については、実施方法についての工夫等、事務作業の効率化についても検討していく必要があると思われる。

(2) 外部有識者へのアンケート結果

行政刷新会議の指名により各府省の公開プロセスに参加していただいた外部有識者の方（延べ63人）に、公開プロセスを中心とした各府省のレビューへの取組についてのアンケートの回答を依頼したところ（回答期間：7月23日～8月5日）、41通の回答が寄せられた。回答結果と主な御意見は以下のとおり。

Q1 公開プロセス対象事業は、公開の場で議論するのに適切なものが選定されていたか。

【回答結果】

- 1 大半の事業が、公開の場で議論するのにふさわしかった。・・・ 23人
- 2 ふさわしいものとそうでないものが半々程度だった。・・・ 12人
- 3 大半の事業が、公開の場で議論するのにふさわしくないものだった。・・・ 3人
- 4 その他・・・ 3人

このように回答者の過半数（23人）の方から、対象事業の大半が公開チェックにふさわしいものであったとの回答が寄せられた。

一方で、

- ・果たして1時間かけて議論するだけの価値があるのかどうかというものはあった
 - ・インパクト（支出額や社会的な効果）が小さなものが多く、このために多くの人が準備をし議論するのはもったいない
- といった意見が寄せられた府省があった。

Q2 行政事業レビューシート及び添付資料は、事業の検証を行う上で必要十分だったか。（特に、資金の流れ、費目・使途など）

【回答結果】

- 1 必要十分な情報が提供されていた。・・・ 2人
- 2 おおむね十分な水準であった。・・・ 15人
- 3 必要な情報が不足しているケースが多かった。・・・ 22人
- 4 その他・・・ 2人

「必要十分」、「おおむね十分」と回答した方も多くいた（合計17人）が、過半数

(22人)の方が「必要な情報が不足」と回答した。これに関連して、いくつかの府省に対し、

- ・形式的な情報のみであり、検証を行うための情報が大幅に不足
 - ・事業の具体的中身や客観的外部評価などの情報が不足
 - ・添付資料は一般的な事業概要のものばかりで、その事業に関わる費用対効果についての客観的数値が載っていないものがほとんど
 - ・どの事業も政策目標に対して成果がどのような形で得られているのか（定性的でも定量的でも）の報告が明確でなかった
 - ・繰り返し行われる定型的な質問に対する答えをあらかじめ書いておくとの時間の節約になるのでは
- といった改善を求める意見が数多く寄せられている。

Q3 行政事業レビューシートの『自己点検』欄では、財政資金の効率的・効果的な支出の観点から、十分な見直し内容が記述されていたか。

【回答結果】

- 1 十分な見直し内容が記述されていた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3人
- 2 十分な見直し内容が記述されているものとそうでないものが半々程度であった。
・・ 14人
- 3 見直し内容の記述が不十分なものが多かった。・・・・・・・・・・・・ 23人
- 4 その他・・ 0人

過半数（23人）の方から、「見直し内容の記述が不十分なものが多かった」との回答が寄せられた。これに関連して、

- ・何故、これを予算化し、実施しなければならないかについて、十分な説明とは思えないものが多い。一度、予算化するとその正当性を書いているような感じがする
- ・十分な検討・準備の上で記述されていたようには思われない
- ・効率的・効果的な取り組みへの視点は示されていたが、あらゆる角度からの考察ではないように思えた

との意見が寄せられた府省があった。

一方で、

- ・当初想定していた以上に、問題点が上げられ、その見直し内容が記載されていたと思われる
- ・この程度のものが提出されていれば、それを前提に、さらなる見直しの議論が可能

となる

との肯定的な意見が寄せられた省（厚生労働省）もあった。

Q 4 各府省による事前勉強会において、十分な情報提供が行われていたか。

【回答結果】

- 1 議論をする上で十分な情報提供がなされていた。・・・・・・・・・・5人
- 2 十分な情報提供がなされている事業とそうでないものが半々程度だった。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・11人
- 3 議論をする上で十分な情報提供が行われていなかった。・・・・・・・・7人
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・5人

事前勉強会に出席された方（延べ28人）のうち、11人が「十分な情報提供がなされている事業とそうでないものが半々程度」、7人が「議論をする上で十分な情報提供が行われていなかった」と回答している。これに関連して、少数の府省についてはあるが、

- ・一方的に事業の必要性だけを訴えるケースが多く、現状についての問題意識が全く示されない事業が多かった
- ・勉強会の途中で、会計課長（事務局注：チーム事務局の実質的な責任者）が事業の必要性を説明するなど、何のための事前勉強会か理解できなかった。同省の官房自体が、行政事業レビューの意味を理解していないのではないかと、との厳しい意見が寄せられている。

Q 5 各府省が選定した外部有識者の方々には、事業を適切に検証する姿勢が見られたか。

【回答結果】

- 1 行政刷新会議側と同じかそれ以上に積極的に検証を行う姿勢を見せていた。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・18人
- 2 一部に、事業の検証に消極的な姿勢を示す有識者がいた。・・・・・・・・13人
- 3 ほとんどが、事業の検証に消極的な姿勢を示す有識者であった。・・・・5人
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・5人

「行政刷新会議側と同じかそれ以上に積極的に検証を行う姿勢を見せていた」と回答した方が18人だった一方で、「一部に、事業の検証に消極的な姿勢を示す有識者がいた」、「ほとんどが、事業の検証に消極的な姿勢を示す有識者であった」と回答した方が合計18人いた。これに関連し、特定の省について、

- ・明らかに特定事業の関係者と思われる方もおられた。その問題点は、その事業の評価にバイアスがかかるだけでなく、大体がワン・イシューの方なので他事業についてはほとんどコメントがない（関心が持てない）ことだと思ふとの指摘があった。

Q 6 公開プロセスの対象事業について、評価結果取りまとめは適切に行われていたか。

【回答結果】

- 1 議論と評決を踏まえて、結論が明確に示されていた。・・・26人
- 2 議論や評決の内容に照らして、結論が不明確な場合があった。・・・8人
- 3 議論や評決を十分に踏まえず、取りまとめ役の判断による取りまとめが行われるケースがあった。・・・7人
- 4 その他（評価シートの在り方など）・・・0人

大多数の方（26人）が「議論と評決を踏まえて、結論が明確に示されていた」と回答されたが、一方で、「議論や評決の内容に照らして、結論が不明確な場合があった」（8人）、「議論や評決を十分に踏まえず、取りまとめ役の判断による取りまとめが行われるケースがあった」（7人）と回答された方もいた。これに関連して、少数の府省ではあるが、

- ・事業の廃止が多数を占めているにもかかわらず、その結果を選ばないケースがあった
 - ・多数決で結果を決めるというルールをどこまで徹底するべきであるのかなど、今後の課題が残った
- との意見が寄せられている。

Q 7 公開プロセス当日の運営は適切に行われていたか。

【回答結果】

- 1 特に問題なく適切に行われていた。 32人
- 2 日程や時間割に改善の余地がある。 4人
- 3 会場の設営に改善の余地がある。 6人
- 4 その他 2人

大多数（32人）の方が、「特に問題なく適切に行われていた」と回答されている。

その他寄せられた御意見

・上記のほか、各府省のレビューについて数多くの貴重な御意見が寄せられているが、そのうち、全府省に共通するものとして注目すべき指摘は以下のとおり。

【全体の中での事業の位置づけの明確化】

- ・（公開プロセスの対象事業の選定の妥当性に関し）全事業を提示いただいた上で対象事業を議論したわけではないので、率直なところ分からない。ただし、少なくとも、全予算がどのような事業に割り振られているのか、そうしたマクロ的な図表があれば、個別事業の評価にもより適切な判断が可能になると思った。
- ・全体的な制度設計の一翼を構成する事業を、個別の事業単位で規模の妥当性・実施の是非を議論することに難しさを感じた。これに類似する問題として、担当課単位でレビューを実施し、何らかの指摘を行ったとしても、当該担当課だけでは判断・決定できない事項が多く、その点も今後の課題となると感じた。
- ・全省を通じて、予算全体のマスタープランや各省横断的に類似の事業があるや否やのチェックリストなどが存在しない、あるいはリクエストしても作成しないのには、ショックであった。

【質疑の工夫】

- ・質問する評価者の側には、①自分の意見を述べず、質問に徹すること、②事業目的の当否は問わず、目的達成の手段としての妥当性を論じるのだということを徹底するとよくなる。他方、説明者の側は、「はい」か「いいえ」で答えられる質問に対して無関係な回答を続け、結局、最終的に「はい」か「いいえ」かわからないケースが散見されたので、こういうことのないように徹底すべき。

【対象事業の選定】

- ・そもそも出す側もやめるべきと思っているような事業は、評価する側も時間の無駄

を感じてしまうので、極力避けた方がいいように思う。インパクトが大きく、判断としては止めさせるべきだが、世論ないしは利権団体の反対が強いようなものに限って、議題に載せるのがよいように思う。

- ・複数省庁にまたがっているプロジェクト（予算）があるが、これは1つのプロジェクト（省庁横断）でやらないと意味がないのでは？省庁内でのプロジェクトについても同様で、一つ一つを取り出すのではなく、可能な限り関連したものをまとめてレビューしないと、効果が半減するのではないかと思われる。

【評価シートへの記入方法】

- ・評価シートの作成方法及び記入方法に工夫が必要。特に、事業評価の冒頭において、コーディネーターは、評価シートの判断項目のそれぞれの意味を再確認すべきではないか。

【評価結果のフォローアップ】

- ・（事業仕分けやレビューにより評価した）事業のその後が気にかかる。国民としても知る必要があることなので、事業評価が次年度予算に生かされているかどうか、内閣府（行政刷新会議事務局）として分かりやすい形で公表すべき。

【継続的実施の必要性】

- ・今回は、初回、各省庁も慣れない部分があるように思えた。事業の精査はもちろん重要であるが、それ以上に、職員の意識改革の効果があったように思える。この意識の改革は、レビューを継続して実施することで、進展するものと思われる。
- ・事業仕分けを含め、回を重ねるごとに、（省庁側と外部有識者の）議論のすれ違いが少なくなってきたように思える。継続することが何よりも重要。

4 レビューの結果とその平成23年度予算概算要求への反映状況に関する論点

現在、事務局において、各府省のレビューの結果とその平成23年度概算要求への反映状況についてチェックが行われているところである。今後、なお精査を要するが、少なくとも各府省は、以下の点について説明責任を十分果たす必要がある。

- (1) チームの所見において「一旦廃止して、必要性を検証すべき」のように結論づけられている事業について、類似のものが、23年度概算要求において、名称が異なる新規事業の一部として要求されている例がある。必要性の検証を十分行ったのか、従来事業とは何が違うのか等。
- (2) チームの所見において、「一旦廃止するが、政策目的はご理解いただいた」などと記述されている事業について、23年度概算要求において、別事業として要求されている例がある。政策目的達成のために真に効果的・効率的な事業に変わっているか等。
- (3) レビューの結果を踏まえ事業のメニューの一部を廃止・改善したとされている一方で、事業全体では23年度要求が大きく増加している例がある。何故、廃止や改善を反映した減額要求が行われなかったのか等。
- (4) 事業仕分けやレビューの公開プロセスにおいて、「他事業と再編・統合し、効率的な事業実施に努めるべき」と結論づけられた事業について、統合後の要求額が統合前の各事業の予算額の合計より増えている例がある。真に効率的な事業となっているか、「統合効果」をどのように発揮しようとしているのか等。
- (5) チームの所見において、「所期の目的を達成したため、22年度で廃止する」とされ、実際に廃止された事業について、どのような成果が上がったのか等がシート（「実施状況」欄や「自己点検」欄など）に記述されていない例がある。そもそも当該事業はどのような成果を見込んで開始され、それがどの程度達成されたのか（達成度）等。
- (6) 過去の事業仕分けや公開プロセスの対象となった事業について、仕分けの結果を十分踏まえた見直しが行われていないと考えられる事業がある。また、その他の事業について、行政刷新会議や各府省自らがレビューの中間とりまとめで示した横断的な見直しの基準に基づく点検を十分に行っていないと思われる事業がある。これらについて、何故十分な見直し・点検が行われていないのか等。

5 来年以降の本格実施に向けて取り組むべき課題

今年の試行的な取組は一定の成果を上げたものと考えられるが、一方で、来年からの本格実施に向け、レビューの実効性を更に確保する観点から解決すべき課題を、以下に掲げる。これらの課題への対応策については、今後、事務局において検討を行い、来年のレビューの作業が開始されるまでに結論を得ることとする。

(1) レビューシートについて

① レビューシートに盛り込むべき事項

ア 本年の試行に際しては、執行実態の把握を重視し、資金の流れ、費目・用途を各府省に詳細に記述してもらうことを優先したため、レビューシートに成果目標等に関する数値目標等に関する情報を記載する欄を設けなかったところである。

イ 一方で、レビューシートについては、更なる情報を追加する必要があること、特に政策目標やその達成度、費用対効果などに関するデータの必要性を指摘する意見が外部有識者からも寄せられているところである。

ウ 外部有識者の御指摘や、レビューの試行結果の評価も踏まえて、今後は、成果目標や達成度、費用対効果等のデータ、過去の事業仕分けやレビューの結果を踏まえて見直したとされている事業の予算の減額／増額要因などについても記載されたシートとすべきである。

エ また、総務省においては、シートに加え独自の「横断的点検シート」を別途作成し、事業所管部局が自ら事業のチェックを行えるような工夫を行っており、数多くある事業を効率的かつ自律的に点検するには有効な手法と考えられる。来年以降、さらに実効性のある自己点検を行うという観点から、総務省の取組を参考にしつつ、チェックリストの作成を検討すべきである。

② レビューシート作成の範囲

ア 本年は、事業執行の実態を把握するため、把握可能な直近年度である平成21年度の事業を対象にレビューシートが作成された。

イ これにより、事業執行の実態は、以前と比べて相当明らかとなったが、例えば、「21年度限りで廃止した」とされている事業について、本当に「付け替え」や「看板の掛け替え」などが行われていないかについては、22年度に新規に措置された

事業に関する情報がないため、検証が困難であった。

ウ さらに、国民に対して国の事業の全体像を示すという観点からも、執行途上の事業であっても、できる限りシートを作成し、事業の存在を示すことが必要である。

エ このため、来年からは、執行実態を把握する対象となる年度の翌年度の新規事業についても、事業概要を中心に記入可能な情報をレビューシートに記入し、必要なチェックが行えるようにする必要がある。

③ レビューシートへの記載の充実

ア レビューは事業の執行実態の把握を前提に行われるものであり、把握した情報を端的に表すために「資金の流れ」欄と「費目・使途」欄が設けられたところである。

イ 特定の府省（農林水産省、経済産業省など）においては、この趣旨をよく理解し、非常に詳しく両欄の記入が行われた。一方で、他の府省においては、記入が必ずしも十分とは言えないシートも多数見受けられたところである。（例えば、特段の理由なく支出先の個別名称が記載されていない例、事業のメニューごとに資金の流れが記載されていない例、入札方法等についての記入がない例、「複数支出先ブロック」の上位10者の資料の添付がない例、「費目・使途」欄で支出先で何に予算が使われたのかの記載がなかったり、あっても不十分な例など。）

ウ このような不十分な記述は、執行実態を点検するというレビューの主旨を没却するものであることから、十分な記述ができていない府省に対しては、予算が最終的に誰に渡り（支出先）、どのように使われているか（使途・費目）を国民にわかりやすく示すよう求めるべきである。

(2) 公開プロセスについて

① 公開プロセスの対象事業

ア 公開プロセスの対象事業については、外部有識者から、概ね公開の場で議論するのに相応しいものが選定されていたが、支出額や社会的な効果が小さなものが含まれており、原則1時間という議論の時間がもったいないとの指摘があった。

イ 一方で、いくつかの府省（農林水産省、国土交通省）においては、事業規模の大きいものや政策の優先度の高いもの、これまでオープンな場ではほとんど議論されてこなかったものなど、国民の目に直接触れる形で議論するのに相応しいも

のが選定され、実際の議論も充実したものとなった。

ウ 今後は、公開プロセスの場を十分活用できるよう、対象事業の選定に当たっては、2(4)①イの i) ~ iv) の基準に該当するもののうち、特に事業規模や社会的な効果の大きさに留意して選定を行うべきである。また、公開プロセスの対象として相応しいかどうか、引き続き事務局がチェックを行うべきである。

エ なお、多数の外部有識者による事業の点検が行われる公開プロセスの対象事業は、できる限り多い方が望ましいことはいうまでもない。一方で、前年度予算の執行額が概ね明らかになるのが5月中下旬以降であること、新規事業の検討にも時間を割く必要があること、概算要求組替え基準が出た後は取りまとめに向けた作業に集中せざるを得ないこと等から、公開プロセスが実施できる期間と対象事業の数には一定の制約がある。限られた時間を有効に活用する観点からも、公開プロセスの対象となる事業の選定に当たっては、十分な吟味が必要である。

② 各府省の外部有識者の選定方法

ア 今年のレビューにおいては、各府省のチームに参加している外部有識者の方を活用して事業のチェックが行われた。また、公開プロセスの実施に際し、多くの府省においてチームの外部有識者が追加されるとともに、行政刷新会議から指名された外部有識者も加わって議論が行われた。

イ しかしながら、各府省で選定された外部有識者の中には、もともと公開プロセスへの参加を念頭において指名されたのではない方や、長く当該府省の政策決定に携わってきた方、「仕分け」の趣旨の理解が十分でないと思われる方が含まれていたことから、府省によっては、議論そのものに戸惑っておられる方、政策論に力点を置いて議論を展開される方などが時に見受けられた。

ウ このため、来年以降は、各府省が外部有識者を選定するに当たっては、公開プロセスの場において外部の目で厳しく事業をチェックすべきことを事前に徹底する必要があるとともに、そもそも従来から当該府省の政策決定に携わる等の関わりがあった方ではなく、関わりがなかった方が選定されるようにすべきである。

また、一部の府省で、特定事業の関係者が公開プロセスの外部有識者に含まれていた(※)ことを踏まえ、事業の利害関係者となっていないかどうか、事前に各府省で慎重にチェックを行うよう求めるべきである。

※当該事業の質疑が始まる前に利害関係者であることが判明したため、質疑から外れ、また、

事業の評価にも参加していない。

③ 公開プロセスにおける評価結果のとりまとめの問題

ア 公開プロセスにおける評価結果のとりまとめは、外部有識者の評価結果や議論の内容を踏まえ、的確に行われなければならないことは言うまでもない。

イ しかしながら、稀なケースではあったが、とりまとめ役が、必ずしも評価結果等を十分反映したとりまとめを行わなかったとの指摘が外部有識者からなされている。

ウ とりまとめ役は外部有識者の評価結果を忠実に踏まえたとりまとめを行う必要があることを事前に徹底するとともに、万が一、外部有識者の評価結果と異なるとりまとめを行う場合には、何故そのような結論となるのかその場で十分に説明を行い、外部有識者からの合意を取り付けた上で結論付けが行われるようにすることが必要である。

(3) 公開プロセスの対象外の事業の点検について

① レビューの実効性を確保するには、公開プロセスの対象外の事業についてもしっかり点検を行う必要があることは言うまでもない。

② このため、各府省に対して、

ア 対象外の事業が多数あることを踏まえ、各府省が指名する外部有識者の数を増やす

イ 総務省の例を参考にして、今年のレビューの経験を踏まえ、事業横断的なチェックリストの作成を検討するなど、事業所管部局が自律的かつ効率的に事業の点検を行えるようにする

ウ 当年の公開プロセスの結果明らかにされた横断的な見直しの基準に基づく見直しを省内における検討の際に徹底する等の取組を求めることが必要である。

(4) 複数部局等にまたがる政策に関する事業のレビューについて

① 各府省のレビューシートがほぼ同時に出そろう結果、特定の政策テーマについて、府省内の複数の部局、さらには複数の府省がそれぞれの所掌事務に応じて事業を実施しているケースがあることがわかる。

- ② このようなケースにおいては、政策全体の中における当該事業の位置づけが必ずしも明らかになっておらず、外部有識者からも、これが議論をしにくくしているとの指摘があったところである。また、一部に事業内容の重複が疑われるケースもある。
- ③ このような事業の点検を行う場合には、当該政策分野の政策手段が一覧できる資料が関係部局・関係府省において作成され、レビューシートとともに公表されるようにすることが望ましい。

(5) 政策評価との関係について

- ① 無駄のない効果的な事業の実施を確保するためには、様々な手法で事業の点検を行うことが重要である。一方で、点検を行う手法が多岐にわたる場合、点検される側にとってはかなりの手間となることから負担感が重くなり、かえって仕分けマインドの定着には逆効果ともなりかねない。
- ② 特に、レビューと、成果目標に照らした政策の達成度をチェックする手法としての政策評価との関係については、本年のレビューの試行に際して、その重複が生じないよう役割分担を図ったところであるが、お互いの有機的な関連性まで踏み込んで役割分担を行う必要がある。
- ③ このため、来年の本格実施までに、政策評価を所管する総務省行政評価局と相談を行いながら、お互いの役割分担と連携の在り方、各府省の事務負担の軽減などについて検討を行い、来年のレビューまでに結論を得るべきである。

(6) 再仕分けとの連動について

- ① 4で述べたように、レビューの結果の平成23年度概算要求への反映状況のチェックの結果、事業の見直しが不十分で、各府省も十分な説明責任を果たしているとは考えられない例が見受けられたところである。
- ② このような見直し不十分な事業を放置することは、レビューの実効性を損なうことになると同時に、非効率で効果の低い事業の見直しに真摯に取り組んだ部局・職員の見直しに対する意欲を減じることとなることから、許されないことである。
- ③ このため、この秋に予定されている事業仕分け第3弾（再仕分け）に向け、行政刷新会議において反映状況についてのチェックを更に行い、問題があると考えられ

る事業については再仕分けの対象にする、財政当局に厳しい査定を求める、政策目標の達成度の厳しい検証を政策評価担当部局に求める等により、各府省が説明責任を果たせるようにする必要がある。

- ④ なお、事業の見直しが不十分な状況が来年以降も続く場合には、その程度に応じて、これを是正させるための措置を講じていく必要がある。

(7) レビューの手法の新規事業への応用について

① レビューは実態把握を行うことを前提に行われるものであり、点検の対象は執行を終えた年度の事業となることから、事後チェックとなる。チェックの結果は新規に立案する事業にも生かされる必要があるが、仮に、十分に生かされない場合、後で問題点の指摘があっても既に執行済みとなってしまうため、いわば「イタチごっこ」のような状態が続くことが懸念される。

② このような状態の発生を防ぐためには、新規の事業についてもレビューの手法を活用し、立案の過程において、客観的な視点で事業の点検を行えるような工夫を検討すべきである。

③ 例えば、

ア 新規に立案される事業であっても、レビューシートの記入項目のうち、事業目的、事業概要、要求額などを記述し、公表する

イ 政策課題の設定や実現手法の選択、過去の事業仕分けやレビューによる点検結果の反映等が適切になされているか、外部の目でチェックを行う等の取組の実施を検討すべきである。

(8) 情報公開の在り方について

① 今回、約5,400通のレビューシートが各府省のホームページなどで公開されたことにより国の事業の全体が明らかになったことは、画期的なことであった。

② 一方で、レビューシートのわかりやすさを優先した結果、予算書に掲載されている予算項目とレビューシートで整理された事業の単位が必ずしも一致していない、十分な検索システムが整備されていないといった問題が指摘できる。

③ レビューは、本来、国の事業の実態を国民に対しわかりやすく示すことに主眼を置いた取組であることからすれば、情報へのアクセスのしやすさを高めることは取

組の意義を高める上で重要な課題である。予算項目とレビューシートの単位をの整合性を取ることが必ずしも容易ではないなどの問題はあるが、各府省のホームページの充実と併せ、検索可能性の向上などを検討する必要がある。

6 おわりに

- (1) 国の事業については、各府省がP D C A (Plan (立案) -Do (実行) -Check (点検) -Action (改善)) のサイクルを適切に繰り返すことにより、非効率・低効果な事業が排除されることが期待されてきた。しかしながら、現実には、CとAが十分行われてきたとは言いがたい。これまでの事業仕分け、そして今回のレビューにおける外部の目による点検の結果を踏まえて廃止され、また、何らかの形で改善された事業が多数あったことは、その証左である。
- (2) また、非効率・低効果な事業が十分な点検・見直しが行われないうまま温存されてきたことは、国の行政機関に対する国民の不信の原因の一つになっているものと考えられる。多くの民間企業が厳しい経営環境の下で懸命なコスト削減努力や事業の淘汰を行っているのに比べ、国民の税金を効率的かつ効果的に使うことに対する意識がまだ甘い部局がある。
- (3) 今回、レビューの取組により、各府省自らが、非効率・低効果な事業の存在を明らかにしたことは、このような意識を改めるための第一歩として評価されてしかるべきものと考えられる。
無論、各方面から指摘されているように、改善すべき点は少なくないが、今後も各府省が自律的に事業の厳しい点検を行い、点検結果を的確に事業に反映させるというレビューの取組を国民の目に見える形で毎年継続して行っていくことで、行政に対する国民の信頼が回復することが期待される。
- (4) また、レビューを各府省に定着させるためには、個々の職員のこの取組に対する意欲を喚起する必要がある。このため、各府省は、真摯に事業の点検や予算への反映に取り組んだ職員を人事評価等において積極的に評価することが重要である。
- (5) 行政刷新会議は、引き続きレビューの取組の定着による自律性のある国の行政運営の実現に取り組んでいく。

参考資料

各府省の行政事業レビュー点検結果の平成23年度概算要求への反映状況（集計表）

（単位：事業、百万円）

所管	一般会計 + 特別会計			一般会計								特別会計							
	21年度行政 事業レ ビュー対 象事 業数	「廃止」改善」事業計		21年度行政 事業レ ビュー対 象事 業数	「廃止」事業		「改善」事業		「廃止」「改善」事業計		(参考) 23年度要求額	21年度行政 事業レ ビュー対 象事 業数	「廃止」事業		「改善」事業		「廃止」「改善」事業計		(参考) 23年度要求額
		事業数	反映額		事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額			事業数	反映額	事業数	反映額	事業数	反映額	
内閣府本府	160	82	▲111,166	160	4	▲103,660	78	▲7,506	82	▲111,166	314,933	-	-	-	-	-	-	-	-
公正取引委員会	3	2	▲17	3	1	▲11	1	▲6	2	▲17	33	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	22	17	▲3,343	22	-	-	17	▲3,343	17	▲3,343	160,518	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	7	7	▲96	7	-	-	7	▲96	7	▲96	3,879	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	52	34	▲543	52	11	▲98	23	▲445	34	▲543	4,606	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	183	70	▲14,371	183	10	▲2,363	60	▲12,008	70	▲14,371	836,686	-	-	-	-	-	-	-	-
法務省	75	55	▲4,367	63	-	-	55	▲4,367	55	▲4,367	170,499	12	-	-	-	-	-	-	-
外務省	705	353	▲43,508	705	41	▲384	312	▲43,124	353	▲43,508	489,423	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	45	37	▲11,249	43	2	▲41	34	▲10,828	36	▲10,869	258,477	2	-	-	1	▲380	1	▲380	114,008
文部科学省	535	344	▲122,629	500	100	▲27,100	214	▲92,014	314	▲119,114	5,557,036	36	3	▲84	28	▲3,431	31	▲3,515	141,756
厚生労働省	962	475	▲468,136	696	20	▲2,257	329	▲75,330	349	▲77,587	15,991,531	299	19	▲15,669	123	▲374,880	142	▲390,549	58,685,132
農林水産省	489	288	▲315,093	455	78	▲78,051	187	▲49,986	265	▲128,037	1,393,681	34	7	▲24,815	16	▲162,241	23	▲187,056	1,224,839
経済産業省	783	284	▲145,097	389	18	▲6,773	90	▲20,628	108	▲27,401	339,959	394	57	▲75,412	119	▲42,284	176	▲117,696	1,041,530
国土交通省	526	276	▲50,599	493	70	▲25,931	184	▲16,814	254	▲42,745	3,668,838	43	1	▲205	22	▲7,649	23	▲7,854	2,777,337
環境省	355	229	▲30,430	321	24	▲993	187	▲12,473	211	▲13,466	153,110	37	5	▲1,652	13	▲15,312	18	▲16,964	30,652
防衛省	481	110	▲7,148	481	-	-	110	▲7,148	110	▲7,148	2,436,746	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,383	2,688	▲1,347,791	4,573	379	▲247,661	1,888	▲356,116	2,267	▲603,777	31,779,955	857	92	▲117,837	322	▲606,177	414	▲724,014	64,015,254

注1. 各欄の計数（「(参考)23年度要求額」欄を除く）については、各府省で公表している「行政事業レビュー点検結果の平成23年度概算要求への反映状況について」等を基に、21年度の行政事業レビュー対象事業を行政刷新会議事務局において以下のルールにより積み上げたものである。
 ア 「廃止」は、レビューの点検の結果、23年度概算要求において廃止されたものである。（レビューの点検以前に21年度末までに廃止されたものは含めていない。）
 イ 「改善」は、「廃止」以外でレビューの点検の結果、何らかの見直しが行われたものである。（各府省が「廃止」と結論付けていても、実際の廃止が数年後（段階的廃止）になるものについては、ここでは「改善」として整理している。また、執行面等の改善であったため、23年度概算要求の金額に反映がなされていないものを除いている。）
 注2. 事業によっては、一般会計と特別会計の両会計から構成されているものがあり、一般会計と特別会計の事業数を合計した数が「一般会計+特別会計」欄の事業数と合わない場合がある。
 注3. (参考)23年度要求額は、行政事業レビュー対象となる事業のみの合計額であり、その中には、23年度要望額も含まれている。
 注4. 各府省公表資料の更なる精査等により、今後計数に異動を生ずることがある。

ワーキンググループの設置について（案）

- 1 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、事業仕分けを実施するため、特別会計に関する 2 つのワーキンググループ及び再仕分けに関する 2 つのワーキンググループを設置する。
- 2 行政刷新会議の議長は、評価者を指名し、ワーキンググループに参集を求めることができる。
- 3 ワーキンググループは、原則として、適当と認める方法により、公開とする。
- 4 ワーキンググループにおける配布資料は、原則として、公表する。
- 5 ワーキンググループの議事概要は、公表する。
- 6 以上に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループで決定する。

行政刷新会議特別会計ワーキンググループ（特別会計WG）
評価者名簿（国会議員）

枝野 幸男	衆議院議員
長妻 昭	衆議院議員
本多 平直	衆議院議員
網屋 信介	衆議院議員
大西 健介	衆議院議員
岡田 康裕	衆議院議員
緒方 林太郎	衆議院議員
玉木 雄一郎	衆議院議員
長島 一由	衆議院議員
花咲 宏基	衆議院議員
福島 伸享	衆議院議員
三村 和也	衆議院議員

（敬称略）

行政刷新会議再仕分けワーキンググループ(再仕分けWG)
評価者名簿(国会議員)

枝野 幸男	衆議院議員
長妻 昭	衆議院議員
泉 健太	衆議院議員
田村 謙治	衆議院議員
城井 崇	衆議院議員
階 猛	衆議院議員
神山 洋介	衆議院議員
近藤 和也	衆議院議員
斎藤 やすのり	衆議院議員
菅川 洋	衆議院議員
高邑 勉	衆議院議員
中後 淳	衆議院議員
初鹿 明博	衆議院議員
藤田 憲彦	衆議院議員
山尾 志桜里	衆議院議員
山崎 摩耶	衆議院議員
大野 元裕	参議院議員
亀井 亜紀子	参議院議員

(敬称略)

事業仕分け第3弾の評価対象の選定の考え方（案）

10月下旬及び11月中旬に実施する事業仕分け第3弾の評価対象については、関係府省等からのヒアリング等を行うとともに、一部については、現場の実態を把握するために現地調査を実施して評価対象の候補を選定する。

その際には、第1回行政刷新会議において了承された「事業見直しの視点」等を参考に検討を進める。

1. 特別会計仕分けについて

特別会計仕分けについては、各特別会計（勘定）の実態を踏まえ、以下のような視点に着目して検討を進める。

（視点の例）

- 特別会計（あるいは勘定）として区分経理することについて、見直しを検討すべき点はないか。
- 歳出の内容、財源のあり方について見直しを検討すべき点はないか。
- 積立金の必要性や必要水準について見直しを検討すべき点はないか。剰余金についてはどうか。
- 土地・建物・株式等の資産について、処分・活用を検討すべきものはないか。
- 個々の事務事業に無駄や不要不急のものなど見直しを検討すべき点はないか。
- 他の主体で行うことを検討すべき事業はないか。

2. 再仕分けについて

再仕分けについては、これまでの事業仕分けや「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）の評価結果や指摘事項を踏まえ、各府省の対応を検証し、以下のような視点に着目して検討を進める。

（視点の例）

- 「廃止」「予算の縮減」「見直し」等の評価結果や指摘事項を平成22年度予算、平成23年度概算要求等に的確に反映しているか。
 - ・「廃止」した事業について、名称が異なる他の事業の一部や新規事業に変わっているケース
 - ・管理経費を削るべきとの指摘に対し、事業費を削って帳尻を合わせているケース
 など、実質的に反映したとはいえない対応が行われていないか。
- 上記を踏まえた横断的な見直しが十分に行われていないなど、各府省自身の点検が不十分ではないか。

（留意点）

※ 具体的な評価対象については、次回以降の行政刷新会議において決定する。

ワーキンググループの評価者（民間有識者）の選定の考え方（案）

ワーキンググループの評価者（民間有識者）については、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して候補者を選定する。

1. 特別会計仕分けについて

- 特別会計制度のあり方等に知見を有する者
- 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
- 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者
- 事業仕分けや行政事業レビュー公開プロセスの経験を有する者

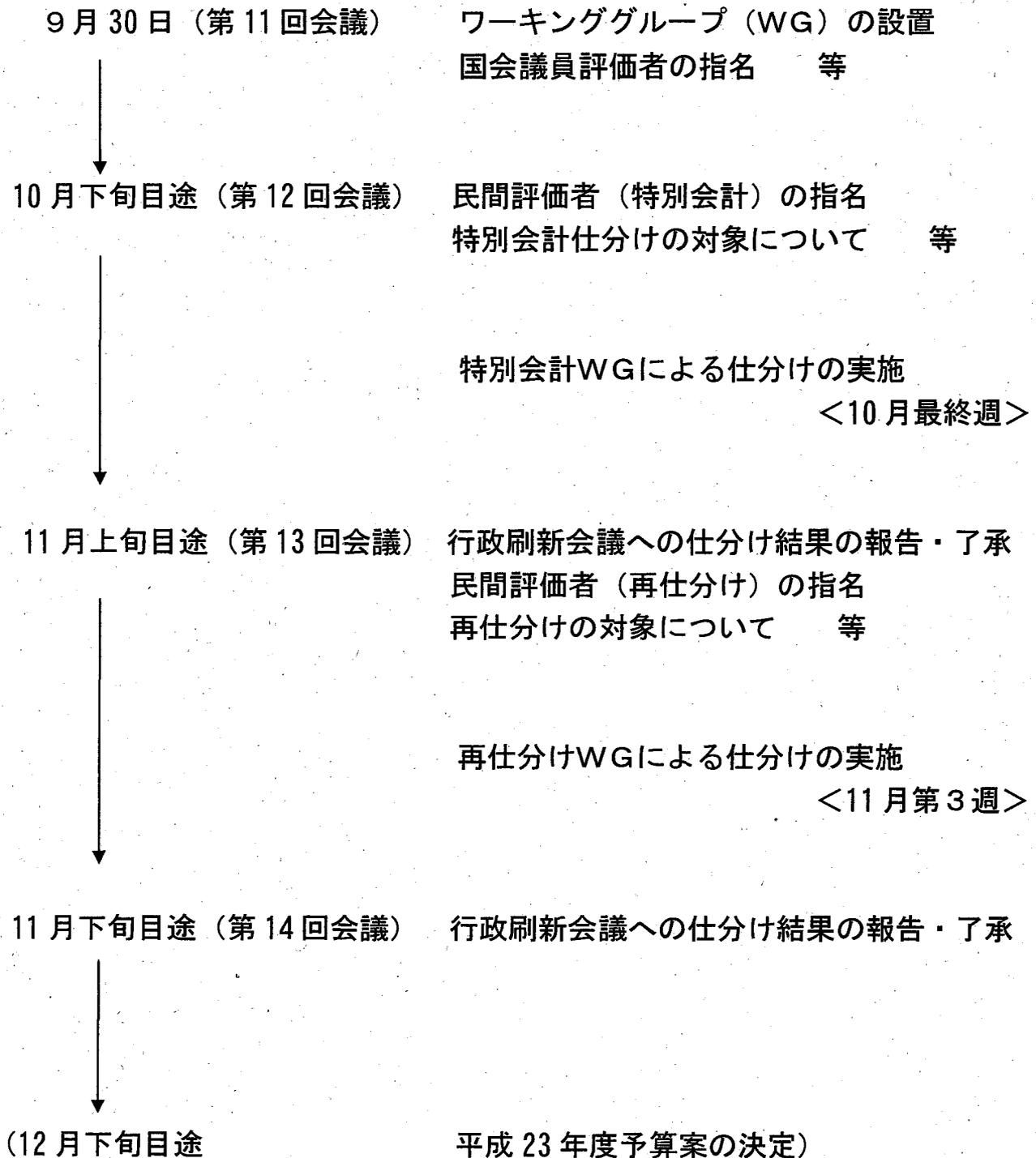
2. 再仕分けについて

- 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
- 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者
- 独立行政法人や公益法人の仕組み・実態・問題等に知見を有する者
- 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者
- 事業仕分けや行政事業レビューの公開プロセスの経験を有する者

（留意点）

- ※1 評価対象と直接的な利害関係を有する者は、当該評価対象の仕分け作業には加わらないものとする。
- ※2 具体的な評価者については、次回以降の行政刷新会議において決定する。
- ※3 行政刷新会議の議員、総理大臣補佐官（行政刷新担当）及び大臣政務官（行政刷新担当）は、評価者として参加できるものとする。

事業仕分け第3弾の今後の進め方について



「事業仕分け第2弾(前半)」の評価結果を踏まえた各府省の見直し等の回答状況について(独立行政法人)

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ○ 既に措置済みとの回答 | 25 事業 |
| ○ 平成22年度中に措置予定との回答 | 55 事業 |
| ○ 平成23年度概算要求に反映又は23年度に措置予定との回答 | 105 事業 |
| ○ 平成24年度以降に措置予定又は検討中との回答 | 56 事業 |
| ○ 当面維持し、将来の取扱いについて検討との回答 | 3 事業 |

※事業により複数回答のものがある。

未定稿

「事業仕分け第2弾(前半)」の評価結果に対する各府省の取組方針(独立行政法人関係)

1. 事業の廃止

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-5-(1)	住宅金融支援機構	住宅資金貸付業務(まちづくり関連)		現在の融資対象は、経済対策(平成23年度まで)により拡充したものであるため、対策終了後に、経済状況を見極めながら政策的必要性が特に高い分野に限定する方向で検討中である。	
A-5-(2)		住宅資金貸付業務(賃貸住宅関連)		医療・介護と連携したサービス付きの高齢者向け賃貸住宅など政策的必要性が特に高い分野に限定する方向で検討中である。	
A-5-(3)		住宅融資保険業務		現在の融資保険業務は、経済対策(平成23年度まで)により拡充したものであるため、対策終了後に、経済状況を見極めながら政策的必要性が特に高い分野に限定する方向で検討中である。 なお、リバースモーゲージについては、事業仕分けにおいて公的サポートの必要性について指摘があり、また、政策的必要性が特に高いため一定の拡充を行う。	
A-17-(4)	農畜産業振興機構	情報収集提供業務	※海外事務所の廃止	事業仕分け結果を踏まえ、海外事務所5カ所を22年度中を目処に廃止予定。	事業仕分けの評価結果を受け、海外事務所(5カ所)については、22年度中を目処に廃止予定。海外における情報収集については、職員の出張等により対応することを検討中。
A-21-(1)	農林漁業信用基金	低利預託原資貸付業務(農業関係)	※出資金の国庫返納 ※新たに運転資金に対する政策的な低利融資の制度設計を行うに当たっても当該独立行政法人が実施するかどうかを含めてゼロベースで検討	評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、本業務に係る政府出資金125億円を全額国庫に納付するとともに、新しい運転資金制度に係る予算を要求。	評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、政府出資金125億円を全額国庫に納付。また、農業経営の6次産業化の進展等に伴い運転資金の円滑な融通が引き続き重要であることから、新しい運転資金制度に係る予算を要求。23年度予算の成立が前提であるため、22年度中の措置は困難。
A-21-(2)		低利預託原資貸付業務(林業関係)		評価結果を受け、本業務に係る政府出資金17,056,375千円のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256,375千円を国庫に納付。	評価結果を受け、活用する見込みのない政府出資金7,256,375千円を国庫に納付。また、「森林・林業再生プラン」の推進等のために運転資金の円滑な融通が引き続き重要であることから、新しい運転資金制度を政府出資金98億円を原資として実施。23年度予算の成立が前提であるため、22年度中の措置は困難。
A-21-(3)		低利預託原資貸付業務(漁業関係)		評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、本業務に係る政府出資金60億円を全額国庫に納付するとともに、新しい運転資金制度に係る予算を要求。	評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、政府出資金60億円を全額国庫に納付。また、漁業経営の6次産業化の進展等に伴い運転資金の円滑な融通が引き続き重要であることから、新しい運転資金制度に係る予算を要求。23年度予算の成立が前提であるため、22年度中の措置は困難。
A-23-(4)	国際観光振興機構	外国人旅行者の受入体制整備	※独立直営の受入体制(外国人観光案内所)は廃止	現在行われている「全国のV案内所(外国人向け観光案内所)に対する後方支援」に及ぼす影響などを勘案しながら、外部への委託について検討を行い平成23年度概算要求に反映する。	機構直営の受入体制(外国人観光案内所)は廃止し、外部に委託する。 なお、22年度からの実施については、すでに事業が開始されており、困難。
A-25	日本スポーツ振興センター	学校安全支援業務のうち「学校安全部 食の安全課」が行う業務(検査・研修施設)	※保健所に任せる	阿佐ヶ谷の検査・研修施設を廃止し、保健所や関係機関等に移管できるものについては移管する。 その他の業務については基本的に廃止する方向で検討し、必要最小限の業務については同一法人内の他部局等へ移管・統合する。	23年度については、特別検査の廃止等を行う。 その他の事業については、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、平成24年度末までを目途に基本的に廃止することとし、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する。検査・研修施設は24年度末までを目途に廃止し、国庫に返納する。 なお、22年度については、既に大半の事業を実施済み又は実施中であり、中断することは極めて困難。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-1-(2)	労働政策研究・研修機構	労働政策研究(職業情報・キャリアガイダンスツールの研究開発)		キャリアマトリックスについて、機構の事業としては廃止の上、厚生労働省に運営を移管する。	キャリアマトリックスは、機構の事業としては廃止するが、既に開発を終了しており、今後は運営費のみしか要さないことや、若年者を取り巻く厳しい雇用環境の中で、現に多くの学校などで活用され(全体で年間200万人以上が利用)、学校関係者などから公的で中立的なサイトであるキャリアマトリックスの存続を求める声が多数寄せられている(※)ことから、厚生労働省に運営を移管することとした。 ※キャリアマトリックスは、平成22年4月だけでも全国680校の高校、大学等で利用されており、事業仕分け後の約1ヶ月だけで、民間のサイトでは広告や各種講座への誘導がなされており、学校教育では使いづらいなどといった理由から、教育関係者やキャリアコンサルタント等から80件のキャリアマトリックスの存続を求める声が寄せられている。 また、厚生労働大臣に対し、キャリア支援・教育関係団体(キャリアコンサルティング協議会、日本産業カウンセリング協会、日本キャリア教育学会)から、同様にキャリアマトリックスの存続を求める要請書が提出されている。
B-1-(3)		成果普及等		①キャリアマトリックスについて、機構の事業としては廃止の上、厚生労働省に運営を移管する。 ②労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。	
B-3-(3)	福祉医療機構	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		現在の貸付利用者の実態把握を行い、事業の廃止及び代替措置の検討を進める。	事業の廃止(法律改正が必要)にあたり、代替となる措置について、財源の確保も含め検討中。 (※ 現在、年金担保貸付事業の実施にあたって国費の支出はない。)
B-4-(2)	労働者健康福祉機構	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業		平成22年度末をもって、当該助成金事業を廃止する。ただし、支給期間が最長3年となっているため、平成22年度の新規対象者は24年度末をもって支給期間が終了する。	当該助成金事業は最長3年間の支給期間であるので、平成21年度及び平成22年度の新規対象者がいるため、平成24年度まで概算要求が必要となる。
B-4-(3)		自発的健康診断受診支援助成金事業		平成22年度末をもって当該助成金事業を廃止する。	
B-11-(3)	宇宙航空研究開発機構	JAXA i(広報施設)の運営		・現状のJAXA iについては、22年度末(23年3月末)までに現状復帰工事の上、賃貸主への引き渡しを完了させるため、営業停止を22年12月末(予定)とする。 ・JAXA iに替わるより効果的な情報発信機能・体制の強化については検討中。	・賃貸主への引き渡しに必要な経費(展示物等の撤収、現状回復工事)については、22年度予算で充当する。また、23年度概算要求においては、JAXA iに係る経費の減額を反映。 ・JAXA iに替わる情報発信機能については、来場者数が見込める全国の科学館との連携により実施する方向で、検討・調整中。また、そこでの情報発信にとどまらず、更に全国の科学館・文化施設との連携体制の強化、人工衛星打上げ等のパブリックビューイングやJAXA研究・技術者のトークショー等をインターネットライブ配信するなど、費用対効果を踏まえつつより広範囲への情報発信を行うべく、検討・調整中。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-13-(4)	医薬基盤研究所	実用化研究支援事業	※不要資産については速やかに国庫返納	平成23年度から廃止する。ただし、国からの出資金については、全て委託先企業へ委託費として支出していることから、国庫返納できる不要資産はない。今後、厚生労働省とも相談の上、新しいスキームについて検討したい。	平成22年度は、継続課題の最終年度であり、委託先企業は今年度の委託金を期待して開発を進めているため、22年度中の廃止は困難であるが、平成23年度から事業を廃止し、以降は、資金回収が見込める既契約分のみ経過的に実施することとする。
B-15-(1)	農業・食品産業技術総合研究機構	農業・食品産業技術研究等業務(試験及び研究並びに調査)(農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発)		22年度限りで廃止。	
B-15-(2)		農業・食品産業技術研究等業務(試験及び研究並びに調査)(地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発)			
B-15-(3)		農業・食品産業技術研究等業務(試験及び研究並びに調査)(農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会的解明)			
B-15-(4)		農業・食品産業技術研究等業務(教授業務)	※廃止時期については在学者に配慮	農業者大学校については、23年度入学生の募集は行わないこととする。24年度以降の農業経営者育成教育のあり方については、農業者大学校関係者等の意見も聴取しつつ検討を行う。	
B-17-(2)	情報通信研究機構	民間基盤技術研究促進業務	※不要資産の国庫返納	平成22年度より新規案件の募集を停止しており、平成23年度の予算要求も行わない。また、保有国債などの資産のうち、既往案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫に返納予定。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度より、既に新規案件の募集を停止しており、委託研究の継続分についても平成23年度に終了予定。 可能な限り効率的な体制で、委託研究が終了した案件からの売上納付の最大化に努め、繰越欠損金の改善を図る。 保有国債等の資産のうち、既往案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に真に必要な資産を精査してこれを除き、不要資産を国庫に返納する予定
B-17-(3)		情報通信ベンチャーへの出資事業	※不要資産の国庫返納	新規出資は行わないこととしており、保有国債などの資産のうち、既出資案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫に返納予定。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな出資は行わないこととしている。 現在出資中の株式については、各出資先法人の経営状況を把握し、関係府省及び他の出資者とも協議しつつ、適切な時期を見極めて売却する。 保有国債等の資産のうち、既出資案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に真に必要な資産を精査してこれを除き、不要資産は国庫に返納する予定。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-19-(1)		施設費貸付事業	※当該事業は廃止 ※ファイナンスに関し、各大学の自立化を促進	事業仕分けの結果を踏まえ検討を行ってきたが、各大学による借入れは附属病院施設・設備整備のコストの上昇を招き、地域医療の最後の砦である国立大学附属病院の施設・設備整備に必要な資金の確保を困難にし、地域医療水準の格差を生じさせる可能性が高く、行政改革の観点からも地域医療政策の観点からも慎重な検討が必要であり、当面存続することとした。	事業仕分けの結果を踏まえ、民間金融機関等から各大学が直接借入れを行うことが可能かどうかについて、民間金融機関等からのヒアリングを行ってきたが、「財政融資資金と同条件での貸付は困難」、「大学の資産規模等によって貸付の条件に差が生じる」とのことであり、各大学が個別にファイナンスを行うこととした場合は、現状より附属病院施設・設備整備の資金調達コストが上がることは明らかである。そのようなことになれば、大学によっては先進医療機器の更新に支障が生じ、重大な疾患の発見率に地域差が生じるなど、医療水準の均てん化に逆行することになりかねず、本事業を廃止することについては、慎重な検討が必要と考えている。
B-19-(2)		承継債務償還		施設費貸付事業とともに当面存続。	承継債務は施設費貸付事業に係る債務であり、施設費貸付事業と併せて存続する必要がある。
B-19-(3)	国立大学財務・経営センター	施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	※当該事業は廃止 ※不要資産の国庫返納	①施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分 事業仕分けの結果を踏まえ検討を行ってきたが、施設費交付事業を廃止することとした場合、財政が硬直化する中において、一般会計のみで、国立大学法人の基盤となる施設整備に必要な資金を確保することは困難なこと、当事業に係る積立金については、法律上必要に応じ施設費貸付事業に係る債務の返済に充てることが想定されていること等から慎重な検討が必要であり、当面、本制度を存続することとした。 ②財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言 当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。	①施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分 国立大学の施設整備については、国による整備が基本であり、法人化以降も、施設整備費補助金により施設の整備を進めている。しかしながら、国立大学の施設を維持するだけでも毎年2200億円の費用が必要との試算があるにも関わらず、緊縮財政の下、施設整備費補助金は減少しており、平成22年度においては、463億円しか措置できていない。このような状況において、施設の修繕に用いる当事業を廃止した場合、施設の老朽化を一層進めることとなり、かえって国庫に負担をかけることになりかねないなどの課題がある。また、当事業に係る積立金は、法律上必要に応じ「施設費貸付事業」に係る債務の返済に充てることが想定されており、施設費貸付事業の債務返済が完了しない段階で資産を直ちに国庫納付することは、借入れ条件の重大な変更にあたり、問題があるということが明らかになっており、慎重な検討が必要であると考えている。 ②財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言 当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。
B-19-(4)		高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	※各大学において民間のコンサルタントの活用	当該事業は廃止するが、平成23年度においては、常勤研究者の雇用の問題等があり、存続する。	常勤研究者の雇用の問題があり、23年度に早急に廃止することは困難。
B-19-(5)		経営相談事業(財務・経営の改善に資する助言等)		当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。	当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。
B-19-(6)		学術総合センター講堂・会議室等の管理運営	※自治体・民間に任せることを含め、早急に結論をまとめる	事業仕分けの結果を踏まえ、自治体・民間に任せることを含め、国立大学及び関係省庁とも協議し、年内を目処に結論をまとめる。	講堂・会議室については、センターは区分所有しており、民間への売却は困難であることに加え、同講堂・会議室は学術の発展のために使うこととされており、このような課題を踏まえ、国立大学及び関係省庁とも協議することが必要。
B-22-(4)	理化学研究所	中国事務所準備室の運営	※当該事業の廃止 ※他の法人の事務所との共用等を検討	引き続き、設置認可に向けた交渉を行いつつ、効率的な事務所運営を確保するための取組を検討。平成22年度中に認可が得られない場合は、平成23年度より他法人の事務所の一部を活用する。	平成22年5月、文部科学副大臣が中国科学技術部副部長を訪問した際、事務所設置の早期認可を要請。平成22年9月に理研理事と中国科学技術部局長との交渉を予定しており、早期設立に向けた取組み強化しているところ。 理研中国事務所の設置認可がおり次第、本準備室は廃止し、事務所設置後の他法人との連携等(事務フロアの按分や電話回線、FAX、コピー機、応接・打合せテーブルの共用等)を前提に平成23年度概算要求に反映させる。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-22-(5)	日本原子力研究開発機構	システム計算科学センターの運営	※当該事業の廃止 ※本部(東海村)への 移転・統合等を検討	上野における事業を廃止した上で東大内へ移転することとし、場所の確保について、東大と協議中。	事業仕分けの結果を受け、東大内へ移転し、スペースの縮減等により事務所借料に係わる経費について大幅削減を図る。これにより、従来から進めてきた東大を中心とする東京地区の計算科学研究者との連携を一層強化し、計算科学の原子力研究への適用の拡充・高度化を図ることにより我が国の原子力研究開発の国際競争力の強化を図る。
B-23-(1)	大学入試センター	大学情報提供事業(ハートシステム等)		事業仕分けでの指摘を踏まえ、廃止の方向で検討する。	ガイダンスセミナーについては、平成22年度で終了する。 ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討し、平成22年度中に結論を得る。 (なお、ガイドブックについては、平成22年度は、紙媒体での提供からインターネットを利用した情報提供に変更する。)
B-23-(2)	日本学生支援機構	学生生活支援事業のうち大学 情報提供事業(学生支援情報 データベース等)	※ゼロベースで厳しく 見直し	○一旦事業を廃止し、ゼロベースで見直しを行った上で、必要な事業のみを実施する。 ・学生支援情報データベースの運用は平成22年度末で廃止。 ・「大学と学生」のWEB配信については、実施の有無を含め検討。	[22年度に措置予定] 「大学と学生」については、WEB配信とした場合の諸条件(配信方法、価格設定、課金システム、費用対効果、電子出版市場の状況等)について、内容の質を維持したまま経費抑制をすることが可能か調査分析した上で、平成22年度中に措置内容を決定する。 [23年度概算要求に反映] 「学生支援情報データベースの廃止」に伴うシステム運用経費減。
B-23-(3)	大学評価・学位授与機構	情報の収集・整理・提供事業 のうち大学情報提供事業(大 学情報データベース等)		既存のデータベースは廃止することとし、最低限の維持機能のみを残し事業費を大幅に縮減。その上で真に大学評価に資する新たなデータベースの在り方を検討。	○既存のデータベースは廃止することとし、最低限の維持機能のみを残し事業費を大幅に縮減(平成23年度概算要求に反映)。 ○なお、大学評価の一環として必要な情報収集・整理・提供は、評価の質向上及び大学側の負担軽減の観点からも確実な実施が必要であり、真に大学評価に資する新たなデータベースの在り方について平成23年度から調査・検討を行う。
B-23-(4)	国立大学財務・経営センター	財務・経営の改善に資する情 報提供事業のうち大学情報提 供事業(国立大学法人経営ハ ンドブック等)		当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。	当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。
B-24-(1)	日本学生支援機構	国際交流会館等留学生寄宿 舎等の設置及び運営	※ただし、現在の入 居者に配慮すること	○留学生宿舎機能の維持を前提に大学、自治体、民間に売却を進め、事業を廃止。	[措置済み] ・機構が所有する国際交流会館等留学生寄宿舎等については、「事業の廃止(ただし、現在の入居者に配慮すること)」との評価がなされたことを踏まえ、入居期間を最長で24年3月31日までとした。 [22年度に措置予定] ・会館等の購入意欲のある大学、自治体等への売却を積極的に推進するため、各会館等が所在している近隣の大学や自治体等の感触の確認を行っているところであり、売却の見込みがたつた会館については、一般競争入札等による落札者に売却する。 [23年度概算要求に反映] 国際交流会館等留学生宿舎等の設置及び運営に係る経費を削減。 [23年度に措置予定] ・会館等の購入意欲のある大学、自治体等への売却を積極的に推進するため、引き続き各会館等が所在している近隣の大学や自治体等の感触の確認を行い、売却の見込みがたつた会館については、一般競争入札等による落札者に売却する。
B-24-(2)	日本学生支援機構	留学情報センターの運営		○事業を廃止し、直接の留学相談は行わない。 ○国内における海外留学フェア等において留学生向け奨学金情報を提供。 ○海外向け情報発信は、ホームページ等により実施。	[22年度に措置予定] 事業仕分けの対象となった留学情報センターの運営については、平成22年度末で廃止。 [23年度概算要求に反映] 平成23年度概算要求において、留学情報センターの運営事業の廃止に伴う経費の減を反映。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

2. 事業主体の変更について
 (1) 自治体／民間の判断に任せる

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-2-(4)	中小企業基盤整備機構	中小企業大学校		<p>・地方自治体等への意向調査を実施し、当該事業の実施主体について検討。</p> <p>・また、既に民間委託(民間競争入札)を実施している旭川校及び直方校以外についても民間競争入札を実施する。コストの高い地方中小企業大学校は、その在り方を検討。</p>	<p>・事業仕分け評価結果を踏まえ、47都道府県、中小企業大学校所在地の9市町、民間研修機関、大学校研修を利用した中小企業・中小企業支援機関へ事業実施にかかる意向調査を実施したところ。</p> <p>・なお、市場化テスト(モデル事業)を既に実施済みであり、平成21年度からは旭川校及び直方校について民間競争入札により民間委託を実施。残り7校についても、本年7月6日に閣議決定した「公共サービス改革基本方針(改訂版)」で民間競争入札の導入が決定済みであり、平成23年度からの実施に向け、官民競争入札等整理委員会と連携して計画を策定中。</p>

(2)民間への移行

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-8-(1)	海上災害防止センター	防災措置業務	※事業規模は現状維持	事業仕分けの評価結果に従い、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、実施主体を公益法人などの民間主体とすべく、関連法案を早期に国会に提出するとともに、法人の移行にあわせて必要な予算措置を行う方向で検討中。	実施主体を公益法人などの民間主体とするには、法律改正手続き及び一定の手続きを要するため。
A-8-(2)		機材業務			
A-8-(3)		訓練業務			
A-8-(4)		調査研究業務			
A-14-(1)	自動車事故対策機構	安全指導業務(指導講習事業)	※ユニバーサルサービスを確保しつつ自治体とも協力(早急に施策を具体化)	民間団体が安全指導業務をするにあたっての課題を整理し、その対策を検討し、業務を行う可能性のある民間団体に業務の開始を働きかけているところである。	「今後の取組方針」に記載しているとおりである。
A-14-(2)		安全指導業務(適性診断事業)			
B-10-(3)	科学技術振興機構	科学技術情報流通促進事業(科学技術文献情報提供事業)	※事業の実施は民間の判断に任せる	(本事業は独立採算で行っており国費で運営されていないので経算要求は行わないが、現時点での対応状況は以下の通り)民間へ移行する場合の課題・対処方法等について、有識者、利用者等からなる有識者会議での意見も踏まえ検討を行い、可能なものから段階的に民間に移行する。	有識者会議における意見も踏まえ、可能なものから段階的に民間に移行することとし、平成23年10月を目途に事業の引受け手となる事業者の選定手続きを開始する(平成24年4月を目途に事業者を決定する。なお、新事業者でサービスが開始されるのは平成24年10月の予定)。
B-20-(1)	大学評価・学位授与機構	認証評価事業(大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価)	※事業の実施は民間の判断に任せる	民間の認証評価機関のみで適切な評価の実施が確保されるための移行の考え方を年末までに整理。	○民間の認証評価機関のみで適切な評価の実施が確保されるためには、検討課題(評価文化の定着、評価手法の改善、施設のスペース、職員の業務負担、評価者の力量の向上等)があり、一定の期間において円滑な移行のための環境を形成すべきとの民間認証評価機関関係者の指摘も踏まえ、関係者の意見の調整を図り、年末までに移行の考え方を整理する。 ○事業の見直し(事業費の縮減、審査手数料の引上げ)を行い、平成23年度経算要求に反映。 ○他の認証評価機関とのイコールフットイングを実現するため、平成24年度を目途に評価手数料の大幅引上げを実施し、国費を投入しない方向で検討。なお、他の事業の経費とは区分して事業の取支を明らかにする記載方法を検討する。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

(3) 自治体への移行

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-16-(1)	日本万国博覧会記念機構	公園事業	※公園事業は大阪府に任せる ※協議を促進する	公園事業を大阪府に移管する方向で大阪府との協議を促進する。 なお、国は出資持分(53%)に対する適正な対価を確保する。	「公園事業は大阪府に任せる。協議を促進する。」との評価結果を踏まえ、大阪府との間において、残余財産の分配等公園事業を大阪府へ移管するための具体的な協議を行っているところである。今後、大阪府が策定中の「万博公園南側ゾーン活性化プラン」の事業計画、収支見直し等を見極めつつ、協議を進めることとしている。また、国は出資持分(53%)に対する適正な対価を確保することが必要である。 なお、事業仕分けにおいて、国の窓口として言及された環境省に意向を確認したところ、同省は旧皇室苑地である特定の国民公園等(※)に限定された事務を行っているものであり、現在所掌していない万博記念公園を大阪府に移管するための交渉を行う立場にない旨回答を受けた。 ※皇居外苑、京都御苑及び新橋御苑並びに千鳥ヶ淵職方者墓苑
A-22-(2)	家畜改良センター	種畜検査	※コストの事前検証と責任の明確化を前提に事業を自治体に移管していく	都道府県の意見を踏まえながら、都道府県への移管を進める。	コストの事前検証と責任の所在に関する調査を実施した上で、移管に向けた具体的な検討を進める。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

(4) 事業の一部の移行

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-10-(1)	都市再生機構	賃貸住宅事業(賃貸住宅、関係施設の維持・管理)	※高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体又は国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理	国土交通省に設置されている「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、適切に対応する。 なお、民間のノウハウを活用しながら、高齢者向け住宅等の供給に重点化する方向で検討するとともに、民間等への譲渡については、将来的に国民負担が生じないよう償還の圧縮に資する方向で検討する。	「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」を本年2月に設置し、現在まで延べ18回の会議を開催しており、都市再生機構の業務と組織のあり方について検討を進めているところ。
A-10-(2)		賃貸住宅事業(団地再生事業)			
A-20	水資源機構	ダム・用水路等の管理業務	※利害調整など本来行うべき業務のみを機構が行い、それ以外は他に任せる(機構の業務としない) ※契約については大至急見直し	①契約の見直しについては、平成22年5月26日に契約監視委員会を開催し、仕分けで議論となった一者応札についての改善対策を含めた新たな随意契約等見直し計画を策定した。 ②本来行うべき業務とそれ以外の業務について、4主務省と機構において自ら点検を行った上で、4省合同での有識者会合(評価委員会合同会議等)や利水者等の意見を踏まえ検討を行い、23年度以降に措置する予定。	①平成22年5月に契約監視委員会を開催し、一者応札の改善対策を含めた新たな随意契約等見直し計画を策定した。平成22年度第一四半期の一者応札率は、平成21年度の49.2%に対し22.7%まで改善した。今後も当該委員会で事後点検を実施し、さらに改善に努めていく。 ②本来行うべき業務とそれ以外の業務の点検については、事業費の約7割を負担する利水者等188の関係者及び外部有識者の意見聴取を行っており、それらの意見を踏まえて検討を行い、23年度以降に措置する予定。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

(5)実施機関を競争的に決定

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-20-(2)	大学評価・学位授与機構	国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価	※事業規模は縮減、ガバナンスの強化・資金の流れを透明化	関係者からの意見聴取を行った上で、実施機関が担うべき機能・要件等を整理し、年末までに対応を検討。	<ul style="list-style-type: none"> ○評価者(ピアレビューアー)の確保や事業の負担感の面で課題があるとの関係者の指摘を踏まえ、本機構が業務を独占しない評価の在り方について、関係者と意見の調整を図り、年末までに対応を検討。 ○実施・運営体制の見直し(人員の減等)などにより事業費の縮減を行い、平成23年度概算要求に反映。 ○各年度における業務の明確化を図ったうえで、当該業務を遂行するために最低限必要な予算に絞って概算要求を行う方式に変更。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

(6)他の法人で実施

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-14-(3)	自動車事故対策機構	自動車アセスメント	※コストを縮減	事業仕分けの評価結果を踏まえ、現行のままの独立行政法人交通安全環境研究所の施設及び体制では自動車アセスメント事業を実施することは困難なもの、同事業を同法人等で行う方向で検討を進めているところである。	交通安全環境研究所の試験施設の改修、担当職員の手当、法改正等の課題があるため、平成24年度から業務を移管することを念頭においている。また、自動車事故対策機構、交通安全環境研究所、自動車交通局の関係者による移行チームを結成し、検討を開始している。 平成23年度概算要求においては、自動車事故対策機構における自動車アセスメント業務に係る経費について削減することにより、事業全体におけるコスト削減を図ることとしている。

(7)国等が実施

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-19-(1)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	鉄道助成業務(補助金等交付事業のうち鉄道技術開発費補助金関係)	※事業規模の縮減の可能性も含む	鉄道技術開発費補助金のうち超電導磁気浮上式鉄道(リニア)に係る補助金交付業務について、平成23年度から評価結果どおり国で実施する。	鉄道技術開発費補助金のうち超電導磁気浮上式鉄道(リニア)に係る補助金交付業務について、平成23年度から評価結果どおり国で実施する。
A-23-(1)	国際観光振興機構	観光旅客来訪促進業務(ウェブサイトに海外宣伝、メディア広報)	※国に戻して国としてのロードマップを企画立案、その上で民間に委ねるべきものは委ねる方向で早急に検討	3000万人プログラムの着実な実施を図るため、国、独立行政法人(JNTO)、民間の役割分担をより明確にした上で、当該業務のうち国へ戻すものについて検討を行い、平成23年度概算要求に反映する。	観光庁のビジット・ジャパン予算による海外プロモーション事業の請負はすべて民間にゆだね、原則として、機構は請け負わない。その他のメディア広報(海外事務所が行うニュースレターの発行等)及びウェブサイトによる海外宣伝事業は、恒常的な情報発信のために必要不可欠な事業として引き続き実施する。 なお、受託事業については、22年度はすでに事業が開始されており、年度途中での中止は困難。
A-23-(2)		観光旅客来訪促進業務(招聘事業)			海外の有カメディア及び海外の旅行会社の招聘事業について、民間と競合する国(観光庁)のビジット・ジャパン予算による海外プロモーション事業(VJ事業)の受託は、すべて民間にゆだね、原則として機構は行わないこととする。 機構は、海外事務所を持たない観光庁にかわり、「日本政府観光局」としての公平・中立的な立場、海外におけるステイタス・ネームバリュー、海外事務所のネットワークを活用して、事業費がかからない情報発信や誘客活動を行う他、民間が請け負うVJ事業の現地密着型で効果的な執行を確保するため、海外プロモーションの現地マネジメントを行う「海外現地実施本部」の役割を担うこととし、こうした活動を行うために必要な経費を計上する。 なお、受託事業については、22年度はすでに事業が開始されており、年度途中での中止は困難。
A-23-(3)		観光旅客来訪促進業務(訪日ツアー造成・販売支援)			海外からの訪日ツアーの造成・販売支援のための事業について、民間と競合する国(観光庁)のビジット・ジャパン予算による海外プロモーション事業(VJ事業)の受託は、すべて民間にゆだね、原則として機構は行わないこととする。 機構は、海外事務所を持たない観光庁にかわり、「日本政府観光局」としての公平・中立的な立場、海外におけるステイタス・ネームバリュー、海外事務所のネットワークを活用して、事業費がかからない情報発信や誘客活動を行う他、民間が請け負うVJ事業の現地密着型で効果的な執行を確保するため、海外プロモーションの現地マネジメントを行う「海外現地実施本部」の役割を担うこととし、こうした活動を行うために必要な経費を計上する。 なお、受託事業については、22年度はすでに事業が開始されており、年度途中での中止は困難。
B-1-(1)	労働政策研究・研修機構	労働行政担当職員研修(労働大学校)	※不要資産を売却し、事業規模を縮減した上で国が実施	①労働大学校で実施している研修のうち、都道府県労働局等において実施可能な研修について、都道府県労働局等に移管する。 ②厚生労働省関係の他の施設で実施されている研修の労働大学校への集約化を図ることにより、労働大学校の土地・建物の有効活用を図る。	・労働大学校を国の直轄機関に戻すことは、研究と研修の一体的実施による相乗効果が発揮できなくなることや国家公務員の人員削減の方針との関係等から困難である(※1)。 ・①の達成予定時期については、本年度の研修計画は策定済みであり、また、都道府県労働局等に移管するに際し、準備期間が必要となることなどから、平成23年度からとしている。 ・②については実施可能なものから順次実施することとしているが、このうち、旧社会保険大学校で実施する研修については、平成26年3月まで同校で研修を実施し、平成26年4月以降に土地・建物等の売却に着手する予定であることから、旧社会保険大学校で実施する研修の労働大学校等への集約化は、平成26年4月以降になる(※2)。 ※1 機構は、平成15年に、行政改革・特殊法人等改革の一環として、特殊法人である日本労働研究機構と国の労働研修所を整理・統合して発足したものの。 ※2 労働大学校は、自衛隊や埼玉県警機動隊などに囲まれた「市街化調整区域」に位置しており、土地・建物の売却は困難。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-13-(3)	医薬基盤研究所	基礎研究推進事業	※厚生労働省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該法人が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し	政府における研究開発独法のあり方の論議や総合科学技術会議の検討を踏まえつつ、ガバナンスの強化、事業主体の一元化の観点から、革新的な医薬品・医療機器の研究開発支援をより効率的・効果的に実施するよう、体制整備等について検討。不要資産については、国庫に返納する。	基礎研究推進事業は、保健医療水準の向上に役立つ画期的な医薬品・医療機器の基礎的段階における研究を支援するため、外部委員会において二段階の厳正な審査を行い、優れた研究プロジェクトを選定し、大学等の研究機関に年度当初に必要な研究資金を提供している。また、医薬品開発の知識経験を有するプログラムオフィサーにより、進捗状況の把握、創薬等に向けた適切な指導・助言を行っており、これらは年度単位で実施している。 現在、新規採択課題を国(厚生労働省)が募集・採択する方向で来年度の概算要求を行っている。今後、新成長戦略におけるライフ・イノベーション分野の方針、政府における研究開発独法のあり方の論議や総合科学技術会議における議論(研究開発法人が研究費配分機能を持つべき)等も踏まえた上で、国として画期的な医薬品・医療機器の研究開発支援をより効率的・効果的に実施する観点から、体制整備等を検討する必要がある。
B-13-(5)		希少疾病用医薬品等開発振興事業	国が今後策定する希少疾病用医薬品等の助成額、助成率についての評価基準に基づき適切に助成を行うことにより、国によるガバナンスの強化を図る。これにより、政策的な開発支援や開発の進捗状況などによりメリハリをつけた助成を行い、もって国主導によるオーファンドラッグの開発支援を効率的・効果的に実施する。	希少疾病用医薬品等開発振興事業は、規制と振興の分離を確保しつつ、効率的・効果的な研究開発支援を考慮し、助成金交付基準の明確化を含めた事業主体の一元化を目指すものである。しかし、本事業により開発された医薬品等の利潤を基盤研が徴収する納付金は、基盤研での本事業に使用することが規定されており、納付金運用は国ではできない。また、事業運用に必要な人員確保のめどが立たない状況では継続的な事業の実施は不可能である。従って、これまでの実施体制を踏まえつつ、開発企業に対して可能な限り有益な事業スキームが慎重に策定されなければならない。	

3. 事業規模について

(1) 事業規模の縮減

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-1	沖縄科学技術研究基盤整備機構	運営委員会の経費	※ガバナンスを見直し	<p>事業仕分けのコメントを踏まえ、沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与できるよう、法人の事業全体について、以下の見直しを行い、平成24年秋の大学院大学開学に向けた取組を進める。</p> <p>1. 予算・事業規模の縮減 (1) 運営委員会開催経費の見直し (2) 施設整備計画の再検討 (3) 予算規模の縮減・事業の効率化に向けたその他の取組</p> <p>2. ガバナンスの見直し (1) 管理運営体制の見直し (2) 予算執行管理体制の見直し (3) 内閣府との連携の強化</p>	<p>1. 予算・事業規模の縮減 予算規模の縮減及び事業のより効率的な実施を図るため、以下の取組を実施。</p> <p>1. -(1): 本年7月開催の運営委員会から、ノーベル賞受賞者等の運営委員が会議に出席するために必要な航空券のグレードの見直しを行った。また、7月の会議では、会場の選定に係る入札条件を緩和し競争性を高めることにより、開催経費を節減した。(7月の会議の開催経費の総額は約960万円。昨年度までの平均は約1,330万円。)次回以降の会議は原則、沖縄の機構施設において開催し、会場費を節減するとともに、運営委員による沖縄での講演会開催等に努めることにより、沖縄振興という目的の一層の配慮を行うこととしている。</p> <p>1. -(2): 今後の施設整備計画について、PI(主任研究者)の採用状況等を踏まえて再検討を実施した。具体的には、本年3月に第1研究棟の供用を開始し、現在、第2研究棟の整備に着手しているところであり、機構が保有する研究施設と現在、臨時的に借用している研究施設を最大限活用することにより、当面必要な研究スペースを確保することとし、第3研究棟の整備に係る23年度の予算要求を見送ることとした。(第3研究棟の整備時期については、今後の主任研究者の採用状況や大学院大学の研究活動の実績等を踏まえて検討することとしている。)</p> <p>なお、施設整備に当たっては、民間資金の活用等により予算の節減を図ることとしている。</p> <p>1. -(3): 予算規模の縮減に向けたその他の主な取組は以下のとおり。</p> <p>・免注制度の高い研究費材について、一括購入又は単価契約を適用することにより、競争性を高め、コストを縮減する。</p> <p>・昨年10月に導入した電子入札システムの利用を進め、入札の透明性、競争性の向上、事務手続きの効率化を促進する。</p> <p>・研究費材の一括購入及び中央管理を行うことにより、研究者のコスト意識を高め、研究費材費を抑制する。</p> <p>・機構内の複数の研究者が共同して利用することが可能な研究機器の中央管理及び共同利用を進めることにより、機器の重複購入を避け、研究機器購入費を抑制する。</p> <p>・俸給表の見直し等により、人件費を抑制する(平成22年度は1.1パーセントの給与水準の引き下げを実施した。)</p> <p>2. ガバナンスの見直し 本年3月以降、沖縄担当大臣の指示に基づき、管理運営体制を強化するため、以下の取組を実施。</p> <p>2. -(1): 管理運営体制を改善するため、事務部門の総括責任者としての事務局長に専任の職員を採用した。また、平成24年秋の開学に向け、新キャンパスにおける施設整備やカリキュラムの策定等の増大する業務量に対処するため、施設・施設部及び学務部を新設し、専任の職員を配置することにより、責任の所在を明確にし、組織体制を強化した。</p> <p>2. -(2): 予算執行管理体制の改善策として、事務局長が開催し、施設整備及び予算の責任者が参加する「施設及び建設に関する予算検討委員会」を設置した。重要な入札や設計変更については、同検討委員会の議を経ることを必要とし、適切な予算執行のための管理機能を強化した。また、専任の予算課長を採用するとともに、予算課職員を増員し、予算管理体制を強化した。</p> <p>2. -(3): 毎月、機構より内閣府に対し、予算執行結果を報告するとともに、5月以降、毎月、内閣府と機構との間で機構の管理運営体制の強化等に関する連絡協議会を開催し、機構の管理運営体制の改善状況及びその後の業務の実施状況について、報告・情報交換を行う等、内閣府と機構との緊密な連携に努めている。</p>

※本資料は、各省市提出資料から引用しており、関係省市と調査したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-2-(1)				<p>1. 本部・市ヶ谷・広尾の一体的移転の候補物件を選定。移転後、市ヶ谷・広尾を速やかに処分予定。</p> <p>2. 大阪国際センターの閉鎖・売却に向けた移転計画を実施。地元の経済界・自治体・議員等との調整。</p> <p>3. 研修事業全体の見直し。</p> <p>4. 施設整備資金の残金の国庫返納。</p>	<p>1. 本部・市ヶ谷・広尾(④、⑤)【別紙1参照】 本部・市ヶ谷・広尾の一体的移転の要件を検討し、候補物件を調査中。平成25年1月の移転が目標。市ヶ谷・広尾については、移転後、速やかに処分できるよう、所要の手続きを進める。</p> <p>2. 大阪国際センター(④、⑤)【別紙2参照】 迅速な閉鎖・売却による経費削減が目標。処分方法は売却または国庫への物納とする。第2期中期計画(～平成23年度)期間中に大阪国際センターで実施していた研修コースについて、地元研修実施機関との償還関係や、事業の円滑な実施に支障をきたさないよう配慮しつつ、兵庫国際センターを中心に移管をはかる。なお、地元自治体、関西経済界、大阪出身議員から存続要望表明あり。</p> <p>3. 研修事業全体の見直し(①、②、③) 高級研修員の廃止及び準高級研修員生活費の削減、研修監理業務の分割発注及び契約方式の一般入札化、課題別研修コースの多人数化によるコース数の削減、建物管理経費の削減・効率化、北海道・関東・関西の各地区ごとに所長1ポストの廃止(現所長の異動を考慮しつつ、可能なセンターから順次)等可能なものから平成22年度より逐次実施しており、平成22年度で6.6億円を削減予定。</p> <p>4. 施設整備資金(④) 事業仕分けの際に指摘のあった施設整備資金については、平成23年度末に国庫返納する方針。ただし、事業仕分けの際に未計上であった本部移転等に必要施設整備資金額(設計・予約金等)を差し引く必要が生じる可能性あり。</p>
A-2-(2)	国際協力機構	<p>(前回仕分け結果のフォローアップ) 国内施設の運営費、調査研究の経費(JICA研究所を含む)、技術協力・研修・政策増等の経費、人件費・旅費・事務費・業務委託費等</p>	※見直しは不十分	<p>1. 調査 平成22年度予算で削減済み。</p> <p>2. 研究 平成22年度予算で削減済み。 研究分野の絞り込み、間接経費の削減などにより事業の縮減済み。 研究活動への参画機会拡大、研究成果の厳格な検証と対外発信の強化のため、公開セミナーの開催、研究成果のウェブ動画配信を予定。</p>	<p>調査及び研究の経費：平成22年度予算で30%削減済み。</p> <p>1. 調査(①) 平成22年度予算で削減済み。</p> <p>2. 研究 2-1. 研究数の削減(予算削減、事業の特化)(①) -平成22年度予算で削減済み -「新たな開発課題(平和構築、気候変動等)に係る戦略研究」及び「世界をリードし得る援助手法の開発、及び有効性の検証」に特化済み</p> <p>2-2. 間接経費の効率化(①) -印刷・通信経費、事務委託費等の削減により3,000万円以上を削減</p> <p>2-3. NGO等幅広いステークホルダーの研究活動への参画機会の拡大(①、②) -情報公開を促進するため、WEB上にて研究案件毎の研究目的、JICAが研究する意義や狙いについて公開済み(22年7月) -外部の参画機会拡大のため、研究の途中段階での公開セミナー・シンポジウム等の開催頻度の向上に取り組み中</p> <p>2-4. 研究成果の厳格な検証と対外発信(①、②) -海外研究者による査読制度を全ての案件に適用拡大済み(22年4月) -22年7月よりWEB上での動画の試験配信を開始。 -累積19本のワーキングペーパーを発表。 -研究成果に基づく日本語書籍の刊行(22年7月)。 -世銀「世界開発報告2011」にバックグラウンドペーパー(「JICAの平和構築の現場経験」)及び「日本の国際建設の経験」を提供。 -成長と貧困削減の実証研究、気候変動やアフリカ産業集積など、世銀やアジア開発銀行、国際的研究機関と協働した研究成果を随時公表予定。</p>
A-2-(3)				<p>1. 研修員受入経費を削減。</p> <p>2. 青年海外協力隊経費の縮減及びあり方の見直し。</p> <p>3. 専門家手当の見直し、廃止による削減。</p> <p>4. 間接経費の見直し、全体事業量の見直しによる削減。</p>	<p>1. 研修員受入経費(①、②、③) 事業番号A-2-(1)「国内施設の運営費」3.「研修事業全体の見直し」に同じ</p> <p>2. 青年海外協力隊経費の縮減及びあり方の見直し(①、②、③) 募集経費を縮減(広告掲載削減、募集・説明会の開催数削減)済み。青年海外協力隊事業のあり方に関しては、現場のニーズと隊員要望のマッチングを高める等、改善に向け取り組み中。</p> <p>3. 専門家手当の見直し、廃止による削減(④) 一部の手当てを見直し済み。在勤・住宅手当については、外部有識者の意見も取り入れつつ見直し方針を定め、平成23年度中の適用を検討。</p> <p>4. 間接経費の見直し、全体事業量の見直し(③) 間接経費(情報経費等)の見直し、事業の選択と集中等による事業量削減。 以上の取り組みを総じて、平成23年度予算要求として180億円(調査・研究分12.2億円含む)の削減。</p>

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-2-(4)	国際協力機構	(前回仕分け結果のフォローアップ) 国内施設の運営費、調査研究の経費(JICA研究所を含む)、技術協力・研修・政策増等の経費、人件費・旅費・事務費・業務委託費等	※見直しは不十分	1. 人件費 1-1. 給与水準の見直し。次期中期計画で更なる削減計画を検討。 1-2. 在勤手当の見直し。年内に方針を定め、23年度中の適用を目指す。 2. 旅費 2-1. エコミークラスを基本とする制度(職員対象)の外部人材への適応拡大 2-2. 航空券手配の競争入札化の拡大(8カ国試行⇒全世界適応) 2-3. 研修員航空券手配の競争入札化 3. 委託契約の競争性向上 3-1. 一般競争入札の促進など競争性向上の更なる促進。 3-2. 「競争性のない随意契約」の妥当性を契約監視委員会にて全件確認。	1. 人件費 1-1. 給与水準の見直し(①、②、③、④) 地域・学歴補正後のラスパレス指数を114.5(20年度)から111.2(21年度)に縮減。更に平成23年度末までに109.8とする見込み。次期中期計画においても、職務限定職員、勤務地限定職員の任用に加え、役職定年制度の導入等を通じ、更なる引き下げに努める。 1-2. 在勤手当(②、④) 外部有識者(人選中)の参加のもと検討を行い、年内に見直し方針を定め、平成23年度中の適用を検討。 2. 旅費【別紙3参照】 2-1. 22年4月から職員に適用しているエコミークラス利用を基本とする制度について、外部の専門家、調査団員、コンサルタントにも10月から適用開始(②、③) 2-2. 22年4月から8カ国を対象に試行している航空券手配の入札制度を、10月から全世界に拡大(②、③) 2-3. 研修員航空券手配における第三国PTA発券制度を条件とした手配を廃止し、一般競争入札による手配を導入(②、③) 3. 委託契約の競争性向上等 3-1. 22年度に推進した一般競争入札の促進(250件120億円を対象として、14億円(運営費交付金)を削減)に続き、22年度は継続実施のために入札対象にならなかった案件を精査し、23年度に競争入札に移行する(経費の削減見込額は約2.4億円(運営費交付金))(①、②、③) 3-2. また競争性のない随意契約1,084件については、競争化の可能性について、契約監視委員会にて全件確認を実施中(②) 3-3. 日本国際協力センター(JICE)が受託してきた研修監理業務、専門家等派遣業務、研修附帯業務、及び図書館調達業務につき、平成23年度中に直営化して間接コストを最小化、人員のスリム化を行う。
A-4-(1)		取引契約関係	※密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、しっかりとした情報公開義務付けを前提とする	1. 一般競争入札の促進など競争性向上の促進。 2. 「競争性のない随意契約」の妥当性を契約監視委員会にて全件確認。 3. 情報提供義務付けに関する制度整備	1. 競争性の向上(①、②、③) 22年度に推進した一般競争入札の促進(250件120億円を対象として、14億円(運営費交付金)を削減)に続き、22年度は継続実施のために入札対象にならなかった案件を精査し、23年度に競争入札に移行する(経費の削減見込額は約2.4億円(運営費交付金))。 2. 競争性のない随意契約(②) 競争性のない随意契約1,084件については、競争化の可能性について、契約監視委員会にて全件確認を実施中。 3. 情報提供義務付け(②)【別紙4参照】 JICAの実施する入札・企画競争に応じる企業(取替役にJICA OBが再就職している企業)に対し、落札後、企業名、役員へのJICA OBの就職状況、直近1年間のJICAとの取引高等の情報公開を条件づけることにつき、制度設計中。7月27日に開催の契約監視委員会に付議し、制度案を行政改革推進本部事務局へ照会。
A-4-(2)		職員宿舍	※事業の廃止を含めた検討	1. 区分所有職員住宅を全戸処分 2. 使用料の見直し	【別紙5】 1. 区分所有職員住宅の全戸処分(②、③、④、⑤) 管理効率化の観点より、区分所有の物件(189戸)については全て処分する方針で、入居者の人事異動との調整を図り、平成22年度中に51戸を処分、平成23年度以降も早急に処分する予定。 2. 使用料の見直し(②) 9月を目処にJICAが職員宿舍のコスト分析及び使用料の見直し案を作成し、今年度中に使用料を改定予定。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-7-(1)	水産大学校	水産に関する学理及び技術の教授及び研究	※専攻科の統合を中心とした他の法人との統合を検討	東京海洋大との意見交換の結果、学生の経済的負担増加、両校のカリキュラムや海技士養成の方向性の違いから、専攻科の統合は困難。なお、双方の役割分担の明確化等について検討。	東京海洋大との役割分担や水産系海技士の需要動向を踏まえ現行の航海士・機関士の定員(各25名)の配分の見直しなどにより、事業の効率化・合理化を図る。
A-7-(2)	航空大学校	教育訓練業務	※受益者負担を高めて国費削減	受益者負担を導入し、国費を節減	・航空大学校の操縦士養成事業により受益を得ている航空会社等から、適切な水準の負担を求める。 ①平成23年度において、受益者負担を導入し、国費を節減 受益者負担:総経費の約15% ②平成27年度まで段階的に受益者負担を増加 受益者負担:総経費の約2割
A-9-(1)	都市再生機構	都市再生事業(市街地再開発事業)	※リスク管理や事業実施の基準の明確化を速やかに自ら行うこと	平成22年度中に「都市再生事業実施に係る基準」の明確化を図るとともに、事業評価プロセスや情報開示のあり方について見直しを行う。	「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」を本年2月に設置し、現在まで延べ18回の会議を開催しており、都市再生機構の業務と組織のあり方について検討を進めているところ。
A-9-(2)		都市再生事業(土地区画整理事業)			
A-9-(3)		都市再生事業(土地有効利用事業)			
A-9-(4)		都市再生事業(防災公園街区整備事業)			
A-9-(5)		都市再生事業(居住環境整備事業)			

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-13-(2)	国立美術館	施設内店舗用地の賃借((財)西洋美術振興財団等への賃借)	※競争的な入札の導入によるコスト削減、自己収入の拡大を徹底的に行う	現在の賃借契約等を考慮し、現行の賃借人と協議のうえ、賃借契約終了後、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意した上で、より一層の観覧環境の向上と効率化のため、企画競争の導入も含め、より良い方法を検討し、平成24年度から順次措置していく予定である。	企画競争等に移行するためには、現行の賃借人と契約を更新しない旨の通知が必要があるが、借地借家法により、正当な事由なく契約を更新しない旨の通知をすることができないことから、まずは現行の賃借人と協議のうえ、契約の更新を終了させることが必要である。 これを踏まえ、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意したうえで、より一層の観覧環境の向上と効率化のため、企画競争の導入も含めて、より良い方法を検討し、平成24年度から順次措置していく予定である。 【東京国立近代美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:近代美術協会(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社アイ・エヌ・ピーコーポレーション(企画競争) →①については、現契約更新終了の同意を得た後、別途平成23年度に更新する民間競争入札による業務委託の対象とすることが求められていることから、平成23年度中に企画競争に移行するか、民間競争入札の対象とするかを検討し、平成24年度からの実施を予定。 【京都国立近代美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:ミュージアムショップアールブリュ(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社神戸マルゴ(随意契約) →①については、現契約更新終了の同意を得た後、企画競争等の導入を含め、よりよい方法を検討し、平成24年度以降に措置を予定。 【国立西洋美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:財団法人西洋美術振興財団(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社アトリエリーブ(企画競争) →①については、現契約更新終了の同意を得た後、企画競争等の導入を含め、よりよい方法を検討し、平成24年度以降に措置を予定。 【国立国際美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:財団法人ダイキン工業現代美術振興財団(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社ダイナック(企画競争) →①については、現契約更新終了の同意を得た後、現契約者が公益財団法人の認定を申請することとしており、その状況も視野に入れ、平成24年度中に企画競争へ移行を予定。 <参考>国立新美術館 ①ミュージアムショップ契約先:株式会社ジョージズファニチュア(企画競争) ②レストラン契約先:株式会社ひらまつ(企画競争)
A-13-(4)	国立文化財機構	施設内店舗用地の賃借((財)仏教美術協会等への賃借)	※競争的な入札の導入によるコスト削減、自己収入の拡大を徹底的に行う	現行の賃借契約終了後、観覧環境の質に充分配慮した上で順次企画競争を導入する等、競争的な環境と透明性を確保した契約に変更	【東京国立博物館】 ①ミュージアムショップ契約先:東京国立博物館運営協力会(随意契約)、株式会社印象社(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社精養軒(随意契約)、キルオーウ・エンタープライズ株式会社(随意契約) →下記の現行契約期間終了後、企画競争に移行予定 東京国立博物館運営協力会:平成24年度末、株式会社印象社:平成22年度末 株式会社精養軒:平成22年度末、キルオーウ・エンタープライズ株式会社:平成22年度末 【京都国立博物館】 ①ミュージアムショップ契約先:株式会社便利堂(随意契約) →下記の現行契約期間終了後、企画競争に移行予定 株式会社便利堂:平成25年度末 ②カフェ契約先:からふね屋珈琲株式会社(随意契約) →平常展示館(改修中)が開館する平成26年度に向けて、企画競争に移行予定 【奈良国立博物館】 ①ミュージアムショップ契約先:財団法人仏教美術協会(随意契約) ②レストラン契約先:(有)日本クリーンシステムズ(随意契約) →下記の現行契約期間終了後、企画競争に移行予定 財団法人仏教美術協会:平成22年度末 (有)日本クリーンシステムズ:平成22年度末 <参考>九州国立博物館(福岡県が契約) ①ミュージアムショップ契約先:株式会社三越(企画競争) ②レストラン契約先:株式会社ニューオーニ(企画競争)
A-13-(6)	国立科学博物館	施設内店舗用地の賃借((財)科学博物館後援会等への賃借)		上野本館のミュージアムショップ用地の賃貸については、競争性のある契約に移行する。自然教育園のミュージアムショップ用地の賃貸については、入館者サービスの充実に留意した上で、次年度以降の対応を検討中。	上野本館のミュージアムショップ用地の賃貸については、入館者サービス向上の観点から、平成23年度からの出店について、平成22年度に企画競争を実施する。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-15-(1)	国際交流基金	日本語国際センターの設置運営	※国費の縮減、自己収入の拡大、人件費の見直し等	職員人件費の削減、一部事業の休止、受益者負担の拡大を更に図る。	①博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減。 ②業務の見直しによる研修事業の効率化。 ③受益者負担拡大の観点から、研修生に対する研修補助費、図書費等の支給額を削減。
A-15-(2)		海外日本語教師を対象とする日本語研修			
A-15-(3)		関西国際センターの設置運営	※国費の縮減、自己収入の拡大、人件費の見直し等	職員人件費の削減、一部事業の廃止、受益者負担の拡大を更に図る。	①アジアユースフェロースhip(高等教育奨学金助日研修事業)の廃止。 ②在日外交官研修プログラムの廃止。 ③業務の見直しによる研修事業の更なる効率化。 ④受益者負担拡大の観点から、研修生に対する研修補助費の支給額を削減。
A-15-(4)		外交官・公務員を対象とする日本語研修			
A-17-(1)	農畜産業振興機構	畜産関係業務(帶給調整・価格安定に関する業務)	※プール資金のあり方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	畜産関係業務については、国等との役割分担を明確化。機構は、プール資金の機能が必要な経営安定対策を基本とし、その補充対策、緊急対策に限定。	・畜産業振興事業については、22年度において既に大幅に見直し。23年度に向けては、BSE対策等一部を除き、上記方針に基づき、経営安定対策、その補充対策、緊急対策に限定する方向で検討中。 ・具体的には、生産者に対する補給金交付の業務については、経営安定対策として機構が引き続き実施。また、指定畜肉の買入・売渡、国際的取引に依り国家貿易機関として実施する指定乳製品の輸入・売渡等については、緊急的・機動的に実施する必要があることから機構が引き続き実施。 ・なお、機構から生産者への直接交付を基本とした実施体制の整備を検討(22年度に養豚経営安定対策においてモデル実施)。
A-17-(2)		畜産関係業務(生産者の経営安定のための補給金等交付業務)			
A-17-(3)		畜産関係業務(その他畜産業振興事業等)			
A-18-(1)		野菜関係業務(指定野菜価格安定対策事業)	※制度設計の見直し ※不要資産の国庫返納	新たな食料・農業・農村基本計画及び事業仕分け結果を踏まえ、現場の声を聞きながら制度の見直しを行うとともに、不要資産の精査をしつつ、国費の縮減を行う。	国費について国庫債務負担行為限度額の引き上げ等により縮減し、縮減額を野菜価格安定対策の23年度所要額に活用するとともに、砂礫勘定の累積差損への充当を検討。 指定野菜価格安定対策事業について、具体的に以下の見直しを検討。 ①生産資材費の高騰時における支援強化 ②対象者の拡大による個人出荷の支援 ③交付実績に即した生産者負担金の既減
A-18-(2)		野菜関係業務(特定野菜等供給産地育成価格差補給事業)			
A-22-(1)	家畜改良センター	全国的な視点での家畜改良	※種畜の多様化、系統造成の支援などに特化	民間・都道府県との連携強化や役割を明確にする とともに、種畜の多様化、系統造成の支援などに特化。	全国的な視点での家畜改良業務については、民間で実施可能な業務の中止、系統造成の効率的な実施と県・民間への改良用素材の提供に重点化するなどにより、23年度予算要求を減額。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-2-(1)		高度化事業	※不要資産の国庫返納	<ul style="list-style-type: none"> ・創業・転業の促進などの重要施策への対応(4月19日経済産業省決定)に要する経費との関連を踏まえ検討中。 ・その他、被災地域の中小企業者に迅速な支援を行う方針。 ・国庫納付については、これら重要施策への対応に要する経費との関連及び中小機構の資産全体が共済契約者の先取特権の対象となっていることを踏まえ検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化融資事業の中で政策意識が低下した「通商化事業」や「経営改革事業」について廃止。 ・創業、転業、企業再生及び企業集積など新たな政策ニーズへの対応を強化するところであり、今後の施策へのニーズ等について慎重な検討が必要。 ・被災地域の中小企業者に迅速な支援を行うため、災害復旧支援のための資金を十分に確保しておくことが必要。(阪神・淡路大震災'95)、新潟中越沖地震'07など) ・中小機構の資産全体は、共済契約者の財産を保全するための担保資産となっている。4月23日の事業仕分けにおいて、先取特権(債権の資産全体に対し、他の債権者に先だって弁済を受ける権利)は、異論なしで了承されている。
B-2-(2)	中小企業基盤整備機構	ファンド出資事業	※不要資産の国庫返納	<ul style="list-style-type: none"> ・創業の促進や企業再生などに有効なリスクマネーを強化するため、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに再編し、地域応援ファンドは廃止する。 ・ファンド事業出資先等に対するガバナンスを一層強化。 ・「B-2-(1)」と一体で検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業の促進や企業再生などに有効なリスクマネーを強化するため、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに再編し、地域応援ファンドの廃止、また、以下の3類型に再編を行い、併せて出資案件の見直しを実施済(平成22年7月)。 ①起業支援ファンド(アーリーステージのベンチャー企業へ投資するファンド) ②中小企業成長支援ファンド(成長が見込まれる新事業展開や転業、事業再編等の中小企業を支援するファンド) ③中小企業再生ファンド(事業再生に取り組む中小企業に資金供給するファンド) ・出資先ファンドの運営者の経営状況、投資パフォーマンスについてより詳細な個別評価を実施するため外部有識者の意見を踏まえた慎重な出資審査等、モニタリングを一層強化。
B-4-(1)	労働者健康福祉機構	労働病院等業務のうち産業保健推進センター業務(助成金事業を除く)	※省内仕分け結果1/3削減にとらわれない更なる削減を求める	<p>専門的・実践的な研修等の業務に重点化を図るとともに、併せて、平成25年度までに47拠点を1/3程度まで順次集約化することにより、交付金の削減、職員の削減を図る。</p>	<p>これまで全都道府県において地元の労使、医師会、産業保健関係者との協力の下で進めてきた事業であり、センターを集約し、業務の見直しを行うためには、今後、関係者との調整、集約後の地域における産業保健支援のあり方の検討を含めたセンター廃止・存置の検証、職員の雇用確保、賃貸事務所等の解約手続(原状復旧工事費用等)等に時間や経費を要するため、計画的に集約化することとしており、平成23年度以降の決算要求から反映させることとしている。</p>
B-4-(4)	高齢・障害者雇用支援機構	障害者職業センターの設置運営(地域障害者職業センター)	※美術品等、不要資産を売却	<ol style="list-style-type: none"> (1) (独)雇用・能力開発機構からの業務移管時に本部の管理部門20人を削減し、その後3年以内に組織・人員の効率化を進め、更に本部の管理部門の1割(10人)以上の削減に取り組む。 (2) 平成21年4月から地域障害者職業センターの業務となった助成・援助業務を推進し、地域の就労支援機関における障害者支援を促進。地域障害者職業センターは当該機関では対応困難な障害者を重点とする業務運営を更に加速 (3) 東京本部を専断本部に移転することによる合理化 (4) 地方業務の委託方式の廃止に伴い、地域障害者職業センター業務と併せて効率化 (5) 地域障害者職業センター公用車の軽自動車への転換【144台の1/3(△約14百万円)】 (6) 地域障害者職業センター事務集約化による事務担当職員の削減【33人(22年4月)→27人(23年4月)】 (7) 美術品等不要資産の速やかな処分 	<ol style="list-style-type: none"> (1)、(3) (独)雇用・能力開発機構からの業務移管を踏まえて実施するため。 (4) 平成22年度については、一般競争入札により、民間法人に委託して地方業務を実施しているため。 (5) 公用車の軽自動車への転換は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数等に基づき段階的に行うため。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-5-(1)	国立病院機構	診療事業	<p>※当該法人が実施し、事業規模は縮減 ※病院のガバナンスについては抜本的見直し ※本部経費縮減、ブロック事務所は廃止を含めて検討 ※他の公的病院との再編等についても広く検討</p>	<p>1. 非公務員化による地域医療への貢献、国家公務員の削減 2. 機構のガバナンス強化が図れるよう、国との人事交流のあり方の見直し 3. 国の再編成計画に基づく病院の統合を着実に実施 4. 中長期的な視点に立った、病院の規模や機能についての必要な見直し 5. 運営費交付金の削減 6. 再編成計画により廃止した病院の跡地を国庫納付 7. 拠出金の削減。本部・ブロック事務所職員数の削減 8. 契約の徹底した適正化 9. 調達コストの一層の削減</p>	<p>1. 非公務員化のメリットを最大限活かした地域医療への貢献、病院運営 5万人規模の国家公務員の削減(一般職の国家公務員の約15%) → 非公務員化のための法改正及び非公務員化に伴う準備が必要なため、23年度に移行予定 2. 非公務員化後の機構のガバナンス強化が図れるよう、国との人事交流のあり方を見直し → 非公務員化に併せて実施するため、移行予定時期(23年度予定)より実施予定 ※公務員OBの役員ポストの改選にあたっては、21年度より公募を実施しているが、今後の改選時も引き続き公募を実施 3. 26年度に普通寺病院と香川小児病院を統合 → 統合新病院の整備等を行った後、26年度に統合予定(144病院→143病院 ▲1病院) ※普通寺病院と香川小児病院の統合をもって、国の再編成計画が完了 (参考)昭和61年再編成計画当初(236病院)から現在まで、移譲、統合により91病院の減(うち、国立病院機構完 足後、8病院の減) 4. 個々の病院ごとの総合的検証、自治体等地域の関係者や患者の状況等を踏まえながら、中長期的な視点に立って、病院の規模や機能について必要な見直しを実施 → 病院の診療機能の見直し、病棟集約等を従来から実施しており、今後も継続的に実施 5. 診療事業に係る交付金(49億円)のうち、国の医療政策上時に体制確保が求められている救急医療、周産期医療及び災害医療に充てられる費用を除き、30億円を削減。また、国期間分の運給給付債務として措置されている差別的経費のうち、既退職者の年金関係(整理資産及び恩給負担金)について、非公務員化に併せ、運営費交付金としてではなく、他療法と同様に国から国家公務員共済組合連合会等への直接払いに移行。 → 診療事業関係については23年度概算要求へ反映。既退職者の年金関係については、法改正が必要であるため、非公務員化(23年度予定)のための法改正に併せて実施予定 (関係省庁と調整中) 6. 再編成計画により、廃止した7病院の跡地を、現物により国庫納付(57億円(簿価)) (旧十勝、旧豊別、旧西甲府、旧岐阜、旧金沢若松、旧鳥取、旧筑後) → 改正後の独立行政法人通則法の関係法令整備後に国庫納付予定 7. 国時代長期債務の共同負担等のための拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げ、業務見直しによる本部・ブロック事務所職員数の更なる削減。本部・ブロック事務所の運営に係る経費についても国時代と比して▲44.1%(▲24.1億円)の30.8億円となっている。 → 各病院との調整、組織改編、人事異動等を伴うため、23年4月に実施予定 (参考)本部・ブロック事務所の職員数: 国(15年度:388人→機構発足時(16年度:291人)→現在(288人) 8. 契約監視委員会の指摘事項を踏まえ、原則一般競争入札化、競争性・公正性・透明性の確保、一者応札・一者応募の解消に向けて、徹底した取組を進めていく → これまでの取り組みに加え、22年度より以下の項目を実施 ・契約監視委員会の指摘内容を全病院へ通知し、より一層の適正な契約事務の遂行を指示 ・随意契約(少額、緊急性のあるものは除く)について、その契約事由の妥当性を各病院の契約審査委員会の審議を経て、更に本部の契約監視委員会で事前審議を実施 ・前同一者応札及び前回落札率100%契約についても、契約監視委員会において事前審査を実施 ・入札説明会に参加しながら応札しなかった業者に対して進捗調査を実施し、原因究明に努力 9. 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、診療事業等に要する費用のさらなるコスト削減を図っていく → 医療機器の共同入札に参加する病院との調整等を行った後、23年度に実施予定</p>
B-5-(2)	労働者健康福祉機構	労災病院の設置・運営	<p>※病院のガバナンスについては抜本的見直し ※他の公的病院との再編等についても広く検討</p>	<p>ガバナンスの一層の強化を図るため、労災病院ネットワークにおける各病院の役割指示、PDCAによる評価と改善、経営指導等を更に徹底し、労災病院グループ全体として効率的に労災医療に取り組む。</p>	<p>本部の労災病院に対するガバナンスについては、個別の病院協議等を通じて各労災病院が果たすべき役割、機能等の指示を行うほか、 ・経営改善推進会議を通じて各病院に対する経営指導 ・医師確保及び緊急時の労災病院グループによる医師派遣の調整 ・統一的な研修等を実施し、各労災病院に必要な人材の確保及び育成 ・BSC(バランス・スコアカード)を活用したPDCAサイクルマネジメントを実施し、労災に關する政策医療に対する評価と改善 などの取組を強化することとしている。 (なお、機構の中核をなす労災病院事業については、平成23年度も引き続き交付金等の国からの財政支出を全く受けずに運営することとしているため、概算要求額はない。)</p>

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-6-(3)	理化学研究所	委託業務関係	※コスト意識をもった取組みが必要	外部有識者を含む「契約監視委員会」における点検・見直し結果を踏まえ、行政事業レビュー公開プロセスにおけるSPring-8の運営体制のあり方の見直し結果を踏まえ、効率化に向けて契約の見直し等を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・理研全所における外部委託のあり方について、自ら見直しを図るとともに、外部有識者等により構成される「契約監視委員会」の検討状況を踏まえ、コストの面から随意契約、一者応札の更なる改善を図っていく。 ・具体的には、労働者派遣契約の新規契約を一般競争入札とする等、競争性のある契約への移行が可能なものについて移行し、複数年度契約を結んでいる等により見直しが行われていない契約についても、契約期間終了後、所要の見直しを行う。 ・また、真に透明性・競争性のある契約となるよう、引き続き仕様書の見直し、公告期間の延長等について検討する。 ・さらに、SPring-8運営における外部委託のあり方については、事業の適切な運営のため、経営や会計の専門家など外部有識者による総合的な業務評価を行い、その結果を最大限23年度の委託に反映させる。
B-10-(1)	科学技術振興機構	科学技術情報流通促進事業(科学技術情報連携活用推進事業)	※一層の効率化を図る	事業の運用等について見直しをすすめ、平成23年度の概算要求に反映する。	平成22年度中に、利用率の低いプログラムの廃止や事業の再構築等、一層の効率化を図り、平成23の概算要求においては大幅に事業規模を縮減(△14億円(△28%))。
B-10-(2)		科学技術情報流通促進事業(電子情報発信・流通促進事業)			
B-10-(4)		科学技術情報流通促進事業(技術者継続的能力開発事業)			
B-10-(5)		科学技術情報流通促進事業(研究者人材データベース構築事業)			
B-10-(6)		科学技術情報流通促進事業(バイオインフォマティクス推進センター事業)			
B-10-(7)		都内事務所の運営			
B-12-(1)	新エネルギー・産業技術総合開発機構	研究開発関連業務(ナショナルプロジェクト事業)	※特定法人との取引関係の見直し、研究開発独法全体の見直しの中で、特に国、産総研との関係を含めて抜本的なあり方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない、公益法人一者、独法一者などの少数者によるプロジェクトは、原則、22年度をもってNEDO事業として廃止。 ・複数者によるプロジェクトであっても、公益法人への支出比率の高いプロジェクトについては、公益法人向け支出を大幅に削減。 ・その他についても、継続が必要ないと考えられるプロジェクトについては、平成22年度で終了する。 ・産総研への支出については、独法1者など少数者によるプロジェクトや独法向け支出が過半を超えるプロジェクトを見直す。 ・国際競争力強化に資する産学官が結集した高度な研究開発プロジェクトの推進や、スマートグリッドなど新技術・システムの国際展開を後押しする実証事業等の一貫した戦略的取り組みの強化や、国際的なネットワーク機能の強化にリソースを集中特化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産総研への支出については、独法1者など少数者によるプロジェクトや独法向け支出が過半を超えるプロジェクトを見直し、21年度約100億円の支出を22年度には約70億円に削減することとした。 ・研究開発マネジメント機能が活かされない、公益法人一者、独法一者など、少数者による15事業(22年度予算64億円)は、平成22年度をもってNEDOの事業としては廃止。 ・複数者によるプロジェクトであっても、公益法人への支出比率の高い6事業については、公益法人向け支出を大幅に削減。 ・継続が必要ないと考えられる36事業(22年度予算280億円)については、平成22年度をもってNEDOの事業としては廃止。 ・国際競争力強化に資する産学官が結集した高度な研究開発プロジェクトの推進や、スマートグリッドなど新技術・システムの国際展開を後押しする実証事業等の一貫した戦略的取り組みの強化や、国際的なネットワーク機能の強化にリソースを集中特化する。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-13-(1)	医薬基盤研究所	基盤的技術研究	※厚生労働省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し	今後、研究業務の選択と集中を図るため、①難病対策、②迅速な新薬開発、③新興・再興感染症対策、の3点に重点を置いて運営する。	難病対策、迅速な新薬開発、新興・再興感染症対策の国の政策課題の解決などを目標に、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系統の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の分野に重点化して、より効率的・効果的に取り組む。 特に、難病関係については、難病団体等とも積極的に意見交換を行いながら、より、社会的ニーズや国の政策課題に合った研究を推進していく。
B-13-(2)	医薬基盤研究所	生物資源研究		HS財団との関係を整理するため、細胞分譲について、HS財団との共同事業から医薬基盤研究所自らが実施する形に改める。そのために必要な整備を平成23年度に行う。	細胞分譲業務について、研究者コミュニティに迷惑がからないように、平成23年度に必要な体制整備を行い、第2期中期計画期間中に医薬基盤研究所自らが分譲をできる体制を整備する。
B-16	建築研究所	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	※独立行政法人改革の議論の中で基準作成関連とそれ以外の研究を整理しつつ、旧建設省系の他の研究所と併せてそのあり方を抜本的に見直す	研究開発について重点視を行い、住宅、一般建築及び都市に関する基準作成関連の研究に一層の重点化・深化を図る。	・研究開発について重点視を行い、平成22年度の予算執行において基準作成関連の研究に重点化した。平成23年度以降についても、基準作成関連の研究への一層の重点化・深化を進める。 ・これまでも研究の事前評価において、建築研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択することにより業務を限定してきたところであるが、さらに、平成22年度中に「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領(公表)において明記するとともに、研究課題ごとの評価書(公表)にも明記することとし、両年度中に実施する研究評価から適用する。 ・研究テーマの特性に応じて、国内外の公的研究機関・大学・民間研究機関等との適切な役割分担のもとで、研究開発の効率的かつ効果的な連携を推進する。また、自己収入の拡大を図る。 ・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。
B-17-(1)	情報通信研究機構	新世代ネットワークの研究開発	※ガバナンスについては強化を図ること	新世代ネットワーク領域については、研究開発体制の再編や、研究プロジェクトの一層の重点化等を算定要求に反映。また、特定の課題に対して横断的な取り組みを行うプロジェクト制の導入など研究開発業務の効率性を高めることにより、ガバナンスの一層の強化を図ることを検討中。	・新世代ネットワーク領域については、研究開発体制の再編や、研究プロジェクトの一層の重点化、民間企業等への委託研究の精選を図り、事業規模を縮減。 ・平成23年度からの次期中期目標期間に向け、特定の課題に対して横断的な取り組みを行うプロジェクト制を新たに導入するほか、契約監視委員会による契約の見直しを実施するなどにより、研究開発業務の効率性を高め、ガバナンスの一層の強化を図る予定。
B-18	日本貿易振興機構	国際ビジネス支援(JETRO本部、海外事務所、JETRO会館等)	※不要資産の国庫返納、ガバナンスの強化、人件費・管理費等の抜本的改革	①不要資産の国庫返納 1. JETRO会館については売却 2. 保有する職員宿舎については集約化を行い一部を売却 ②ガバナンスの強化、人件費・管理費等の抜本的改革 1. ラスバイレス指標の引下げに向けて賞与を見直す等の措置を講ずる 2. 海外事務所について、運営体制を見直す等により運営経費の更なる効率化を図る 3. 随意契約の見直し 4. 事業規模の縮減	○措置済み ・外部有識者により構成される契約監視委員会を設置し、随意契約、一者応札・応募の契約について、競争性確保のため契約内容を全件点検。 ・「随意契約見直し計画」(随契比率を19%から12%に引き下げ等)を平成22年4月に策定し、現在計画を実施中。 ・平成21年度における競争性のない随意契約は前年度より大幅に減少し大きく改善。また、目標も達成。 ・平成22年4月に経済産業省が実施した事業仕分けにおいて、JETROでは開発途上国との貿易取引拡大事業については、国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものに特化し、それ以外の事業は原則実施しないこととした。 ○22年度に措置予定 ・ラスバイレス指標の引下げについては、22年度中に賞与を見直す等の措置を講ずる予定。 ・海外事務所経費については、これまでも効率化に取り組んできたところだが、22年度中においても更に一部の海外事務所について、その運営体制を見直す等による運営経費の効率化を図る予定。 ・JETRO会館については、22年度以降に売却予定。 ○23年度算定要求に反映 ・上記②の措置を踏まえ、運営費交付金の一般管理費で▲3%、業務経費で▲1%の効率化を図る。 ○検討中 ・保有する職員宿舎については、集約化を行い一部を売却の方向で準備中。
B-20-(3)	大学評価・学位授与機構	学位授与事業	※国費は投入しない	事業の効率化を図り、事業費を縮減することにより、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与事業について収支均衡を実現。	○事業仕分けで指摘のあった省庁大学校の課程修了者に対する学位授与事業に係る収支均衡については、事業の効率化を図り、平成23年度から国費(運営費交付金)を投入しないことにより実現。 ○実施・運営体制の見直し(謝金準備の圧縮等)などにより事業費の縮減を行い、平成23年度算定要求に反映。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-21-(1)	大学入試センター	大学入試センター試験の実施	※コスト削減、自己収入の拡大に努めた上で当該法人が実施	事業仕分けでの指摘を踏まえ、運営費交付金をゼロとし、原則として独立採算の運用とする。(ただし、10年に一度必要な新学習指導要領改訂への対応など、別途の措置が必要な場合があり、それを含めた長期的な視野に立った制度設計が必要である。)	可能な限り経費削減の努力を行うとともに、徹底した広報活動の展開による参加大学の増など自己収入の拡大により、平成23年度運営費交付金の要求額をゼロとする。なお、仕分け結果が出た時点では、22年度予算はすでに執行されており、可能な限り早く対応するために、平成23年度から措置することとする。
B-21-(2)	大学入試センター	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究		センター試験の実施や将来的な入試制度のあり方に関連する調査研究に集中・特化する。	大学入試に関する専門的な調査研究を行う我が国で唯一の中核的機関として、①得点調整の方法、②センター試験のモニターによる調査、③リスニングテストの成果の検証などセンター試験実施に関連した調査研究や④大学全入時代に対応した新しい大学入試のあり方、⑤障害者等のニーズに対応した特別措置の方法など将来的な入試制度のあり方に関連した調査研究などの課題に集中・特化する。なお、仕分け結果が出た時点では、22年度中の研究は開始されており、これまでの継続性を踏まえ、来年度から見直しを行うこととした。
B-22-(1)	物質・材料研究機構	東京会議室の運営	※会議室等の共用化を進める	物質・材料研究機構東京会議室は平成22年度末で解約し、平成23年度以降は、学術総合センター(竹橋)の事務所等の一部を利用して、他独法の事務所等とともに集約し、共用化を進める。	○物質・材料研究機構東京会議室は、平成23年3月31日付で賃貸契約を解約する。平成23年4月以降は、国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター及び国立高等専門学校機構とともに、事務所等を学術総合センター(竹橋)に集約し、共用化を進める。 ○平成22年度中に関係機関間で集約・共用化に伴う配置等の具体的な調整や改修工事等を行い、平成23年4月を目処に集約・共用化を実現。
B-22-(2)	大学評価・学位授与機構	竹橋オフィスの運営		大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センター(竹橋)の事務所等の一部を供出し、他独法の事務所等を学術総合センターに集約し、共用化を進める。	○大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センター(竹橋)の事務所等の一部を供出し、物質・材料研究機構、国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター及び国立高等専門学校機構の事務所等を学術総合センターに集約し、共用化を進める。 ○平成22年度中に関係機関間で集約・共用化に伴う配置等の具体的な調整や改修工事等を行い、平成23年4月を目処に集約・共用化を実現。
B-22-(3)	国立大学財務・経営センター	東京連絡所の運営			

(2)事業規模の現状維持

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-13-(5)	国立科学博物館	資料収集・保管(特に、YS-11の所蔵保管)	※ただし、自己収入の拡大や民間からの協賛・寄付の募集を積極的に行う	YS-11については、定期的に公開の機会を設けるとともに、民間からの協賛・寄附について検討を行う。	羽田空港夏のイベント、空の日イベント、特別展「空と宇宙展」における特別公開(H22～)恒久的な保存・公開の在り方、民間からの協賛・寄附についての検討(H22～)
A-15-(5)	国際交流基金	日本語能力試験	※国費への依存から一日も早く脱却	事業費に関しては全額自己収入で充当すべく処置済み。引き続き、新たな試験実施地、年複数回実施地の拡大、社会的利用を促進するための関係機関への積極的な広報等により、受験者数の増加を図り、自己収入の拡大を目指す。	事業費に関しては全額自己収入で充当すべく処置済み。引き続き、新たな試験実施地、年複数回実施地の拡大、社会的利用を促進するための関係機関への積極的な広報等により、受験者数の増加を図り、自己収入の拡大を目指す。
B-3-(1)	福祉医療機構	福祉貸付事業	※効率化などに努めることを前提に当該法人が実施	<p>○利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し、資金調達ニーズに迅速に対応する。 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。 <p>○融資相談の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有事対応・機動性の強化 ○小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ○融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上 	<p>○効率的かつスピーディーな貸付等利用者サービスの更なる向上に向けた改革</p> <p>1. 貸付のスピーディー化と効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付時の審査期間の更なる短縮 目標 38日(21年度実績) → 30日以内【平成22年度措置予定】 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討【平成23年度措置予定】 <p>2. 融資相談の強化【平成22年度措置予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じ実施していく。 ・整備計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、速やかに安定的な事業実施が図られるよう融資のポイント(ガイドライン)を公表し、必要な見直しの提案、助言等に努める。 <p>3. 利用者のニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保【平成23年度概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有事対応・機動性の強化 インフルエンザ等の有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な対応に努める。 ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化 地域の草の根的活動を行う法人等で民間金融機関では融資が困難な、資金力に乏しい小規模組織の資金需要の支援を行う。 ・融資条件の改善等、利用者側の利便性の向上 融資枠の確保、融資条件の改善等に努める。
B-3-(2)		医療貸付事業	※効率化などに努めることを前提に当該法人が実施	<p>○利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し、資金調達ニーズに迅速に対応する。 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。 <p>○融資相談の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有事対応・機動性の強化 ○社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化 ○融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上 	<p>○効率的かつスピーディーな貸付等利用者サービスの更なる向上に向けた改革</p> <p>1. 貸付のスピーディー化と効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付時の審査期間の更なる短縮 目標 33日(21年度実績) → 30日以内【平成22年度措置予定】 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討【平成23年度措置予定】 <p>2. 融資相談の強化【平成22年度措置予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じ実施していく。 ・整備計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、速やかに安定的な事業実施が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。 <p>3. 利用者のニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保【平成23年度概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有事対応・機動性の強化 インフルエンザ等の有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な対応に努める。 ・社会医療法人に対する資金需要の支援の強化 公益性の高い医療機関への支援を強化する。 ・融資条件の改善等、利用者側の利便性の向上 融資枠の確保、融資条件の改善等に努める。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-24-(3)	日本学生支援機構	私費外国人留学生等学習奨励費制度	※厳しく成果検証等を行った上で事業規模は現状維持	<p>○事業を見直した上、実施。(優秀な学生の選抜、給付予約制の適切な拡充、成果検証の実施)</p> <p>○見直し方針については以下のとおり。</p> <p>①予約採用の拡大計画の策定(平成23～25年度までの実施見直し)</p> <p>②予約採用拡大の実施手法については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 渡日前入学許可制度を行っている大学等に、当該制度により入学した学生への予約枠の設置 - 国際化拠点整備事業(グローバル30)の大学に対し予約枠を設置 <p>③事業の成果検証については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 学習奨励費受給者のうち、大学等の最終年次者を対象に、卒業後の進路状況を調査 - 学習奨励費の受給者がいる大学等を対象に、本制度の活用状況等を把握するための調査を実施 	<p>[22年度に措置予定] 事業の成果検証について</p> <p>事業仕分けにおける取りまとめコメントで、事業の成果検証の不十分さが指摘されたことを踏まえ、平成21年度学習奨励費受給者のうち、大学等の最終年次者を対象に、卒業後の進路状況を調査中である(平成22年8月末集計完了予定)。</p> <p>また、平成22年度学習奨励費の受給者がいる大学等を対象に、本制度の活用状況等を把握するための調査を実施する予定である。</p> <p>[23年度概算要求に反映] 予約採用の拡大について</p> <p>事業仕分けにおける取りまとめコメントで、給付予約制の適切な拡充を行うべきことが指摘されたことから、平成23年4月入学者を対象に、渡日前入学許可を中心とした新たな予約制度を設置する。</p>

(3) 事業規模の拡充

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-13-(1)	国立美術館	美術品収集(収集・保管・展示事業)	※適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形で拡充を図る	国立美術館については、政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りながら、文化事業の特性を踏まえつつ、他の国立文化施設と併せてこれらの法人制度の在り方について、事業仕分けにおいて指摘のあった機動的な美術品取得等が可能となる仕組みをはじめ適切な制度の在り方を含め、本年9月以降、有識者による検討会において検討予定。	【1. 検討の方向性】 国立文化施設は主に、美術作品や文化財に関する調査研究等の成果に基づき美術作品等の収集・保管・展示を行ったり、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を実施するなど、国民の鑑賞機会を提供する組織である。その事業は、自立性、継続性、専門性が求められ、ナショナルセンター機能を有するほか、入場料収入等の自己収入に加え公的支援が不可欠である等の共通的特性を有する。政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りつつ、国立文化施設のこれらの事業特性を十分踏まえた法人制度の在り方について検討が必要。 【2. 検討内容】 ①法人が果たすべき目標の内容、期間、策定・指示の手続、②法人や業務の評価の方法・手続、評価結果を予算等に反映する仕組み、③機動的な美術品取得等を可能とする仕組みをはじめ適切な制度の在り方を含む、予算措置・財源確保の在り方、④法人に対する国の関与の在り方等について、本年9月以降、有識者による検討会において具体的かつ専門的に検討予定。 【3. 検討に長期間要する理由】 本件は、法改正の必要性も含め、有識者も交えつつ、制度設計について具体的かつ専門的な検討が必要。
A-13-(3)	国立文化財機構	文化財収集(展覧事業)		国立文化財機構については、政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りながら、文化事業の特性を踏まえつつ、他の国立文化施設と併せてこれらの法人制度の在り方について、事業仕分けにおいて指摘のあった機動的な文化財取得等が可能となる仕組みをはじめ適切な制度の在り方を含め、本年9月以降、有識者による検討会において検討予定。	【1. 検討の方向性】 国立文化施設は主に、資料を収集・保管・展示したり、実演芸術を公演して、国民の鑑賞機会を提供するとともに、資料や公演に関する調査研究等を行うもの。その事業は、自立性、継続性、専門性が求められ、ナショナルセンター機能を有するほか、入場料収入等の自己収入に加え公的支援が不可欠である等の共通的特性を有する。政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りつつ、国立文化施設のこれらの事業特性を十分踏まえた法人制度の在り方について検討が必要。 【2. 検討内容】 ①法人・業務が果たすべき目標の内容、期間、策定・指示の手続、②法人・業務の評価の方法・手続、評価結果を予算等に反映する仕組み、③機動的な文化財取得等を可能とする仕組みをはじめ適切な制度の在り方を含む、予算措置・財源確保の在り方、④国の関与の在り方等について、本年9月以降、有識者による検討会において具体的かつ専門的に検討予定。 【3. 検討に長期間要する理由】 本件は、法改正の必要性も含め、有識者も交えつつ、制度設計について具体的かつ専門的な検討が必要。
B-14-(1)	医薬品医療機器総合機構	審査関連業務(医薬品・医療機器)	※事業規模の拡充 ※出向の在り方の問題を含め、ガバナンスの抜本的改革・強化	・ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの完全解消に向け、中期計画に沿った人員増等の審査関連業務の拡充の推進 ・国からの現役出向者数を削減し、課長級以上の全職員のうち、プロパー職員の割合を4年以内に50%以上にする。等	人員増や研修等の充実による質の向上等で審査期間の短縮を図るとともに、相談体制の充実等も行い、平成23年度までにドラッグ・ラグの解消、平成25年度までにデバイス・ラグを解消することとしている。当事業は審査手数料等の自己収入を主な財源としており、これらの取組についてもほとんどは審査手数料等の自己収入を財源とするものであるが、今後、日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器事業戦略相談推進事業を立ち上げることとしており、その経費を23年度概算要求に盛り込むこととしている。 また、国からの現役出向者が多い上、主要ポストに多数在籍しているため、独法の主体性、独立性が不十分というご指摘があったところである。しかし、プロパー職員を採用し始めたのが独法化後の平成16年以降であり、20、30歳代の割合が約7割を占めるという年齢構成の若い法人である。今後、このプロパー職員の成長に伴い、プロパー職員の管理職が増えていくことになるが、当面の数値目標を左記の今後の取組方針に記載のとおり設定する。
B-14-(2)		安全対策業務	※事業規模の拡充 ※ガバナンスの抜本的改革・強化	・中期計画に沿って、人員増等の安全対策業務の拡充を図る。 ・国からの現役出向者数を削減し、課長級以上の全職員のうち、プロパー職員の割合を4年以内に50%以上にする。等	人員増により、副作用症例に関する分析評価の質・量的な充実強化や安全対策部門による治験・審査・市販後を一貫してリスクマネジメントする体制を構築する。 また、国からの現役出向者が多い上、主要ポストに多数在籍しているため、独法の主体性、独立性が不十分というご指摘があったところである。しかし、プロパー職員を採用し始めたのが独法化後の平成16年以降であり、20、30歳代の割合が約7割を占めるという年齢構成の若い法人である。今後、このプロパー職員の成長に伴い、プロパー職員の管理職が増えていくことになるが、当面の数値目標を左記の今後の取組方針に記載のとおり設定する。

4. 見直しの主な例

(1) 不要資産等の国庫返納

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-6	住宅金融支援機構	証券化支援業務		証券化支援事業の出資金のうち活用が見込まれないものは返納することとし、その具体的範囲は、平成23年度予算編成過程の中で確定する。	国庫返納額については、 ①平成21年度2次補正予算による経済対策後のフラット35の事業量の伸び率が毎月に変動している ②MBSの超過担保率が足元で増加していることから、現時点で確定することは困難であり、最終的に平成23年度予算編成過程で確定する予定。
A-16-(2)	日本万国博覧会記念機構	公園事業勘定の投資有価証券の扱い	※国出資見合い分を返納	機構の残余財産の分配と併せて国出資見合い分は国庫に返納する。	公園事業勘定の投資有価証券のうち、万博機構から国出資見合い分(53%、約118億円)を直ちに国庫に返納することとなれば、共同出資者である大阪府に対する出資見合い分(47%、約105億円)を返納することについて、大阪府との協議が必要となる。 現在、残余財産の分配等公園事業を大阪府へ移管するための協議を行っていることを踏まえれば、公園事業勘定の投資有価証券についても機構の他の財産の分配と併せて国庫に返納することが適当と考えている。
A-18-(1)	農畜産業振興機構	野菜関係業務(指定野菜価格安定対策事業)	※事業規模の縮減 ※制度設計の見直し	新たな食料・農業・農村基本計画及び事業仕分け結果を踏まえ、現場の声を聞きながら制度の見直しを行うとともに、不要資産の精査をしつつ、国費の縮減を行う。	国費について国庫債務負担行為限度額の引き上げ等により縮減し、縮減額を野菜価格安定対策の23年度所要額に活用するとともに、砂糖勘定の累積差損への充当を検討。 指定野菜価格安定対策事業について、具体的に以下の見直しを検討。 ①生産資材費の高騰時における支援強化 ②対象者の拡大による個人出荷の支援 ③交付実績に即した生産者負担金の軽減
A-18-(2)		野菜関係業務(特定野菜等供給産地育成価格差補給事業)	国費について準備率(現金分)の引き下げにより縮減し、縮減額を野菜価格安定対策の23年度所要額に活用するとともに、砂糖勘定の累積差損への充当を検討。 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について、具体的に以下の見直しを検討。 ①対象者の拡大による個人出荷の支援 ②野菜自給率向上に向けた特定野菜の支援拡充		
A-18-(3)		野菜関係業務(契約野菜安定供給制度)	※事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し ※不要資産の国庫返納		国費を縮減し、縮減額を野菜価格安定対策の23年度所要額に活用するとともに、砂糖勘定の累積差損への充当を検討。 契約野菜安定供給制度について、具体的に以下の見直しを検討。 ①6次産業化法案(継続審議中)の特例による活用促進 ②発動要件の緩和 ③契約取引における収入積立口座の導入を目的としたモデル事業の実施

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-19-(2)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	特例業務(国鉄清算業務)	※利益剰余金を返納	特例業務勘定の利益剰余金の取扱いについては、将来の年金支払い等の見込み、国鉄改革に残された課題への対応、特例業務(国鉄清算業務)の目的、現在の利益剰余金の形成の由来、JR各社等国鉄改革の関係者の意向等を踏まえて、今後慎重に検討。(年末の予算編成までに結論を得て、次期通常国会に所要の法案を提出するべく検討を進める。)	特例業務勘定の利益剰余金の取扱いについては、将来の年金支払い等の見込み、国鉄改革に残された課題への対応、特例業務(国鉄清算業務)の目的、現在の利益剰余金の形成の由来、JR各社等国鉄改革の関係者の意向等を踏まえて、今後慎重に検討。(年末の予算編成までに結論を得て、次期通常国会に所要の法案を提出するべく検討を進める。)
A-21-(1)	農林漁業信用基金	低利預託原資貸付業務(農業関係)	※事業の廃止 ※新たに運転資金に対する政策的な低利融資の制度設計を行うに当たっても当該行政法人が実施するかどうかを含めてゼロベースで検討	評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、本業務に係る政府出資金125億円を全額国庫に納付するとともに、新しい運転資金制度に係る予算を要求。	評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、政府出資金125億円を全額国庫に納付。また、農業経営の6次産業化の進展等に伴い運転資金の円滑な融通が引き続き重要であることから、新しい運転資金制度に係る予算を要求。23年度予算の成立が前提であるため、22年度中の措置は困難。
A-21-(2)		低利預託原資貸付業務(林業関係)		評価結果を受け、本業務に係る政府出資金17,056,375千円のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256,375千円を国庫に納付。	評価結果を受け、活用する見込みのない政府出資金7,256,375千円を国庫に納付。また、「森林・林業再生プラン」の推進等のために運転資金の円滑な融通が引き続き重要であることから、新しい運転資金制度を政府出資金98億円を原資として実施。23年度予算の成立が前提であるため、22年度中の措置は困難。
A-21-(3)		低利預託原資貸付業務(漁業関係)		評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、本業務に係る政府出資金60億円を全額国庫に納付するとともに、新しい運転資金制度に係る予算を要求。	評価結果を受け、農林漁業信用基金の本業務を廃止し、政府出資金60億円を全額国庫に納付。また、漁業経営の6次産業化の進展等に伴い運転資金の円滑な融通が引き続き重要であることから、新しい運転資金制度に係る予算を要求。23年度予算の成立が前提であるため、22年度中の措置は困難。
B-1-(1)	労働政策研究・研修機構	労働行政担当職員研修(労働大学校)	※事業規模を縮減した上で、国が実施	①労働大学校で実施している研修のうち、都道府県労働局等において実施可能な研修について、都道府県労働局等に移管する。 ②厚生労働省関係の他の施設で実施されている研修の労働大学校への集約化を図ることにより、労働大学校の土地・建物の有効活用を図る。	・労働大学校を国の直轄機関に戻すことは、研究と研修の一体的実施による相乗効果が発揮できなくなることや国家公務員の人員削減の方針との関係等から困難である(※1)。 ・①の達成予定時期については、本年度の研修計画は策定済みであり、また、都道府県労働局等に研修を移管するに際し、準備期間が必要となることなどから、平成23年度からとしている。 ・②については実施可能なものから順次実施することとしているが、このうち、旧社会保険大学校で実施する研修については、平成26年3月まで同校で研修を実施し、平成26年4月以降に土地・建物等の売却に着手する予定であることから、旧社会保険大学校で実施する研修の労働大学校等への集約化は、平成26年4月以降になる(※2)。 ※1 機構は、平成15年に、行政改革・特殊法人等改革の一環として、特殊法人である日本労働研究機構と国の労働研修所を整理・統合して発足したものである。 ※2 労働大学校は、自衛隊や埼玉果樹園芸試験場などに囲まれた「市街化調整区域」に位置しており、土地・建物の売却は困難。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-2-(1)	中小企業基盤整備機構	高度化事業	※事業規模は縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・創業・転業の促進などの重要施策への対応(4月19日経済産業省決定)に要する経費との関連を踏まえ検討中。 ・その他、被災地域の中小企業者に迅速な支援を行う方針。 ・国庫納付については、これら重要施策への対応に要する経費との関連及び中小機構の資産全体が共済契約者の先取特権の対象となっていることを踏まえ検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化融資事業の中で政策意識が低下した「適債化事業」や「経営改革事業」について廃止。 ・創業、転業、企業再生及び企業集積など新たな政策ニーズへの対応を強化するところであり、今後、これらの施策へのニーズ等について慎重な検討が必要。 ・被災地域の中小企業者に迅速な支援を行うため、災害復旧支援のための資金を十分に確保しておくことが必要。(阪神・淡路大震災(95)、新潟中越沖地震(07)など) ・中小機構の資産全体は、共済契約者の財産を保全するための担保資産となっている。4月23日の事業仕分けにおいて、先取特権(機構の資産全体に対し、他の債権者に先だって弁済を受ける権利)は、具備なしで了承されている。
B-2-(2)		ファンド出資事業	※事業規模は縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・創業の促進や企業再生などに有効なリスクマネーを強化するため、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに再編し、地域応援ファンドは廃止する。 ・ファンド事業出資先等に対するガバナンスを一層強化。 ・「B-2-(1)」と一体で検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業の促進や企業再生などに有効なリスクマネーを強化するため、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに再編し、地域応援ファンドの廃止、また、以下の3類型に再編を行い、併せて出資要件の見直しを実施済(平成22年7月)。 ①起業支援ファンド(アーリーステージのベンチャー企業へ投資するファンド) ②中小企業成長支援ファンド(成長が見込まれる新事業展開や転業、事業再編等の中小企業を支援するファンド) ③中小企業再生ファンド(事業再生に取り組む中小企業に資金供給するファンド) ・出資先ファンドの運営者の経営状況、投資パフォーマンスについてより詳細な個別評価を実施するため外部有識者の意見を踏まえた慎重な出資審査等、モニタリングを一層強化。
B-12-(2)	新エネルギー・産業技術総合開発機構	鉱工業承継業務		<p>企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いを財政当局と調整の上、不要額を国庫返納する。</p>	<p>21年度末時点において貸付債権残高が18社8億円あるため、貸付債権回収業務終了(平成25年度)までに必要な業務経費等を試算し、企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いを財政当局と調整の上、22年度に不要額を国庫納付する予定。具体的な国庫納付予定額については、国庫納付後、出資金の運用利回りから業務費用を支出しない方法に移行する前提で18億円以上を予定。</p>
B-13-(4)	医薬基盤研究所	実用化研究支援事業	※事業の廃止	<p>平成23年度から廃止する。ただし、国からの出資金については、全て委託先企業へ委託費として支出していることから、国庫返納できる不要資産はない。今後、厚生労働省とも相談の上、新しいスキームについて検討したい。</p>	<p>平成22年度は、継続課題の最終年度であり、委託先企業は今年度の委託金を期待して開発を進めているため、22年度中の廃止は困難であるが、平成23年度から事業を廃止し、以降は、資金回収が見込める既契約分のみ経過的に実施することとする。</p>
B-17-(2)	情報通信研究機構	民間基盤技術研究促進業務	※事業の廃止	<p>平成22年度より新規案件の募集を停止しており、平成23年度の予算要求も行わない。また、保有国債などの資産のうち、既往案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫に返納予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度より、既に新規案件の募集を停止しており、委託研究の継続分についても平成23年度に終了予定。 ・可能な限り効率的な体制で、委託研究が終了した案件からの売上納付の最大化に努め、繰越欠損金の改善を図る。 ・保有国債等の資産のうち、既往案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に真に必要な資産を精査してこれを除き、不要資産を国庫に返納する予定。
B-17-(3)		情報通信ベンチャーへの出資事業	※事業の廃止	<p>新規出資は行わないこととしており、保有国債などの資産のうち、既出資案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫に返納予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな出資は行わないこととしている。 ・現在出資中の株式については、各出資先法人の経営状況を把握し、関係府省及び他の出資者とも協議しつつ、適切な時期を見極めて売却する。 ・保有国債等の資産のうち、既出資案件の管理業務に係る経費(人件費等)の確保に真に必要な資産を精査してこれを除き、不要資産は国庫に返納する予定。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-18	日本貿易振興機構	国際ビジネス支援(JETRO本部、海外事務所、JETRO会館等)	※事業規模の縮減 ※ガバナンスの強化、人件費・管理費等の抜本的改革	<p>①不要資産の国庫返納</p> <p>1. JETRO会館については売却</p> <p>2. 保有する職員宿舎については集約化を行い一部を売却</p> <p>②ガバナンスの強化、人件費・管理費等の抜本的改革</p> <p>1. ラスパイレス指数の引下げに向けて賞与を見直す等の措置を講ずる</p> <p>2. 海外事務所について、運営体制を見直す等により運営経費の更なる効率化を図る</p> <p>3. 随意契約の見直し</p> <p>4. 事業規模の縮減</p>	<p>①措置済み</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者により構成される契約監視委員会を設置し、随意契約、一者応札・応募の契約について、競争性確保のため契約内容を全件点検。 「随意契約見直し計画」(随契比率を19%から12%に引き下げ等)を平成22年4月に策定し、現在計画を実施中。 平成21年度における競争性のない随意契約は前年度より大幅に減少し大きく改善。また、目標も達成。 平成22年4月に経済産業省が実施した事業仕分けにおいて、ジェトロでは開発途上国との貿易取引拡大事業については、国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものに特化し、それ以外の事業は原則実施しないこととした。 <p>②22年度に措置予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ラスパイレス指数の引下げについては、22年度中に賞与を見直す等の措置を講ずる予定。 海外事務所経費については、これまでも効率化に取り組んできたところだが、22年度中においても更に一部の海外事務所については、その運営体制を見直す等による運営経費の効率化を図る予定。 JETRO会館については、22年度以降に売却予定。 <p>③23年度概算要求に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記②の措置を踏まえ、運営費交付金の一般管理費で△3%、業務経費で△1%の効率化を図る。 <p>⑦検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する職員宿舎については、集約化を行い一部を売却の方向で準備中。
B-19-(3)	国立大学財務・経営センター	施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	※当該事業は廃止	<p>①施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分事業仕分けの結果を踏まえ検討を行ってきたが、施設費交付事業を廃止することとした場合、財政が硬直化する中において、一般会計のみで、国立大学法人の基盤となる施設整備に必要な資金を確保することは困難なこと、当事業に係る積立金については、法律上必要に応じ施設費交付事業に係る債務の返済に充てることが想定されていること等から慎重な検討が必要であり、当面、本制度を存続することとしたい。</p> <p>②財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言 当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。</p>	<p>①施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分</p> <p>国立大学の施設整備については、国による整備が基本であり、法人化以降も、施設整備費補助金により施設の整備を進めている。しかしながら、国立大学の施設を維持するだけでも毎年2200億円の利用が必要との試算があるにも関わらず、緊縮財政の下、施設整備費補助金は減少しており、平成22年度においては、463億円しか措置できていない。このような状況において、施設の修繕に用いる当事業を廃止した場合、施設の老朽化を一層進めることとなり、かえって国庫に負担をかけることになりかねないなどの課題がある。また、当事業に係る積立金は、法律上必要に応じ「施設費交付事業」に係る債務の返済に充てることが想定されており、施設費交付事業の債務返済が完了しない段階で資産を直ちに国庫納付することは、借入れ条件の重大な変更にあたり、問題があるということが明らかになっており、慎重な検討が必要であると考えている。</p> <p>②財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言 当該事業は廃止し、平成23年度概算要求に反映。</p>

(2)取引関係の見直し

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-4-(1)	国際協力機構	取引契約関係	※事業規模の縮減 ※密接な関係にあると考えられる法人と契約する際にはしっかりとした情報公開の義務付けを前提とする	1. 一般競争入札の促進など競争性向上の促進。 2. 「競争性のない随意契約」の妥当性を契約監視委員会にて全件確認。 3. 情報提供義務付けに関する制度整備	1. 競争性の向上(①、②、③) 22年度に推進した一般競争入札の促進(250件120億円を対象として、14億円(運営費交付金)を削減)に続き、22年度は継続実施のために入札対象にならなかった案件を精査し、23年度に競争入札に移行する(経費の削減見込額は約2.4億円(運営費交付金))。 2. 競争性のない随意契約(②) 競争性のない随意契約1,084件については、競争化の可能性について、契約監視委員会にて全件確認を実施中。 3. 情報提供義務付け(②)【別紙4参照】 JICAの実施する入札・企画競争に応じる企業(取締役にJICA OBが再就職している企業)に対し、落札後、企業名、役員へのJICA OBの就職状況、直近1年間のJICAとの取引高等の情報公開を条件づけることにつき、制度設計中。7月27日に開催の契約監視委員会に付議し、制度案を行政改革推進本部事務局へ照会。
A-11	都市再生機構	関係法人との取引	※競争性を高めコスト縮減、関係法人の利益剰余金の国庫返納を含め期限を定め検討し、早々に結論を得る	関係法人との随意契約については、事務所等賃借等の真にやむを得ないものに限定する。 また、関係法人の利益剰余金については、URへの返納を求め、他の株主との協議を進め、年度内に具体的な返納額について概ねの結論を得る。	「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」を本年2月に設置し、現在まで延べ18回の会議を開催しており、都市再生機構の業務と組織のあり方について検討を進めているところ。
A-13-(2)	国立美術館	施設内店舗用地の賃借((財)西洋美術振興財団等への賃借)	※事業規模の縮減 ※競争的な入札の導入によるコスト縮減、自己収入の拡大を徹底に行う	現在の賃借契約等を考慮し、現行の賃借人と協議のうえ、賃借契約終了後、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意した上で、より一層の観覧環境の向上と効率化のため、企画競争の導入も含め、より良い方途を検討し、平成24年度から順次措置していく予定である。	企画競争等に移行するためには、現行の賃借人と契約を更新しない旨通知する必要があるが、借地借家法により、正当な事由なく契約を更新しない旨の通知をすることができないことから、まずは現行の賃借人と協議のうえ、契約の更新を終了させることが必要である。 これを踏まえ、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意したうえで、より一層の観覧環境の向上と効率化のため、企画競争の導入も含めて、より良い方途を検討し、平成24年度から順次措置していく予定である。 【東京国立近代美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:近代美術協会(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社アイ・エヌ・ピーコーポレーション(企画競争) →①については、現契約更新終了の同意を得た後、別途平成23年度に更新する民間競争入札による業務委託の対象とすることが求められていることから、平成23年度中に企画競争に移行するか、民間競争入札の対象とするかを検討し、平成24年度からの実施を予定。 【京都国立近代美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:ミュージアムショップアールブリュ(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社神戸ゴマルゴ(随意契約) →現契約更新終了の同意を得た後、企画競争等の導入を含め、よりよい方途を検討し、平成24年度以降に措置予定。 【国立西洋美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:財団法人西洋美術振興財団(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社アトリエリーブ(企画競争) →①については、現契約更新終了の同意を得た後、企画競争等の導入を含め、よりよい方途を検討し、平成24年度以降に措置予定。 【国立国際美術館】 ①ミュージアムショップ契約先:財団法人ダイキン工業現代美術振興財団(随意契約) ②レストラン契約先:株式会社ダイナック(企画競争) →①については、現契約更新終了の同意を得た後、現契約者が公益財団法人の認定を申請することとしており、その状況も視野に入れ、平成24年度中に企画競争へ移行を予定。 <参考>国立新美術館 ①ミュージアムショップ契約先:株式会社ジョージズファニチュア(企画競争) ②レストラン契約先:株式会社ひらまつ(企画競争)

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-13-(4)	国立文化財機構	施設内店舗用地の賃借((財)仏教美術協会等への賃借)	※事業規模の縮減 ※競争的な入札の導入によるコスト縮減、自己収入の拡大を徹底的に行う	現行の賃借契約終了後、展覧環境の質に充分配慮した上で順次企画競争を導入する等、競争的な環境と透明性を確保した契約に変更	<p>【東京国立博物館】</p> <p>①ミュージアムショップ契約先:東京国立博物館運営協力会(随意契約)、株式会社印象社(随意契約)</p> <p>②レストラン契約先:株式会社精養軒(随意契約)、ホテルオークラ・エンタープライズ株式会社(随意契約)</p> <p>→下記の現行契約期間終了後、企画競争に移行予定</p> <p>東京国立博物館運営協力会:平成24年度末、株式会社印象社:平成22年度末 株式会社精養軒:平成22年度末、ホテルオークラ・エンタープライズ株式会社:平成22年度末</p> <p>【京都国立博物館】</p> <p>①ミュージアムショップ契約先:株式会社便利堂(随意契約)</p> <p>→下記の現行契約期間終了後、企画競争に移行予定</p> <p>株式会社便利堂:平成25年度末</p> <p>②カフェ契約先:からふね珈琲株式会社(随意契約)</p> <p>→平常展示館(改修中)が開館する平成26年度に向けて、企画競争に移行予定</p> <p>【奈良国立博物館】</p> <p>①ミュージアムショップ契約先:財団法人仏教美術協会(随意契約)</p> <p>②レストラン契約先:(有)日本クーンシステム(随意契約)</p> <p>→下記の現行契約期間終了後、企画競争に移行予定</p> <p>財団法人仏教美術協会:平成22年度末 (有)日本クーンシステム:平成22年度末</p> <p><参考>【九州国立博物館】(福岡県が契約)</p> <p>①ミュージアムショップ契約先:株式会社三越(企画競争)</p> <p>②レストラン契約先:株式会社ニューオータニ(企画競争)</p>
A-13-(6)	国立科学博物館	施設内店舗用地の賃借((財)科学博物館後援会等への賃借)		上野本館のミュージアムショップ用地の賃借については、競争性のある契約に移行する。自然教育園のミュージアムショップ用地の賃借については、入館者サービスの充実に留意した上で、次年度以降の対応を検討中。	上野本館のミュージアムショップ用地の賃借については、入館者サービス向上の観点から、平成23年度からの出店について、平成22年度に企画競争を実施する。
A-20	水資源機構	ダム・用水路等の管理業務	※利害調整など本来行うべき業務のみを機構が行い、それ以外は他に任せる(機構の業務としない) ※契約については大至急見直し	①契約の見直しについては、平成22年5月26日に契約監視委員会を開催し、仕分けで議論となった一者応札についての改善対策を含めた新たな随意契約等見直し計画を策定した。 ②本来行うべき業務とそれ以外の業務について、4主務省と機構において自ら点検を行った上で、4省合同での有識者会合(評価委員会合同会議等)や利水者等の意見を踏まえ検討を行い、23年度以降に措置する予定。	①平成22年5月に契約監視委員会を開催し、一者応札の改善対策を含めた新たな随意契約等見直し計画を策定した。平成22年度第一四半期の一者応札率は、平成21年度の49.2%に対し22.7%まで改善した。今後も当該委員会ですら点検を実施し、さらに改善に努めていく。 ②本来行うべき業務とそれ以外の業務の点検については、事業費の約7割を負担する利水者等188の関係者及び外部有識者の意見聴取を行っており、それらの意見を踏まえて検討を行い、23年度以降に措置する予定。
B-6-(3)	理化学研究所	委託業務関係	※事業規模の縮減 ※コスト意識をもった取組が必要	外部有識者を含む「契約監視委員会」における点検・見直し結果を踏まえるとともに、行政事業レビュー公開プロセスにおけるSPring-8の運営体制のあり方の見直し結果を踏まえ、効率化に向けて契約の見直し等を実施。	<p>・理研全所における外部委託のあり方について、自ら見直しを図るとともに、外部有識者等により構成される「契約監視委員会」の検討状況を踏まえ、コストの面から随意契約、一者応札の更なる改善を図っていく。</p> <p>・具体的には、労働者派遣契約の新規契約を一般競争入札とする等、競争性のある契約への移行が可能なものについて移行し、複数年度契約を結んでいる等により見直しが行われていない契約についても、契約期間終了後、所要の見直しを行う。</p> <p>・また、真に透明性・競争性のある契約となるよう、引き続き仕様書の見直し、公告期間の延長等について検討する。</p> <p>・さらに、SPring-8運営における外部委託のあり方については、事業の適切な運営のため、経営や会計の専門家など外部有識者による総合的な業務評価を行い、その結果を最大限23年度の委託に反映させる。</p>

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-12-(1)	新エネルギー・産業技術総合開発機構	研究開発関連業務(ナショナルプロジェクト事業)	※事業規模の縮減 ※特定法人との取引関係の見直し、研究開発独法全体の見直しの中で、特に国、産総研との関係を含めて抜本的なあり方を見直し	・NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない、公益法人一者、独法一者などの少数者によるプロジェクトは、原則、22年度をもってNEDO事業として廃止。 ・複数者によるプロジェクトであっても、公益法人への支出比率の高いプロジェクトについては、公益法人向け支出を大幅に削減。 ・その他についても、継続が必要ないと考えられるプロジェクトについては、平成22年度で終了する。 ・産総研への支出については、独法1者など少数者によるプロジェクトや独法向け支出が過半を超えるプロジェクトを見直す。 ・国際競争力強化に資する産学官が結集した高度な研究開発プロジェクトの推進や、スマートグリッドなど新技術・システムの国際展開を後押しする実証事業等の一貫した戦略的取り組みの強化や、国際的なネットワーク機能の強化にリソースを集中特化する。	・産総研への支出については、独法1者など少数者によるプロジェクトや独法向け支出が過半を超えるプロジェクトを見直し、21年度約100億円の支出を22年度には約70億円に削減することとした。 ・研究開発マネジメント機能が活かされない、公益法人一者、独法一者など、少数者による15事業(22年度予算64億円)は、平成22年度をもってNEDOの事業としては廃止。 ・複数者によるプロジェクトであっても、公益法人への支出比率の高い6事業については、公益法人向け支出を大幅に削減。 ・継続が必要ないと考えられる36事業(22年度予算260億円)については、平成22年度をもってNEDOの事業としては廃止。 ・国際競争力強化に資する産学官が結集した高度な研究開発プロジェクトの推進や、スマートグリッドなど新技術・システムの国際展開を後押しする実証事業等の一貫した戦略的取り組みの強化や、国際的なネットワーク機能の強化にリソースを集中特化する。
B-13-(1)		基盤的技術研究	※事業規模の縮減 ※厚生労働省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し	今後、研究業務の選択と集中を図るため、①難病対策、②迅速な新薬開発、③新興・再興感染症対策、の3点に重点を置いて運営する。	難病対策、迅速な新薬開発、新興・再興感染症対策の国の政策課題の解決などを目標に、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の分野に重点化して、より効率的・効果的に取り組む。 特に、難病関係については、難病団体等とも積極的に意見交換を行いながら、より、社会的ニーズや国の政策課題に合った研究を推進していく。
B-13-(2)		生物資源研究	※国等が実施 ※厚生労働省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該法人が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し	HS財団との関係を整理するため、細胞分譲について、HS財団との共同事業から医薬基盤研究所自らが実施する形に改める。そのために必要な整備を平成23年度に行う。	細胞分譲業務について、研究者コミュニティに迷惑がからないように、平成23年度に必要な体制整備を行い、第2期中期計画期間中に医薬基盤研究所自らが分譲をできる体制を整備する。
B-13-(3)	医薬基盤研究所	基礎研究推進事業	※国等が実施 ※厚生労働省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該法人が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し	政府における研究開発独法のあり方の論議や総合科学技術会議の検討を踏まえつつ、ガバナンスの強化、事業主体の一元化の観点から、革新的な医薬品・医療機器の研究開発支援をより効率的・効果的に実施するよう、体制整備等について検討。不要資産については、国庫に返納する。	基礎研究推進事業は、保健医療水準の向上に役立つ画期的な医薬品・医療機器の基礎的段階における研究を支援するため、外部委員会において二段階の厳正な審査を行い、優れた研究プロジェクトを選定し、大学等の研究機関に年度当初に必要な研究資金を提供している。また、医薬品開発の知財経験を有するプログラムオフィサーにより、進捗状況の把握、創薬等に向けた適切な指導・助言を行っており、これらは年度単位で実施している。 現在、新規採択課題を国(厚生労働省)が募集・採択する方向で来年度の概算要求を行っている。今後、新成長戦略におけるライフ・イノベーション分野の方針、政府における研究開発独法のあり方の論議や総合科学技術会議における論議(研究開発法人が研究費配分機能を持つべき)等も踏まえた上で、国として画期的な医薬品・医療機器の研究開発支援をより効率的・効果的に実施する観点から、体制整備等を検討する必要がある。
B-13-(5)		希少疾病用医薬品等開発推進業務	※国等が実施 ※厚生労働省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該法人が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し	国が今後策定する希少疾病用医薬品等の助成額、助成率についての評価基準に基づき適切に助成を行うことにより、国によるガバナンスの強化を図る。これにより、政策的な開発支援や開発の進捗状況などによりメリハリをつけた助成を行い、もって国主導によるオーファンドラッグの開発支援を効率的・効果的に実施する。	希少疾病用医薬品等開発推進事業は、規制と優遇の分離を確保しつつ、効率的・効果的な研究開発支援を考慮し、助成金交付基準の明確化を含めた事業主体の一元化を目指すものである。しかし、本事業により開発された医薬品等の利潤を基盤研が徴収する納付金は、基盤研での本事業に使用することが規定されており、納付金運用は国ではできない。また、事業運用に必要な人員確保のめどが立たない状況では継続的な事業の実施は不可能である。従って、これまでの実施体制を踏まえつつ、開発企業に対して可能な限り有益な事業スキームが慎重に策定されなければならない。

(3)ガバナンスの強化

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-1	沖縄科学技術研究基盤整備機構	運営委員会の経費	※事業規模の縮減	<p>事業仕分けのコメントを踏まえ、沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与できるよう、法人の事業全体について、以下の見直しを行い、平成24年秋の大学院大学開学に向けた取組を進める。</p> <p>1. 予算・事業規模の縮減 (1)運営委員会開催経費の見直し (2)施設整備計画の再検討 (3)予算規模の縮減・事業の効率化に向けたその他の取組</p> <p>2. ガバナンスの見直し (1)管理運営体制の見直し (2)予算執行管理体制の見直し (3)内閣府との連携の強化</p>	<p>1. 予算・事業規模の縮減 予算規模の縮減及び事業のより効率的な実施を図るため、以下の取組を実施。 1. -(1):本年7月開催の運営委員会から、ノーベル賞受賞者等の運営委員が会議に出席するために必要な航空券のグレードの見直しを行った。また、7月の会議では、会場の選定に係る入札条件を緩和し競争性を高めることにより、開催経費を節減した。(7月の会議の開催経費の総額は約960万円。昨年度までの平均は約1,330万円。)次回以降の会議は原則、沖縄の機材施設において開催し、会場費を節減するとともに、運営委員による沖縄での講演会開催等に努めることにより、沖縄振興という目的に一層の配慮を行うこととしている。 1. -(2):今後の施設整備計画について、PI(主任研究者)の採用状況等を踏まえて再検討を実施した。具体的には、本年3月に第1研究棟の供用を開始し、現在、第2研究棟の整備に着手しているところであり、機材が保有する研究施設と現在、臨時的に借用している研究施設を最大限活用することにより、当面必要な研究スペースを確保することとし、第3研究棟の整備に係る23年度の予算要求を見送ることとした。(第3研究棟の整備時期については、今後の主任研究者の採用状況や大学院大学の研究活動の実績等を踏まえつつ検討することとしている。)</p> <p>なお、施設整備に当たっては、民間資金の活用等により予算の節減を図ることとしている。 1. -(3):予算規模の縮減に向けたその他の主な取組は以下のとおり。 ・免状制度の高い研究資材について、一括購入又は単価契約を適用することにより、競争性を高め、コストを縮減する。 ・昨年10月に導入した電子入札システムの利用を進め、入札の透明性、競争性の向上、事務手続きの効率化を促進する。 ・研究資材の一括購入及び中央管理を行うことにより、研究者のコスト意識を高め、研究資材費を抑制する。 ・機材内の複数の研究者が共同して利用することが可能な研究機器の中央管理及び共同利用を進めることにより、機器の重複購入を避け、研究機器購入費を抑制する。 ・備給費の見直し等により、人件費を抑制する(平成22年度は1.1パーセントの給与水準の引き下げを実施した。)</p> <p>2. ガバナンスの見直し 本年3月以降、沖縄担当大臣の指示に基づき、管理運営体制を強化するため、以下の取組を実施。 2. -(1):管理運営体制を改善するため、事務部門の総括責任者としての事務局長に専任の職員を採用した。また、平成24年秋の開学に向け、新キャンパスにおける施設整備やカリキュラムの策定等の増大する業務量に対処するため、施設・建設部及び学務部を新設し、専任の職員を配置することにより、責任の所在を明確にし、組織体制を強化した。 2. -(2):予算執行管理体制の改善策として、事務局長が開催し、施設整備及び予算の責任者が参加する「施設及び建設に関する予算検討委員会」を設置した。重要な入札や設計変更については、同検討委員会の議を経ることを必要とし、適切な予算執行のための管理機能を強化した。また、専任の予算課長を採用するとともに、予算課職員を増員し、予算管理体制を強化した。 2. -(3):毎月、機材より内閣府に対し、予算執行結果を報告するとともに、5月以降、毎月、内閣府と機材との間で機材の管理運営体制の強化等に関する連絡協議会を開催し、機材の管理運営体制の改善状況及びその後の業務の実施状況について、報告・情報交換を行う等、内閣府と機材の間の緊密な連携に努めている。</p>
A-3	国際協力機構	有償資金協力	※審査機能の強化	<p>1. 案件の選定・審査プロセスにおける第三者の関与 2. 事後評価の質の向上</p>	<p>1. 案件の選定・審査プロセスにおける第三者の関与(②) これまで設置されていた無償資金協力実施適正会議を秋を目処に改組し、ODA適正会議(仮称)を設置し、円借款を含むODAの案件の適正な形成を確保する。 2. 事後評価の質の向上(②) JICA評価部の独立性を高めるとともに、事後評価の実施方法にメリハリをつけることで、より有益な教訓を得る方向で、現行の評価制度の見直しを実施しており、平成22年度から随時実施の予定。また、事後評価における教訓を新規案件の形成・採択に確実に活用されるよう業務手続の変更を検討しており、平成22年秋から適用予定。</p>

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-5-(1)	国立病院機構	診療事業	<p>※当該法人が実施し、事業規模は縮減 ※病院のガバナンスについては抜本的見直し ※本部経費縮減、ブロック事務所は廃止を含めて検討 ※他の公的病院との再編等についても広く検討</p>	<p>1. 非公務員化による地域医療への貢献、国家公務員の削減 2. 機構のガバナンス強化が図れるよう、国との人事交流のあり方の見直し 3. 国の再編成計画に基づく病院の統合を着実に実施 4. 中長期的な視点に立った、病院の規模や機能についての必要な見直し 5. 運営費交付金の削減 6. 再編成計画により廃止した病院の跡地を国庫納付 7. 拠出金の削減。本部・ブロック事務所職員数の削減 8. 契約の徹底した適正化 9. 関連コストの一層の削減</p>	<p>1. 非公務員化のメリットを最大限活かした地域医療への貢献、病院運営 5万人規模の国家公務員の削減(一般職の国家公務員の約15%) → 非公務員化のための法改正及び非公務員化に伴う準備が必要なため、23年度に移行予定 2. 非公務員化後の機構のガバナンス強化が図れるよう、国との人事交流のあり方を見直し → 非公務員化に併せて実施するため、移行予定時期(23年度予定)より実施予定 ※公務員OBの役員ポストの改選にあたっては、21年度より公募を実施しているが、今後の改選時も引き続き 公募を実施 3. 26年度に普通寺院と香川小児病院を統合 → 統合新病院の整備等を行った後、26年度に統合予定(144病院→143病院 ▲1病院) ※普通寺院と香川小児病院の統合をもって、国の再編成計画が完了 (参考)昭和61年再編成計画当初(236病院)から現在まで、移譲、統合により91病院の減(うち、国立病院機構先 足後、9病院の減) 4. 個々の病院ごとの総合的検証、自治体等地元の関係者や患者の状況等を踏まえながら、中長期的な視点に立って、病院の規模や機能について必要な見直しを実施 → 病院の診療機能の見直し、病棟集約等を従来から実施しており、今後も継続的に実施 5. 診療事業に係る交付金(49億円)のうち、国の医療政策上特に体制確保が求められている救急医療、周産期医療及び災害医療に充てられる費用を除き、30億円を削減。また、围期間分の退職給付債務として措置されている債務的経費のうち、既退職者の年金関係(整理資産及び恩給負担金)について、非公務員化に併せて、運営費交付金としてではなく、他独法と同様に国から国家公務員共済組合連合会等への直接払いに移行。 → 診療事業関係については23年度概算要求へ反映。既退職者の年金関係については、法改正が必要であるため、非公務員化(23年度予定)のための法改正に併せて実施予定(関係省庁と調整中) 6. 再編成計画により、廃止した7病院の跡地を、現物により国庫納付(57億円(簿価)) (旧十勝、旧登別、旧西甲府、旧岐阜、旧金沢若松、旧鳥取、旧筑後) → 改正後の独立行政法人通則法の関係法令整備後に国庫納付予定 7. 国時代長期債務の共同負担等のための拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げ、業務見直しによる本部・ブロック事務所職員数の更なる削減。本部・ブロック事務所の運営に係る経費についても国時代と比して▲44.1%(▲24.1億円)の30.8億円となっている。 → 各病院との調整、組織改編、人事異動等を伴うため、23年4月に実施予定 (参考)本部・ブロック事務所の職員数: 国(15年度:388人→機構発足時(18年度:281人)→現在(288人)) 8. 契約監視委員会の指摘事項を踏まえ、原則一般競争入札化、競争性・公正性・透明性の確保、一者応札・一者応募の解消に向けて、徹底した取組を進めていく → これまでの取り組みに加え、22年度より以下の項目を実施 ・契約監視委員会の指摘内容を全病院へ通知し、より一層の適正な契約事務の遂行を指示 ・随意契約(少額、緊急性のあるものは除く)について、その契約事由の妥当性を各病院の契約審査委員会の審議を経て、更に本部の契約監視委員会で事前審議を実施 ・前回一者応札及び前回落札率100%契約についても、契約監視委員会において事前審査を実施 ・入札説明会に参加しながら応札しなかった業者に対して追跡調査を実施し、原因究明に努力 9. 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、診療事業等に要する費用のさらなるコスト削減を図っていく → 医療機器の共同入札に参加する病院との調整等を行った後、23年度に実施予定</p>

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-5-(2)	労働者健康福祉機構	労災病院の設置・運営	※事業規模は縮減 ※病院のガバナンスについては抜本的見直し ※他の公的病院との再編等についても広く検討	ガバナンスの一層の強化を図るため、労災病院ネットワークにおける各病院の役割指し、PDCAによる評価と改善、経営指導等を更に徹底し、労災病院グループ全体として効率的に労災疾病に取り組む。	本部の労災病院に対するガバナンスについては、個別の病院協議等を通じて各労災病院が果たすべき役割、機能等の指示を行うほか、 ・経営改善推進会議を通じて各病院に対する経営指導 ・医師確保及び緊急時の労災病院グループによる医師派遣の調整 ・統一的な研修等を実施し、各労災病院に必要な人材の確保及び育成 ・BSC(バランス・スコアカード)を活用したPDCAサイクルマネジメントを実施し、労災に関する政策医療に対する評価と改善などの取組を強化することとしている。 (なお、機構の中核をなす労災病院事業については、平成23年度も引き続き交付金等の国からの財政支出を全く受けずに運営することとしているため、概算要求額はない。)
B-8-(1)	日本学術振興会	学術の振興に関する調査及び研究(学術システム研究センター)	※ガバナンス・透明性の強化に努めることを前提に当該法人が実施	(1)センター運営委員会に民間企業等の外部有識者を半数程度登用するとともに、研究員の人選にあたっては、民間の研究機関を含む幅広い機関から外部専門家を登用するなど、ガバナンスの強化、透明性の向上に向けた方策を講じる。 (2)研究員の謝金については、勤務実態を踏まえ、業務内容を区分して支給できるよう見直しを行う。 (3)研究員の研究費については、その用途の範囲を明確にするとともに、総額を大幅に圧縮する。	(1)ガバナンスの強化・透明性の向上 ガバナンスの強化・透明性の向上について、以下の方策により具体的な改善を図る: ○センター運営委員会 ・センターの管理運営及び事業実施に関する重要事項について審議するために設置されたセンター運営委員会に民間企業等の外部有識者を半数程度登用し、多様な視点によるセンター運営を実現する。(22年度に措置予定) ○研究員の人選 ・研究員の人選にあたっては、民間の研究機関を含む幅広い機関から外部専門家を登用する。(23年度に措置予定) (2)研究員の謝金の見直し 主任研究員、専門研究員の各別で定額支給していた謝金については、研究員の勤務実態を踏まえ、業務を実務作業と会議出席に整理・区分することにより規模を明確にしたうえで支給する。(平成23年度概算要求に反映) (3)研究員の研究費の見直し 研究費については、用途の範囲を明確にした上で、支給総額を大幅に圧縮する。(Δ1億1千8百万円(Δ26.5%)の減)(平成23年度概算要求に反映)
B-8-(2)		科学研究費補助金	※他機関との協調、コスト削減、独立性強化	(1)「他機関との協調、コスト削減」の点では、他機関に対して審査・評価結果の迅速な提供による協調を図り、競争的資金全体としてのコストパフォーマンスの向上、効率化を図る。 (2)「独立性強化」の点では、日本学術振興会が公募・審査事務を行い、文部科学省が交付事務を行っている「特別推進研究」及び「若手研究(A・B)」について、早期に日本学術振興会への移管を進める。	(1)他機関との協調、コスト削減 ○審査が終了した研究種目(特別推進研究、基盤研究(S)、研究活動スタート支援)の審査結果を、他の競争的資金の配分機関(独立行政法人科学技術振興機構)に提供(平成22年8月に措置済み) ○研究進捗評価が行われた研究種目(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)、学術創成研究費)の評価結果も、他の競争的資金の配分機関(独立行政法人科学技術振興機構)に提供予定(平成22年10～11月に措置予定) (2)独立性強化 日本学術振興会が公募・審査事務を行い、文部科学省が交付事務を行っている「特別推進研究」及び「若手研究(A・B)」について、日本学術振興会への移管を要求。(23年度概算要求に反映)

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-11-(1)	宇宙航空研究開発機構	航空科学技術事業	※民間資金のより一層の活用	<p>【ガバナンス強化】</p> <p>・国立研究開発機関制度(仮称)について検討を行う中で、ガバナンスの在り方や個別法人の在り方等についても検討。</p> <p>【民間資金の活用】</p> <p>・外部の意見を積極的に取り入れつつ、産学官連携体制におけるJAXAの役割分担の一層の明確化を図り、成果の出口を強く意識すべき研究開発課題については、研究開発への民間の参画を促進し、民間資金の一層の活用を図る。</p>	<p>【ガバナンス強化】</p> <p>国立研究開発機関制度(仮称)について、研究開発力強化法附則第6条に定められた検討期限(平成23年10月)を踏まえ、次期通常国会を目途とした法案提出を目指し検討を行う中で、国全体の科学技術戦略との整合や審査機能強化等、法人のガバナンスの在り方等についても検討を行う。なお、個別法人の在り方についても、政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りつつ、今後検討していく。</p> <p>【民間資金の活用】</p> <p>○民間との共同研究:32件(FY21実績) ○設備供用収入:226,194千円(FY21実績) ○受託研究収入:222,477千円(FY21実績) ○技術移転料(ライセンス料):8件-3,552千円(FY21実績)</p> <p>上記のとおり、これまでも、ボーイング社とのドップラーライダー(世界初の航空機搭載型高々度0.3km級乱気流検知システム)に関する共同研究等、民間との共同研究の実施により民間側も資金負担をしており、また、設備供用、受託等により、民間資金を受け入れているところ。今後、民間との共同研究等を充実させ、民間資金を活用した取組を一層進めていくよう努力して参りたい。</p>
B-11-(2)		宇宙航空技術基盤の強化		<p>【民間資金の活用】</p> <p>・外部の意見を積極的に取り入れつつ、産学官連携体制におけるJAXAの役割分担の一層の明確化を図り、成果の出口を強く意識すべき研究開発課題については、研究開発への民間の参画を促進し、民間資金の一層の活用を図る。</p>	<p>【ガバナンス強化】</p> <p>国立研究開発機関制度(仮称)について、研究開発力強化法附則第6条に定められた検討期限(平成23年10月)を踏まえ、次期通常国会を目途とした法案提出を目指し検討を行う中で、国全体の科学技術戦略との整合や審査機能強化等、法人のガバナンスの在り方等についても検討を行う。なお、個別法人の在り方についても、政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りつつ、今後検討していく。</p> <p>【民間資金の活用】</p> <p>○民間との共同研究:4件(FY21実績) ○設備供用収入:21,471千円(FY21実績) ○技術移転料(ライセンス料):19件-1,321千円(FY21実績)</p> <p>上記のとおり、これまでも民間との共同研究により民間側も資金負担をしており、また、技術移転収入等により民間資金を受け入れているところである。今後、成果の出口を意識した研究開発課題の設定と併せて、実用化に近い成熟度の技術を中心に共同研究等を通じて民間のリソースの一層の活用を図る。特に、宇宙用機器部品について欧米製品に対して品質面・性能面で優位なものについては、それらの客観的な評価結果を欧米各国に示し、欧米の利用推奨リストに登録されること等により海外での積極的な利用取組を確保することで、民間による更なる資金投下の促進を図る。</p>

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-14-(1)	医薬品医療機器総合機構	審査関連業務(医薬品・医療機器)	※事業規模の拡充 ※出向の在り方の問題を含め、ガバナンスの抜本的改革・強化	・ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの完全解消に向け、中期計画に沿った人員増等の審査関連業務の拡充の推進 ・国からの現役出向者数を削減し、課長級以上の全職員のうち、プロパー職員の割合を4年以内に50%以上にする。等	人員増や研修等の充実による質の向上等で審査期間の短縮を図るとともに、相談体制の充実等も行い、平成23年度までにドラッグ・ラグの解消、平成25年度までにデバイス・ラグを解消することとしている。当事業は審査手数料等の自己収入を主な財源としており、これらの取組についてもほとんどは審査手数料等の自己収入を財源とするものであるが、今後、日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器事業戦略相談推進事業を立ち上げることとしており、その経費を23年度概算要求に盛り込むこととしている。 また、国からの現役出向者が多い上、主要ポストに多数在籍しているため、独法の主体性、独立性が不十分という指摘があったところである。しかし、プロパー職員を採用し始めたのが独法化後の平成16年以降であり、20、30歳代の割合が約7割を占めるといふ年齢構成の若い法人である。今後、このプロパー職員の成長に伴い、プロパー職員の管理職が増えていくことになるが、当面の数値目標を左記の今後の取組方針に記載のとおり設定する。
B-14-(2)		安全対策業務	※事業規模の拡充 ※ガバナンスの抜本的改革・強化	・中期計画に沿って、人員増等の安全対策業務の拡充を図る。 ・国からの現役出向者数を削減し、課長級以上の全職員のうち、プロパー職員の割合を4年以内に50%以上にする。等	人員増により、副作用症例に関する分析評価の質・量的な充実強化や安全対策部門による治験・審査・市販後を一貫してリスクマネジメントする体制を構築する。 また、国からの現役出向者が多い上、主要ポストに多数在籍しているため、独法の主体性、独立性が不十分という指摘があったところである。しかし、プロパー職員を採用し始めたのが独法化後の平成16年以降であり、20、30歳代の割合が約7割を占めるといふ年齢構成の若い法人である。今後、このプロパー職員の成長に伴い、プロパー職員の管理職が増えていくことになるが、当面の数値目標を左記の今後の取組方針に記載のとおり設定する。
B-17-(1)	情報通信研究機構	新世代ネットワークの研究開発	※事業規模の縮減	新世代ネットワーク領域については、研究開発体制の再編や、研究プロジェクトの一層の重点化等を概算要求に反映。また、特定の課題に対して横断的な取り組みを行うプロジェクト制の導入など研究開発業務の効率性を高めることにより、ガバナンスの一層の強化を図ることを検討中。	・新世代ネットワーク領域については、研究開発体制の再編や、研究プロジェクトの一層の重点化、民間企業等への委託研究の精選を図り、事業規模を縮減。 ・平成23年度からの次期中期目標期間に向け、特定の課題に対して横断的な取り組みを行うプロジェクト制を新たに導入するほか、契約監視委員会による契約の見直しを実施するなどにより、研究開発業務の効率化を高め、ガバナンスの一層の強化を図る予定。
B-18	日本貿易振興機構	国際ビジネス支援(JETRO本部、海外事務所、JETRO会館等)	※事業規模の縮減 ※不要資産の在庫返納、人件費・管理費等の抜本的改革	①不要資産の在庫返納 1. JETRO会館については売却 2. 保有する職員宿舎については集約化を行い一部を売却 ②ガバナンスの強化、人件費・管理費等の抜本的改革 1. ラスバイレス指数の引下げに向けて賞与を見直す等の措置を講ずる 2. 海外事務所について、運営体制を見直す等により運営経費の更なる効率化を図る 3. 随意契約の見直し 4. 事業規模の縮減	○増量済み ・外部有識者により構成される契約監視委員会を設置し、随意契約、一者応札・応募の契約について、競争性確保のため契約内容を全件点検。 ・「随意契約見直し計画」(随契約比率を19%から12%に引き下げ等)を平成22年4月に策定し、現在計画を実施中。 ・平成21年度における競争性のない随意契約は前年度より大幅に減少し大きく改善。また、目標も達成。 ・平成22年4月に経済産業省が実施した事業仕分けにおいて、JETROでは開発途上国との貿易取引拡大事業については、国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものに特化し、それ以外の事業は原則実施しないこととした。 ○22年度に措置予定 ・ラスバイレス指数の引下げについては、22年度中に賞与を見直す等の措置を講ずる予定。 ・海外事務所経費については、これまでも効率化に取り組んできたところだが、22年度中においても更に一部の海外事務所について、その運営体制を見直す等による運営経費の効率化を図る予定。 ・JETRO会館については、22年度以降に売却予定。 ○23年度概算要求に反映 ・上記②の措置を踏まえ、運営費交付金の一般管理費で▲3%、業務経費で▲1%の効率化を図る。 ○検討中 ・保有する職員宿舎については、集約化を行い一部を売却の方向で準備中。

(4)その他

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-7-(1)	水産大学校	水産に関する学理及び技術の教授及び研究	※事業規模の縮減 ※専攻科の統合を中心とした他の法人との統合を検討	東京海洋大との意見交換の結果、学生の経済的負担増加、両校のカリキュラムや海技士養成の方向性の違いから、専攻科の統合は困難。なお、双方の役割分担の明確化等について検討。	東京海洋大との役割分担や水産系海技士の需要動向を踏まえ現行の航海士・機関士の定員(各25名)の配分の見直しなどにより、事業の効率化・合理化を図る。
A-12-(1)	環境再生保全機構	公害健康被害予防事業(機構が実施する調査研究、知識普及、研修事業)	※事業のやり方の抜本的な見直し(事業主体を変えることも含めた見直し)	事業仕分けの評価結果を踏まえ、①事業の対象・内容が予防事業の目的に即したものであること、②事業主体の変更を含め見直しを行うこと、③事業の効果を測定・評価し反映する仕組みを備えるものであること、④地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズに適切に応えるものであること、との考え方に基づき機構が実施する事業及び地方公共団体が行う事業に対する助成事業について、事業分野ごと(環境改善分野・環境保全体)に見直しを行う。	①措置済み (環境改善分野) 予防事業としての役割・効果が減少してきた事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業は、予防事業としての実施を取りやめることとした。 ・機構が実施する事業 エコカーフェア・大気汚染防止推進月間関連事業・エコドライブコンテスト ・地方公共団体が行う事業に対する助成事業 最新規制適合車代替促進事業 ※既に契約済又は地方公共団体へ交付決定内定済の事業に限り経過措置として実施する。
A-12-(2)		公害健康被害予防事業(地方公共団体が行う事業に対する助成事業)			②22年度に措置予定 (環境保全体) 大気汚染によるぜん息に関する適正な知識等を普及する。また、地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズに適切に応える事業内容に改善することとした。 ・NPOを活用した大気汚染によるぜん息に関する知識・情報の発信事業を創設する。(企画公募型事業) ・地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズを適切に踏まえ、より効果の高い事業へ充実・強化を図る。(助成額の見直し) 地方公共団体が行う事業に対する助成事業については、事業の種類、規模ごとに定額の基準額を設定し、さらに効率的な事業を推進することとした。
A-18-(3)	農畜産業振興機構	野菜関係業務(契約野菜安定供給制度)	※事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	新たな食料・農業・農村基本計画及び事業仕分け結果を踏まえ、現場の声を聞きながら制度の見直しを行うとともに、不要資産の精査をしつつ、国費の縮減を行う。	国費を縮減し、縮減額を野菜価格安定対策の23年度所要額に活用するとともに、砂糖勘定の累積差損への充当を検討。 契約野菜安定供給制度について、具体的に以下の見直しを検討。 ①6次産業化法案(継続審議中)の特例による活用促進 ②発動要件の緩和 ③契約取引における収入積立口座の導入を目的としたモデル事業の実施

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)	
A-24-(1)	国民生活センター、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構	(消費者行政の在り方) 広報事業	※消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理、その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築	<p>(国民生活センター)</p> <p>○消費者庁は消費者行政の司令塔として、消費者の利益の擁護及び増進を図るため、消費者政策全般の企画立案や消費者事故の収集・分析及び対応を行う。また、特商法など消費者に身近な問題を取り扱う法律の執行を担う。</p> <p>○センターは、相談支援、研修、商品テストといった地方の消費生活相談を支えるための業務を一体的に実施するとともに、全国の消費生活センター等のネットワーク化を推進する。</p> <p>○なお、センターには、長年の相談業務等を通じ、ノウハウ・経験が既に蓄積。このため、その業務実施について消費者庁が必要に応じ指示等を行い、成果を活用しうるのであれば、消費者庁が別途にコストをかけて同様の業務を行う必要はない。また、これら非権力的で政策的要素が乏しい業務については、むしろ、独立行政法人として、柔軟な財務・組織管理体制の下で行うことが効率的。</p> <p>○平成23年4月までに取組を達成する。</p>	<p>(国民生活センター)</p> <p>【消費者庁】</p> <p>「消費者行政の司令塔」(消費者行政推進基本計画)として、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 消費者事故情報の収集・分析に関する制度の基本的枠組みの構築 - (上記基本的枠組みの下で)消費者事故情報の収集、一定の重要な事故情報の公表。 - 重大性又は緊急性を有する消費者事故等について、他省庁やセンターと分担・協力しつつ、調査・分析。 <p>その上で、政策判断を踏まえた法令による対応ないし注意喚起。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 法令の企画立案や他省庁への働きかけその他政策立案 - 消費者に身近な法律の執行 <p>等を行う。</p> <p>【国民生活センター】</p> <p>「中核的実施機関」(消費者行政推進基本計画)として、相談(経由相談、直接相談)の受付及び相談を増強とする次の業務その他消費者行政の実施業務を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PIO-NET(消費生活相談情報を蓄積)の運営 - PIO-NETの統計処理・分析や当該分析に基づく消費者への一般的な注意喚起、消費者庁・関係省庁への情報提供 - 消費生活センターからの相談に対応する商品テスト - 研修 といった実施事務を担う。 <p>23年度予算においては、消費者庁が行っていた実施的な業務について再整理を行った。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地方消費者行政サポートシステム構築事業(22年度予算2,012万円) - PIO-NETによる対応を行う方向で事業を廃止(22年度も執行を停止)。 - 医療機関ネットワーク構築事業(22年度予算5,301万円) <p>医療機関からのネットワークやデータベースの構築等を国民生活センターにおいて実施することとし、23年度予算は2,558万円削減。</p>	
A-24-(2)		(消費者行政の在り方) 情報・分析事業				
A-24-(3)		(消費者行政の在り方) 相談事業				
A-24-(4)		(消費者行政の在り方) 商品テスト事業				
A-24-(5)		(消費者行政の在り方) 研修事業				
A-24-(6)		(消費者行政の在り方) 食品等関係事業				(農林水産消費安全技術センター) 消費者庁と国民生活センターの間の役割、連携の在り方の整理結果を踏まえ、検討する。
A-24-(7)		(消費者行政の在り方) 製品安全関連業務				(製品評価技術基盤機構) 仕分けの評価結果を踏まえ、今後、消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方が整理される見込み。それを踏まえ、一層の連携の在り方について検討を行う。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
A-24-(4)	国民生活センター	商品テスト事業	※関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える	<p>○原則として、国民生活センターは、消費生活センターから依頼された相談に対応した商品テストを行い、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)は消費生活用製品安全法に基づく製品事故に関する原因究明調査を、(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)はJAS法に基づく食品の偽装表示等に関する技術的調査を行うこととなっている。ONITE、FAMIC、その他の関係機関の人材、技術、施設等を有効に活用することで国民生活センターの商品テストの機能強化を図るため、各機関において可能な試験・検査の項目や協働先等を記載したリストを各機関と連携の上拡充する。さらに、民間検査機関への外部委託の一層の拡大をするため委託先の開拓を強化。</p> <p>○国民生活センターにおいて商品テストの実施が必要と判断した事業について、NITE及びFAMICとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目について予め協働する仕組みを構築する協定を締結。</p> <p>○本件は予算措置が不要であることから、平成22年度中に実施する。</p>	<p>○国民生活センターや他の民間機関では実施が困難な技術試験について、NITE又はFAMICにおける試験の種別毎の実施に関する協定を締結。</p> <p>○(独)製品評価技術基盤機構は複数の地方支所を有しており、地方の消費生活センター等との連携が図りやすい面もあることから、消費生活センター等からの製品等に係る技術的な相談等についてきめ細やかな対応ができるよう連携を目指す。</p> <p>○国民生活センターは、NITEとの情報共有をさらに密にするために毎月1回の定期的な会議(8月現在5回開催、昨年度は年間7回)を開催することとしたほか、個々の案件は必要に応じて電話・メールで情報交換を日常的に行う(今年度8月までに20回程度)ことで、それぞれが実施する注意喚起を促す商品テストの案件は重複がないよう調整している。また、FAMICにPIO-NET端末を設置、およびFAMICより毎月消費者相談情報の概要の提供による情報共有を実施している。FAMICについては、注意喚起する機関ではないことから、そもそも案件の重複はないものと認識している。</p> <p>○本件は予算措置が不要であることから、平成22年度中に実施する。</p>
A-24-(5)	国民生活センター	研修事業	※研修事業(施設)の廃止を含めた見直し	<p>相模原事務所の研修施設については廃止することを方針とする。このため、24年度末までに予定している東京事務所の移転と一体的に研修施設のあり方(代替施設(既存の公共、民間施設)の確保先、コスト、具体的廃止時期等)について検討する。あわせて、現研修施設の処分・活用・国庫返納について、関係機関との調整を開始する。本件は、平成24年度の概算要求に反映させるため、平成23年夏までに結論を得る。</p>	-
B-6-(1)	理化学研究所	新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先進的融合研究の推進	※ガバナンスに大きな問題 ※国を含めた研究実施体制のあり方について抜本的見直し	<p>国立研究開発機関制度(仮称)について検討を行う中で、ガバナンスの在り方や個別法人の在り方等についても検討。</p>	<p>・国立研究開発機関制度(仮称)について、研究開発力強化法附則第6条に定められた検討期限(平成23年10月)を踏まえ、次期通常国会を目途とした法案提出を目指し検討を行う中で、国全体の科学技術戦略との整合や監査機能強化等、法人のガバナンスの在り方等についても検討を行う。なお、個別法人の在り方についても、政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りつつ、今後検討していく。</p> <p>・なお、平成22年度においては、ガバナンスの強化に向けて、今後の理研の方向性について検討を行っていくとともに、平成23年度予算要求において、事業仕分けの指摘等を踏まえつつ事業の見直しを図るとともに、理事長のガバナンスを強化し、理事長のリーダーシップ下、所内の研究の融合を進めつつ、ライフイノベーション、グリーンイノベーションに関する取組を強化する。また、ガバナンスの強化のため、理事長を含めた経営陣の意志決定を迅速かつ的確に研究現場に伝えられるよう、体制強化を図るための取組を進める。</p> <p>・さらに、これらの取組について、今後、国内外のノーベル賞級の研究者等の外部有識者で構成された「国際評価委員会(RAC:理研アドバイザー・カウンシル)」に付議し、今後の研究戦略、適切な研究体制・運営方針等について提言を求め、ガバナンスの強化に反映していく。</p>
B-6-(2)		国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進			

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではありません。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-7-(1)	物質・材料研究機構	ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進	※独立行政法人、研究開発法人全体の抜本的見直しの中で、当該法人のあり方を検討	国立研究開発機構制度(仮称)について検討を行う中で、ガバナンスの在り方や個別法人の在り方等についても検討。	○国立研究開発機構制度(仮称)について、研究開発力強化法附則第6条に定められた検討期限(平成23年10月)を踏まえ、次期通常国会を目途とした法案提出を目指し検討を行う中で、国全体の科学技術戦略との整合や審査機能強化等、法人のガバナンスの在り方等についても検討を行う。なお、個別法人の在り方についても、政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りつつ、今後検討していく。 ○省エネ、CO2削減を促進するためのESCO事業(省エネルギー改修費用を光熱水費の削減分で賄う事業)や、財務会計、旅費計算等のITシステムの統合・更新などにより経費の削減を図る。 ○海外・国内の研究者、産業界それぞれのアドバイザーボードによる、業務・運営マネジメントに対する評価・助言結果をより積極的に活用し、今後の研究戦略の見直しや運営体制の改善など、ガバナンスの強化に反映。
B-7-(2)		社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進			
B-7-(3)		研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動			
B-9-(1)	科学技術振興機構	新技術創出研究(競争的資金関係)	※総合科学技術会議のあり方を中心に科学技術政策を抜本的見直し	総合科学技術会議の改組や国立研究開発機構制度(仮称)の創設に係る議論を踏まえて、科学技術基本計画の中核的実施機関としての法人の在り方やガバナンスの在り方等について検討。	国立研究開発機構制度(仮称)について、研究開発力強化法附則第6条に定められた検討期限(平成23年10月)を踏まえ、次期通常国会を目途とした法案提出を目指し検討を行う中で、国全体の科学技術戦略との整合や審査機能強化等、法人のガバナンスの在り方等についても検討を行う。なお、個別法人の在り方についても、政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携を図りつつ、今後検討していく。
B-9-(2)		新技術の企業化開発(競争的資金関係)			
B-9-(3)		国際研究交流(競争的資金関係)			
B-12-(1)	新エネルギー・産業技術総合開発機構	研究開発関連業務(ナショナルプロジェクト事業)	※事業規模の縮減 ※特定法人との取引関係の見直し、研究開発独立法人の見直しの中で、特に産総研との関係を含めて抜本的なあり方を見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない、公益法人一者、独法一者などの少数者によるプロジェクトは、原則、22年度をもってNEDO事業として廃止。 ・複数者によるプロジェクトであっても、公益法人への支出比率の高いプロジェクトについては、公益法人向け支出を大幅に削減。 ・その他についても、継続が必要ないと考えられるプロジェクトについては、平成22年度で終了する。 ・産総研への支出については、独法1者など少数者によるプロジェクトや独法向け支出が過半を超えるプロジェクトを見直す。 ・国際競争力強化に資する産学官が結集した高度な研究開発プロジェクトの推進や、スマートグリッドなど新技術・システムの国際展開を後押しする実証事業等の一貫した戦略的取り組みの強化や、国際的なネットワーク機能の強化にリソースを集中特化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産総研への支出については、独法1者など少数者によるプロジェクトや独法向け支出が過半を超えるプロジェクトを見直し、21年度約100億円の支出を22年度には約70億円に削減することとした。 ・研究開発マネジメント機能が活かされない、公益法人一者、独法一者など、少数者による15事業(22年度予算64億円)は、平成22年度をもってNEDOの事業としては廃止。 ・複数者によるプロジェクトであっても、公益法人への支出比率の高い6事業については、公益法人向け支出を大幅に削減。 ・継続が必要ないと考えられる38事業(22年度予算280億円)については、平成22年度をもってNEDOの事業としては廃止。 ・国際競争力強化に資する産学官が結集した高度な研究開発プロジェクトの推進や、スマートグリッドなど新技術・システムの国際展開を後押しする実証事業等の一貫した戦略的取り組みの強化や、国際的なネットワーク機能の強化にリソースを集中特化する。

※本資料は、各省庁提出資料から引用しており、関係省庁と調整したものではない。

項目番号	法人名	事業名	WG結論の付記	今後の取組方針(回答)	具体的な内容・理由(回答)
B-13-(1)	医薬基盤研究所	基盤的技術研究	※事業規模の縮減 ※厚生労働省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し	今後、研究業務の選択と集中を図るため、①難病対策、②迅速な新薬開発、③新興・再興感染症対策、の3点に重点を置いて運営する。	難病対策、迅速な新薬開発、新興・再興感染症対策の国の政策課題の解決などを目標に、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の分野に重点化して、より効率的・効果的に取り組む。 特に、難病関係については、難病団体等とも積極的に意見交換を行いながら、より、社会的ニーズや国の政策課題に合った研究を推進していく。
B-13-(2)		生物資源研究		HS財団との関係を整理するため、細胞分譲について、HS財団との共同事業から医薬基盤研究所自らが実施する形に改める。そのために必要な整備を平成23年度に行う。	細胞分譲業務について、研究者コミュニティに迷惑がかからないように、平成23年度に必要な体制整備を行い、第2期中期計画期間中に医薬基盤研究所自らが分譲をできる体制を整備する。
B-13-(3)		基礎研究推進事業	※国等が実施 ※厚生労働省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該法人が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し	政府における研究開発独法のあり方の論議や総合科学技術会議の検討が進まなかつたこと、ガバナンスの強化、事業主体の一元化の観点から、革新的な医薬品・医療機器の研究開発支援をより効率的・効果的に実施するよう、体制整備等について検討。不要資産については、国庫に返納する。	基礎研究推進事業は、保健医療水準の向上に役立つ画期的な医薬品・医療機器の基礎的段階における研究を支援するため、外部委員会において二段階の厳正な審査を行い、優れた研究プロジェクトを選定し、大学等の研究機関に年度当初に必要な研究資金を提供している。また、医薬品開発の知験経験を有するプログラムオフィサーにより、進捗状況の把握、創薬等に向けた適切な指導・助言を行っており、これらは年度単位で実施している。 現在、新規採択課題を国(厚生労働省)が募集・採択する方向で来年度の概算要求を行っている。今後、新成長戦略におけるライフ・イノベーション分野の方針、政府における研究開発独法のあり方の論議や総合科学技術会議における議論(研究開発法人が研究費配分機能を持つべき)等も踏まえた上で、国として画期的な医薬品・医療機器の研究開発支援をより効率的・効果的に実施する観点から、体制整備等を検討する必要がある。
B-13-(5)		希少疾病用医薬品等開発推進業務		国が今後策定する希少疾病用医薬品等の助成額、助成率についての評価基準に基づき適切に助成を行うことにより、国によるガバナンスの強化を図る。これにより、政策的な開発支援や開発の進捗状況などによりメリハリをつけた助成を行い、もって国主導によるオーファンドラッグの開発支援を効率的・効果的に実施する。	希少疾病用医薬品等開発振興事業は、規制と振興の分離を確保しつつ、効率的・効果的な研究開発支援を考慮し、助成金交付基準の明確化を含めた事業主体の一元化を目指すものである。しかし、本事業により開発された医薬品等の利潤を基盤研が徴収する納付金は、基盤研での本事業に使用することが規定されており、納付金運用は国ではできない。また、事業運用に必要な人員確保のめどが立たない状況では継続的な事業の実施は不可能である。従って、これまでの実施体制を踏まえて、開発企業に対して可能な限り有益な事業スキームが慎重に策定されなければならない。
B-16		建築研究所	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	※独立行政法人改革の議論の中で基準作成関連とそれ以外の研究を整理しつつ、旧建設省系の他の研究所と併せてそのあり方を抜本的に見直す	研究開発について総点検を行い、住宅、一般施設及び都市に関する基準作成関連の研究に一層の重点化・深化を図る。